

シンポジウム 養育費の履行確保のため

今. 取り組むべき課題

一子どもの最善の利益のために一



日 時 2018年3月3日(土) 13:30~16:30

場 所:弁護士会館2階講堂「クレオ」A

総合司会:中込律子(日弁連両性の平等に関する委員会委員)

プログラム

- 1 開会挨拶 田村智幸(日弁連副会長)
- 2 基調講演「ひとり親家庭への支援施策について」 度会 哲腎 氏(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室長)
- 3 委員会報告
 - (1) 韓国における履行確保制度の実態
 - (2) 新算定表公表後の現状について 報告者:湯山 薫(日弁連両性の平等に関する委員会委員)
- 4 パネルディスカッション「養育費の履行確保のため、今、取り組むべき課題―子どもの最善の利益のために」 パネリスト: 犬伏 由子 氏(慶應義塾大学法学部教授)

西村智奈美 氏(衆議院議員,元厚生労働副大臣) 道下久美子 氏(横浜市母子寡婦福祉会理事長) 深堀 寿美(日弁連両性の平等に関する委員会委員)

コーディネーター:清田乃り子(日弁連両性の平等に関する委員会副委員長)

5 閉会挨拶 横山幸子(日弁連両性の平等に関する委員会委員長)

主催:日本弁護士連合会

(ページ) 講演者・パネリストプロフィール 【資料1】 1/144 基調講演 ・厚生労働省 度会氏資料「ひとり親家庭への支援施策について」 【資料2】 4/144 委員会報告 ・「養育費・婚姻費用の新算定方式・新算定表」に関するアンケート 【資料3】 23/144 実施報告 パネリスト資料 ・犬伏 由子氏 レジュメ 【資料4】 25/144 ・道下久美子氏 レジュメ 【資料5】 29/144 【資料5-2】 35/144 横浜市母子寡婦福祉会リーフレット ひとり親サポートよこはまリーフレット 【資料5-3】 37/144 両性の平等に関する委員会基調報告 【資料 6 】 39/144 第1 韓国の養育費制度―韓国視察報告― 第2 日本の養育費の現状 第3 まとめと提言 巻末資料 · 韓国養育費算定基準表(日本語訳) 【参考1】 113/144 ・養育費支払確保のための意見書(2004年3月19日) 【参考2】 115/144 養育費支払確保及び面会交流支援に関する意見書 【参考3】 123/144 (2013年11月21日) ・「養育費・婚姻費用の新しい簡易な算定方式・算定表に関する提言」 【参考4】 130/144 (2016年11月15日) ※算定表は早わかりガイドのみ掲載 【参考5】 ・上記提言要旨 144/144

講演者・パネリストプロフィール(敬称略)

《基調講演者》

■ <u>**度会 哲賢**(わたらい てっけん)</u> 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長

《 パネリスト 》

■ <u>犬伏 由子(いぬぶし ゆきこ)</u> 慶応義塾大学法学部教授

- 1975年 大阪大学法学部卒業
- 1979年 大阪大学法学研究科後期博士課程退学
- 1979 年 山形大学講師・1985 年助教授・1996 年教授
- 1982年 山形家庭裁判所家事調停委員(2000年東京家庭裁判所調停委員所属変更)
- 1990年 慶應義塾大学法学部教授 (現在に至る)
- 2011年 法制審議会・ハーグ条約 (子の返還手続関係) 部会委員

~最近の主要業績~

「離婚訴訟における子どもの代理人制度」野田=梶村編『新家族法実務体系 5』 (新日本法規出版 2008 年)

「親権・面会交流権の立法課題」日本家族〈社会と法〉(2010年)

「韓国法における親の離婚と子の養育について一子の利益(福利)を実現するシステムの構築に向けて一」共著、法学研究86巻1号(2013年4月)

「婚姻中取得財産の分配と夫婦財産制」法学研究88巻3号(2015年)

『親族法・相続法 [第2版]』(共著)(弘文堂、2016)。

「韓国・養育費履行管理院の実情と面接交渉支援への新たな取組」戸籍時報 752 号 (2017 年 8 月)

「婚姻財産制」家族〈社会と法〉33号(2017年10月)

「夫婦の離婚と子の監護養育-実体法見直しの観点から」稲田龍樹編『東アジア家族法における 当事者間の合意を考える』(勁草書房、2017 年 10 月)

[新注釈民法(17) 親族(1)] 共著(有斐閣、2017年10月)

■ <u>西村 智奈美 (にしむら ちなみ)</u> 衆議院議員,元厚生労働副大臣

```
1967年01月 新潟県西蒲原郡吉田町米納津に生まれる。
1990年03月 新潟大学法学部卒業。
1993年03月 新潟大学大学院法学研究科修了。専修学校・大学非常勤講師を歴任。
        NVC 新潟国際ボランティアセンター事務局長 (~1998 年 9 月)
1999年04月 新潟県議会議員選挙 新潟市選挙区で初当選
1999年07月 民主党新潟県連発足と同時に、副代表に就任
2000年02月 新潟県自治体議員フォーラム発足と同時に、幹事長に就任(~2003年11月)
2001年10月 民主党新潟県第1区総支部長代行に就任
2003年11月 第43回総選挙、新潟1区から衆議院議員初当選
2005年09月 第44回総選挙、新潟1区から衆議院議員再選
2007年09月 民主党ネクスト子ども・男女共同参画担当副大臣に就任
2007年11月 民主党新潟県総支部連合会代表に就任(~2012/10/28)
2009年08月30日 第45回総選挙、新潟1区から衆議院議員3選
2009年09月18日 鳩山内閣発足に伴い、外務大臣政務官に就任
2010年06月09日 菅内閣発足に伴い、外務大臣政務官に再任
2010年09月21日 民主党 総務委員長代理・国際局長に就任(~2011/9/7)
2011年03月25日 裁判官弾劾裁判所裁判員に選任(~2012/4/6)
2012年04月06日 野田内閣で厚生労働副大臣に就任
2014年12月14日 第47回衆議院総選挙にて比例北信越ブロックで当選
2015年01月22日 党国会対策副委員長(~2017/09/01)
           党副幹事長(~2016/4/14)、党企業団体対策副委員長(~2015/11/10)
2015年12月08日 民主党非正規雇用・ワーキングプア対策チーム 座長
2016年04月05日 民進党「次の内閣」ネクスト厚生労働副大臣(~2017/09/26)
2016年09月26日 民進党副幹事長 (~2017/09/01)
2017 年 04 月 11 日 民進党政務調査会長代理・ネクスト官房副長官(~2017/09/01)
2017年09月19日 党団体交流副委員長
2017年10月06日 立憲民主党入党
2017年10月22日 第48回衆議院総選挙 新潟1区で当選(5期目)
2017年11月01日 立憲民主党北陸信越ブロック常任幹事
2017年11月09日 立憲民主党 政策調査会長代理
2017年11月21日 立憲民主党 ジェンダー平等推進本部 本部長
           立憲民主党 座間市における事件を考える PT 事務局長
2018年01月10日 立憲民主党 「つながる」本部 副事務総長
2018 年 02 月 22 日 立憲民主党 SOG I (性的指向・性自認) に関する PT 座長
```

現在、衆議院 厚生労働員会理事、拉致問題等に関する特別委員会委員

■ 道下 久美子(みちした くみこ) 一般財団法人横浜市母子寡婦福祉会理事長

横浜市母子寡婦福祉会は、まだ戦後の混乱が収まらないなか、困窮の中で子どもを抱え未亡人となられた方々の組織として、前身である「横浜市みのり会」として昭和26年に発足。

そして、全国未亡人団体協議会が結成され、国に働きかけ、児童扶養手当を始めとして、母子 家庭のための様々な制度が整った活動の歴史がある。

平成16年から横浜市から委託された「横浜市母子家庭等就業・自立支援センター」愛称として「ひとり親サポートよこはま」運営している。ひとり親家庭のお母さんなどを対象にした就労支援を始めとして、離婚・養育費問題などの弁護士さんによる法律相談、日常生活やお子さんのことでの悩みなどの生活相談やセミナーなどを、実施している。

また、母子の自立と子どもが健やかに育つ環境づくりを目的に、近頃誰にも相談することができない方々が増えている社会背景があることから、ひとり親家庭同士の交流や情報交換を行うことで、悩みや不安を乗り越えていただくきっかけとして、さつま芋堀り、夏キャンプ、味噌づくり、料理教室など月1回程度、様々な活動を実施している。

さらに、家庭の事情などで学習塾などに通うことが困難なひとり親家庭の子どもさんを対象として、学習意欲や学習習慣の定着を目的に「無料学習会」を開催。子どもの学力や進路に格差が生じないようにと実施している。

全国母子寡婦福祉団体協議会の評議員も務める。

■ 深堀 寿美(ふかほり ひさみ) 弁護士, 日弁連両性の平等に関する委員会委員

弁護士登録(福岡第一法律事務所)(1993.4~現在に至る)

~委員会活動歷~

福岡県弁護士会両性の平等に関する委員会委員(1999.4)

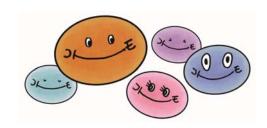
福岡県弁護士会両性の平等に関する委員会委員長(2004.4~2008.3)

日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会委員、同男女共同参画推進本部委員 (2010.6~現在 に至る)

九州弁護士会連合会両性の平等・男女共同参画に関する連絡協議会委員長(2012.4~2014. 3)

日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会委員長(2014.6~2015.5)

ひとり親家庭への支援施策について



平成30年3月3日 厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課母子家庭等自立支援室

母子家庭・父子家庭の現状

		母子世帯	父子世帯
1	世帯数[推計値]	1 2 3 . 2 万世帯 (1 2 3 . 8 万世帯)	1 8 . 7 万世帯 (2 2 . 3 万世帯)
2	ひとり親世帯になった理由	離婚 79.5% (80.8%) 死別 8.0% (7.5%)	離婚 75.6% (74.3%) 死別 19.0% (16.8%)
3	就業状況	81.8% (80.6%)	85.4% (91.3%)
	就業者のうち 正規の職員・従業員	44.2% (39.4%)	68.2% (67.2%)
	うち 自営業	3.4% (2.6%)	18.2% (15.6%)
	うち パート・アルバイト等	43.8% (47.4%)	6.4% (8.0%)
4	平均年間収入 [母又は父自身の収入]	243万円(223万円)	420万円(380万円)
5	平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	200万円(181万円)	398万円 (360万円)
6	平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	3 4 8 万円 (2 9 1 万円)	573万円 (455万円)

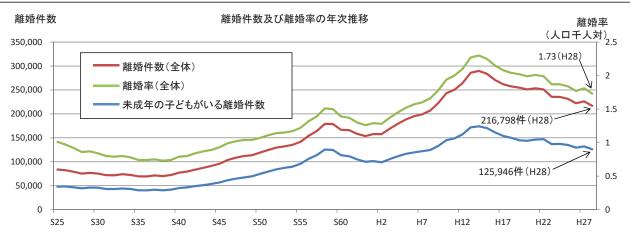
出典:平成28年度全国ひとり親世帯等調査

) 内の値は、前回(平成23年度)調査結果を表している。

※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成27年(平成22年)の1年間の収入。 ※ 集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答(無記入や誤記入等)がある場合は、分母 となる総数に不詳数を含めて算出した値(比率)を表している。 4 / 144

母子家庭と父子家庭の現状

- ○母子のみにより構成される母子世帯数は約75万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約8万世帯 (平成27年国勢調査)
- ○母子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯数は約123万世帯、父子世帯数は約19万世帯 (平成28年度全国ひとり親世帯等調査による推計)
- ○児童扶養手当受給者数は100.6万人(平成28年度末時点、福祉行政報告例)
- ○母子世帯になった理由は、離婚が79.5%と最も多く、次いで未婚の母8.7%、死別8.0%となっている。 父子世帯になった理由は、離婚が75.6%と最も多く、次いで死別が19.0%となっている。 ※昭和58年では母子世帯で離婚約5割、死別約4割、父子世帯で離婚約5割、死別約4割
- ○離婚件数は約21万7千件(平成28年人口動態統計(確定数)) 従来、増加傾向にあったが、平成15年から概ね減少傾向。 うち、未成年の子どもがいる離婚件数は約12万6千件で、全体の58.1%となっている。
- ○離婚率(人口千対)は1.73(2016)。韓国2.1(2016)、アメリカ3.1(2015)、フランス1.91(2013)、ドイツ2.05(2014)、 スウェーデン2.70(2014)、イギリス2.05(2011)より低く、イタリア0.86(2014)よりは高い水準。



【就労の状況】 (平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

○母子家庭の81.8%、父子家庭の85.4%が就労

(海外のひとり親家庭の就業率)

アメリカ(66.4%)、イギリス(52.7%)、フランス(68.8%)、イタリア(71.6%)、オランダ(74.2%)、ドイツ(64.9%)、日本(85.9%)OECD平均(66.5%) (出典)OECD Family databaseより(2011年の数値。日本の数値は2007年)

○就労母子家庭のうち、「正規の職員・従業員」は44.2%、「パート・アルバイト等」は43.8% 就労父子家庭のうち、「正規の職員・従業員」は68.2%、「パート・アルバイト等」は6.4%

【収入の状況】 (平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

- ○母子家庭の母自身の平均年収は243万円(うち就労収入は200万円) 父子家庭の父自身の平均年収は420万円(うち就労収入は398万円)
- ○生活保護を受給している母子世帯及び父子世帯はともに約1割

【養育費と面会交流の状況】 (平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

(離婚母子家庭) (離婚父子家庭)

・養育費の取り決めをしている: 42.9%・養育費を現在も受給している: 24.3%・面会交流の取り決めをしている: 24.1%・面会交流を現在も行っている: 29.8%45.5%

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- 〇 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育で・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育で・生活支援施策の 強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制 限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)
- ○平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大倍増を実施。

自立促進計画(地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定)



子育で・生活支援

- 〇母子·父子自立支援員に よる相談支援
- 〇ヘルパー派遣、保育所等 の優先入所
- 〇子どもの生活・学習支援事 業等による子どもへの支援
- 〇母子生活支援施設の機能 拡充 など

就業支援

- 〇母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
- 〇母子家庭等就業・自立支 援センター事業の推進
- ○能力開発等のための給付 金の支給 など

養育費確保支援

- ○養育費相談支援センター 事業の推進
- ○母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 〇「養育費の手引き」やリー フレットの配布

など

経済的支援

- 〇児童扶養手当の支給
- ○母子父子寡婦福祉資金の 貸付

就職のための技能習得や 児童の修学など12種類の 福祉資金を貸付

30

「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト) (注)

(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

- ○経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- ○児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

平成27年8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
→年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定

すくすくサポート・プロジェクト

I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

- ○**就業による自立**に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- ○具体的には、ひとり親家庭が孤立せず**支援につながる**仕組みを整えつつ、**生活、学び、仕事、住まいを支援**するとともに、ひとり親家庭を**社会全体で応援**する仕組みを構築

【主な内容】

- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実 など

Ⅲ 児童虐待防止対策強化プロジェクト

○児童虐待について、**発生予防**から**発生時の迅 速・的確な対応、自立支援**まで、一連の対策を 更に強化。

【主な内容】

- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン(仮称)の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など

平成28年通常国会において、児童扶養手当法改正法及び児童福祉法等改正法が成立。

引き続き、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。

- ※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。
- ※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。
- (注)「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定(平成28年2月23日) 6 / 144

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト(課題と対応)

現状・課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
- これらの方の自立のためには、
 - ・支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
 - ・複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
 - ・ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
 - ・安定した就労による自立の実現

が必要。

○昭和63年から平成23年の25年間で 母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍 (母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、 父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯)

○母子世帯の80.6%が就業しており、 のうち47.4% はパート、アルバイト等

○母子世帯の平均年間就労収入(母自身 の就労収入)は181万円、平均年間収 入(母自身の収入)は223万円

対 応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。

① 支援につながる

② 生活を応援

③ 学びを応援

④ 仕事を応援

- 自治体窓口のワンストップ化の推進
- 子どもの居場所づくり
- 児童扶養手当の機能の充実
- 養育費の確保支援
- 母子父子寡婦福祉資金の見直し
- 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減
- 教育費負担の軽減
- 子供の学習支援の充実
- 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応
- 就職に有利な資格の取得促進
- ひとり親家庭の親の就労支援
- ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進
- 非正規雇用労働者の育児休業取得促進
- ひとり親家庭等に対する住居確保の支援 ⑤ 住まいを応援

等

- 「子供の未来応援国民運動」の推進

⑥ 社会全体で応援

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

平児 童扶養手当法改正法が 成 28 年通常国会において

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト(全体像)

等

支援につながる

自治体窓口ワンストップ化の推進

- ○ワンストップ相談体制整備
- ○窓口の愛称・ロゴマークの設定
- ○相談窓口への誘導強化
- ○携帯メールによる双方型支援
- ○集中相談体制の整備

生活を応援

1 子どもの居場所づくり

○放課後児童クラブ等の終了後に生 活習慣の習得・学習支援等を行う 居場所づくりの実施

-----児童扶養手当の機能の充実

○第2子・第3子加算額を倍増

3 養育費の確保支援

○地方自治体での弁護士による養育 費相談

- ○離婚届書等の交付時に養育費の合 意書ひな形も同時交付
- ○財産開示制度等に係る所要の民事 執行法の改正の検討 等

4 母子父子寡婦福祉資金貸付金の 見直し

○利率の引き下げ

5 保育所等利用における負担軽減

○年収約360万円未満の世帯の保 育料負担軽減

学びを応援

教育費の負担軽減の推進

- ○幼児教育無償化へ向けた取組の段階的 推進
- 高校生等奨学給付金事業の充実
- ○大学等奨学金事業の充実

2 子供の学習支援の充実

- ○高等学校卒業認定試験合格事業の対象 追加
- ○生活困窮世帯等の子どもの学習支援の 充実
- ○地域未来塾の拡充
- ○官民協働学習支援プラットフォームの 構築 等

3学校をプラットフォームとした子供や その家族が抱える問題への対応

- ○SSWの配置拡充
- ○訪問型家庭教育支援の推進 等

社会全体で応援

1子供の未来応援国民運動の推進

○支援情報ポータルサイトの準備 ------

2子供の未来応援地域ネットワーク形成

○「地域応援子供の未来応援交付金」創 設

仕事を応援

1 就職に有利な資格の取得の促進

- ○高等職業訓練促進給付金の充実
- ○高等職業訓練促進資金貸付事業創設
- ○自立支援教育訓練給付金の充実 等 -----------------

2 ひとり親家庭の就労支援

- ○出張ハローワークの実施
- ○マザーズハローワークでの支援
- ○企業への助成金の活用・拡充

3 ひとり親が利用しやすい能力開発施 策の推進

- ○求職者支援訓練における託児サービス 支援付き訓練コース等の創設
- ○職業訓練におけるeラーニング
- ○ジョブ・カードを活用した雇用型訓練 の推進 等

住まいを応援

、ひとり親家庭等に対する住居確保支援

- ○公的賃貸住宅等における居住の安定
- ○ひとり親家庭向け賃貸住宅としての 空き家の活用の促進
- ○生活困窮者に対する住居確保給付金 の支給
- ○新たな生活場所を求めるひとり親家 庭等に対する支援

- - - - -7 /-144

等

ひとり親家庭の子育で・生活支援関係の主な事業

	事業名	支援内容	実績等
母子・父子自立支援員による相談・ 支援		ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般についての相談指 導や母子父子寡婦福祉資金に関する相談・指導を行う。	(勤務場所) 原則、福祉事務所 (配置状況) 1,688人 (常勤473人 非常勤1,215人) (相談件数) 746,253件
ひとり親家庭	等日常生活支援事業	修学や疾病などにより家事援助、保育等のサービスが必要 となった際に、家庭生活支援員の派遣等を行う。	(派遣延件数) 33,889件
	相談支援事業	ひとり親家庭等が直面する様々な課題に対応するために相談支援を行う。	(相談延件数) 24,746件
	家計管理·生活支援 講習会等事業	家計管理、子どものしつけ・育児や健康管理などの様々な支援に関する講習会を開催する。	(受講延件数) 11, 956件
ひとり親家 庭等生活 向上事業	学習支援事業	高等学校卒業程度認定試験の合格のために民間事業者などが実施する対策講座を受講している親等に対して、補習や学習の進め方の助言等を実施する。	(利用延件数) 11, 963件
	情報交換事業 ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを相談しあう場 を設ける。		(開催回数) 396回
	子どもの生活・学習支援事業 ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。		(利用延人数) 69, 753人
母子生活支援施設		配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設	施設数: 232か所 定員: 4,779世帯 現員: 3,330世帯(児童 5,479人)
子育て短期		児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業。	ショートステイ実施 : 764箇所 トワイライトステイ実施 : 386箇所

(注)実績等について 母子・父子自立支援員:平成28年度末現在、母子生活支援施設:平成28年10月1日現在、 子育て短期支援事業:平成28年度変更交付決定ベース、ひとり親家庭等日常生活支援事業及びひとり親家庭等生活向上事業:平成28年度実績

ひとり親家庭の就業支援関係の主な事業

	がの木へ」及内がツエでナ木
事業	事業内容
1 ハローワークによる支援 ・マザーズハローワーク ・生活保護受給者等就労自立促進事業 ・職業訓練の実施 ・求職者支援事業 など	子育て女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。
2 母子家庭等就業・自立支援センター事業(H15年度創設) ・平成28年度自治体実施率97.4%(112/115) ・相談件数:7万8,848件 ・就職実人数:5,443人	母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する。
3 母子・父子自立支援プログラム策定事業(H17年度創設) ・平成28年度自治体実施率64.0%(579/904) ・プログラム策定数:6,970件	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、 ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。
4 自立支援教育訓練給付金(H15年度創設) •平成28年度自治体実施率94.2%(852/904) •支給件数:816件 •就職件数: 637件	地方公共団体が指定する教育訓練講座(雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など)を受講した母子家庭の母等に対して、講座終了後に、対象講座の受講料の6割相当額(上限20万円)を支給する。
5 高等職業訓練促進給付金(H15年度創設) ・平成28年度自治体実施率 95.9% (867/904) ・総支給件数 : 7,110件(全ての修学年次を合計) ・資格取得者数 : 2,475人 (看護師 934人、准看護師 1,161人、保育±142人、介護福祉士 61人等) ・就職者数 : 1,920人 (看護師 823人、准看護師 782人、保育±119人、介護福祉士 53人等)	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金(月額10万円(住民税課税世帯は月額7万500円)、上限3年)を支給する。
6 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(H27年度 創設(補正)) -貸付件数 入学準備金:787件 就職準備金:362件	高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進資金(入学準備金50万円、就職準備金20万円)を貸し付ける。
7 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(H27年度創設) •平成28年度自治体実施率22.6%(204/904) •事前相談:164件 支給件数:28件	ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部(最大6割、上限15万円)を支給する。

ξ

児童扶養手当制度の概要

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進 に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。(平成22年8月より父子家庭も対象)

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)を監護する母、監護し、 かつ生計を同じくする父又は養育する者(祖父母等)。

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の 生死が明らかでない児童などを監護等していること。

※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。 平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。

4. 手当月額(平成29年4月~)

・児童1人の場合 全部支給:42,290円 一部支給:42,280円から9,980円まで 全部支給: 9,990円 ・児童2人以上の加算額[2人目] 一部支給: 9,980円から5,000円まで

[3人目以降1人につき] 全部支給: 5,990円 一部支給: 5,980円から3,000円まで

5. 所得制限限度額(収入ベース)

•本 人 : 全部支給(2人世帯) 130.0万円、一部支給(2人世帯) 365.0万円

•扶養義務者(6人世帯): 610.0万円

6. 受給状況

・平成29年3月末現在の受給者数 1,006,332人(母:943,917人、父:57,484人、養育者:4,931人)

7. 予算額(国庫負担分) [29年度予算] 1, 783. 9億円

8.手当の支給主体及び費用負担

支給主体:都道府県、市及び福祉事務所設置町村費用負担:国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3

11

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の概要

目 的

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その 経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

対象者

① 母子福祉資金:配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(いわゆる母子家庭の母)、母子・父子福祉団体等

父子福祉資金:配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの(いわゆる父子家庭の父)、母子・父子福祉団体等 (平成26年10月1日より)

寡婦福祉資金:寡婦(配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの) 等

貸付金の種類

①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、 ⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金(計12種類)

貸付条件等

子:貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%

償還方法:貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年~20年

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3

【29予算額】36.0億円

貸付実績《平成28年度》

母子福祉資金:172億3,578万円(33,133件)

(2) 父子福祉資金: 4億8,617万円(1,086件)

※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係

寡婦福祉資金: 3億7,950万円(570件)

ひとり親家庭の養育費確保に関する取り組み

1. 養育費に関する規定の創設(15年4月施行)

母子及び寡婦福祉法を改正し、養育費支払いの責務等を明記した。

2. 強制執行手続の改善

(1) 平成15年の民事執行法改正(16年4月施行)

養育費等の強制執行について、より利用しやすくした(一度の申し立てで、将来の分についても給料等の債権を差し押さえることができるようにした。)。

(2) 平成16年の民事執行法改正(17年4月施行)

養育費等の強制執行について、直接強制(債務者の財産を換価して、そこから弁済を受ける方法)のほか、<u>間接強制</u>(不履行の場合には養育費債務とは別に上乗せの金銭(間接強制金)を支払うよう債務者に命じて、自ら履行することを心理的に強制する方法)も可能とした。

3. 養育費の取得に係る裁判費用の貸付(15年4月)

母子寡婦福祉資金の一環として、養育費の確保に係る裁判費用については、特例として生活資金を12か月分(約123万円)を一括して貸付けできるようにした。

4. 養育費算定基準の周知等(16年3月)

養育費の相場を知るための養育費算定表や、養育費の取得手続の概要等を示した「養育費の手引き」を作成(8千部)。母子家庭等に対する相談において活用してもらうべく各自治体に配布。

5. 離婚届出時等における養育費取り決めの促進策の実施(17年8月)

離婚する時などをとらえて、子の養育に関する法的義務について周知し、養育費の取決め書の作成を促すことが有効であると考えられることから、「養育費に関するリーフレット」を作成(40万部)し、市町村へ配布。

(活用方法)

母子家庭等対策部署と戸籍事務等関係部署と連携の上、

- ① 離婚届用紙交付時に、養育費に関するリーフレットの配布
- ② 関係部署の窓口へのリーフレットの設置
- ③ 養育費の確保の促進に向けた広報活動

など、リーフレットを活用し、養育費の確保の促進策を実施。

13

6. 養育費相談機関の創設・拡充

- (1)「養育費相談支援センター」の創設(19年度)
 - ・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて受け付けられた養育費の取り決め等に関する相談中の困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を創設。
 - 養育費の意義や取り決め方法、養育費の支払いの確保の手続き、養育費相談支援センターの業務内容をまとめたパンフレットを作成し (21万部)、地方自治体に配布。

(2)養育費専門相談員を設置

- ・母子家庭等就業・自立支援センターに、養育費専門の相談員を新たに設置。(平成19年10月)
- 養育費専門相談員の業務に、母子家庭の母が養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援を追加。(平成22年度)
- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業において、弁護士による養育費の法律相談も実施(平成28年度)

7. 民法等の一部改正(平成24年4月1日施行)

- ・改正法において、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、①親子の面会交流、②子の監護に要する 費用の分担等について条文上に明示。
- ・離婚届に取り決めの有無のチェック欄を設ける。
- ・法務省、最高裁判所と連携して、養育費の取り決めを促すためのリーフレットを作成。市町村の戸籍の窓口や児童扶養手当の窓口、 裁判所などで配付。

(参考)

○母子及び父子並びに寡婦福祉法

(扶養義務の履行)

- 第5条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童について の扶養義務を履行するように努めなければならない。
- 2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるように務めなければならない。

〇民法

(離婚後の子の監護に関する事項の定め等)

- 第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。
- 2 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。 (扶養義務者)

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2・3 (略)

養育費相談支援センター事業

目指すべき方向

- ○養育費の取決め率の増
- (父子家庭) (母子家庭)
- ○養育費の受給率の増
- 約43% 約21% 約 3%
- 約24% (平成28年度全国ひとり親世帯等調査)



サポート

• 困難事例

の相談

- ○ひとり親家庭の生活の安定
- ○ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長

養育費相談支援センター設置の趣旨

- ○夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保をサポートする相談機関の確保を図る。
- ○国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

養育費の相談支援の仕組み

国(厚生労働省)が養育費相談支援センター に委託して実施(平成19年度創設)

【委託先: (公社) 家庭問題情報センター (FPIC) 】

- ○養育費に係る各種手続等に関する分かりやすい情報の提供 →ホームページへの掲載、パンフレット等の作成
- ○地方公共団体等において養育費相談に対応する人材の養成のため の各種研修会の実施
- ○母子家庭等就業・自立支援センター等に対する困難事例への支援
- ○母子家庭等からの電話、メールによる相談対応
 - ・電話相談:0120-965-419 (携帯電話、PHS以外)、03-3980-4108
 - ・メール相談: info@youikuhi.or.jp

〔相談時間:平日(水曜日を除く)10:00~20:00 水曜日 12:00~ 22:00 土・祝日 10:00~18:00)

(参考) 平成28年度実績:・相談延べ件数:7,984件、・研修等の実施:83回

地方自治体(都道府県等)が 直営又は委託して実施

母子家庭等就業・自立支援センター

- ○リーフレット等による情報提供 • 研修
 - ○養育費の取り決めや支払いの履行・ 強制執行に関する相談・調整等の支援
 - ○母子家庭等への講習会の開催
 - ○弁護士による法律相談(平成28年度から)
 - (参考) 平成28年度実績

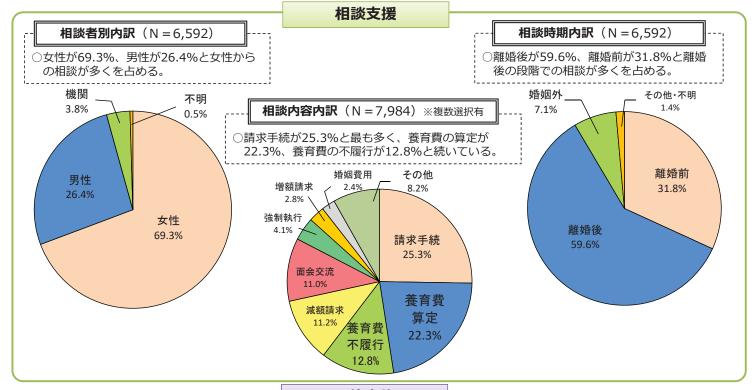
中核市 都道府県 指定都市 合 計 47か所 20か所 45か所 112か所

・うち養育費相談実施か所数:83か所

養育費専門相談員による相談延べ件数:5,716件

養育費専門相談員の設置:45か所、99人

養育費相談支援センターにおける相談実績等(平成28年度)



研修実施

- ○母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子・父子自立支援員を対象とした全国研修会の実施 ・7月、9月に開催
- ○地方公共団体の行う研修に対する研修講師の派遣等:83か所

養育費等支援事業(「母子家庭等就業・自立支援事業」のメニュー事業の一つ)

※平成24年度から実施

母子家庭の母等の養育費の確保のため、身近な地域での養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による 相談対応や、継続的な生活支援を必要としている家庭への支援を総合的に行うことにより、母子家庭等の生活の安定と児童の 福祉の増進を図ることを目的とする。

事業内容

- 養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、①養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行の手続に関す る相談や、②リーフレット等による情報提供、③養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援、④講演会 の開催等を実施する。
- 弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談を実施する。
- 地域の母子生活支援施設等の相談・支援機能を活用して、そのノウハウを活かした相談等の生活支援を継続的に行う。

実施体制・実施方法

養育費相談においては、養育費の取り決めを促進する観点から、 養育費相談支援センターや市区町村の相談窓口等の関係機関との 連携を図り、積極的に離婚前の者に対して実施する。

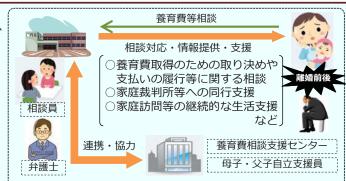
また、平日夜間・土日祝日や、DV被害者等への配慮など母子 家庭の母等の生活実態やニーズ等を踏まえて実施する。

- 弁護士相談は、養育費のほか、離婚、親権、面会交流、慰謝料 や財産分与などの法律問題にも応じる。
- 生活支援においては、母子家庭の母等の職場や家庭を訪問する 巡回相談などの継続的な生活支援を行うとともに、地域の母子・ 父子自立支援員や相談関係者と密接な連携を図る。

【実施主体】都道府県·市区·福祉事務所設置町村 (事業の全部又は一部を委託可)

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

【30予算案】母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数



17

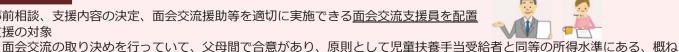
面会交流支援事業(「母子家庭等就業・自立支援事業」のメニュー事業の一つ)

※平成24年度から実施

- 平成23年6月に公布された民法改正法において協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の 面会交流が明示された。
- 面会交流が子どもの健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであるため、継続 的な面会交流の支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図る。

事業内容

○ 事前相談、支援内容の決定、面会交流援助等を適切に実施できる<u>面会交流支援員を配置</u>



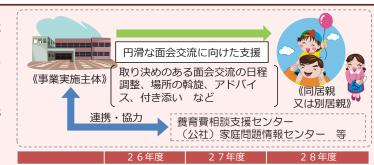
- 支援の対象
 - 15歳未満の子どもとの面会交流を希望する別居親又は子どもと別居親との面会交流を希望する同居親
- 別居親又は同居親からの申請により、<u>両者に対し必ず事前相談を実施</u>するとともに、<u>支援の内容、方法、日程</u> 実施頻度等を記載した面会交流支援計画を作成
- 支援計画に基づき、面会交流当日の子どもの引き取り、相手方への引き渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施

実施体制・実施方法

- 援助の実施頻度は原則として1月に1回まで、支援期間は 最長で1年間
- 支援員は、子どもの受け渡しや付き添いの際には、子ども の心情に十分配慮した対応を行う
- 必要に応じ、可能な範囲において、交流場所の斡旋を行う
- 専門的見地からの指導・助言ができる民間団体等に再委託 も可

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村 (事業の全部又は一部をNPO法人等に委託可) 【補助率】国1/2、都道府県等1/2

【30予算案】母子家庭等対策総合支援事業(122億円)の内数



`				
	2 6 年度	2 7 年度	28年度	
実施自治体数	3 自治体	5 自治体	8 自治体(*)	
相談件数	300件	602件	742件	
支援実世帯数	2 3 世帯	2 1 世帯	5 5 世帯 18	2
* 千葉県、東京都、	熊本県、静岡市、浜	松市、北九州市、高松	公市、明石市	,

12 / 144

離婚後の子どもの育ちや子育てを考える親向け講座の先駆的実践例

①兵庫県明石市による取組事例【講座 離婚後の子育てとこどもの気持ち】

※試行的に実施

19

趣旨・目的

○ 離婚する父母の対立が子どもに心理的・経済的な悪影響を与えないよう、<u>未成年の子どもを持ち、離婚を考えている(または離婚を</u> した)父母を対象に、講習を通じて、離婚が子どもに与える影響や離婚にまつわる子どもの不安などの感情について理解を深め、親が 適切に子どもに対応できるようになるなど、子どもの福祉に配慮する意識の形成を図る。

実施方法

- FAIT(ファイト)プログラム(※)に基づき、ワークブックを見ながら離婚後の親と子ども双方の気持ちを考え、教材用DVD、 ディスカッション、ロールプレイを通じて、離婚による子どもへの影響を学習する。
 - ※ 離婚を経験する親子が、離婚を乗り越えて新しい一歩を踏み出せるようにするためアメリカで開発されたプログラム。本プログラムでは、離婚によって生じやすい子どもと 家族の課題や問題を理解し、その効果的な対処方法を具体的に学ぶ。
- 実施に当たっては、10名前後のグループ形式で心理学を専門とする大学教授や臨床心理士の指導を受けながら、**秘密厳守・発言は任** 意というルールのもと進める。

プログラムの実施

第1回 平成27年1月25日「子どもの気持ちを考えるワークショップ~FAITプログラムで一緒に考えよう~」

- ■主催:FAIT-lapan研究会
- ■参加者数:21名(男性:8名、女性:13名)※離婚後の参加者数は9名。
- ■内容:①FAIT(ファイト)プログラムの説明、自己紹介
 - ②離婚のときの、自分の気持ち、子どもの気持ちを考え、受け止めるための語り合い。
 - ③DVD視聴(離婚のとき、子どもたちが思っていたこと)
 - ④子どもの気持ちを受け止めるために、新しい家族のカタチをつくるときに、知っておいてほしいことなどの語り合い
- ■所要時間:全3時間
- ■費用:無料

第2回 平成28年10月2日 ※FAITプログラムによる講座は行わず、個別相談会のみ実施。

<参考:参加者の声>プログラム終了後のアンケートより抜粋

- 1 グループワークの意義 ・男女、環境、境遇、さまざまな方の意見、感じることが聞けて良かった。・私は別居親からなので、同居親の意見が聞けたのが良かった。
- 2 子どもに関すること
- -・子どものDVDを見て、子どもの本心を理解することができていないと思った。・子どもへの今後の接し方を大切にしたい。・子どもの喪失感に対処する方法がよく理解できた。
- 3 実施方法・時期等
- プログラム参加者の7割以上が離婚前の開催が良いと回答

離婚後の子どもの育ちや子育てを考える親向け講座の先駆的実践例

②FPIC親ガイダンス【かるがもセミナー】

趣旨・目的

- 日本では、<u>離婚の9割</u>が当事者合意のみで成立する<u>協議離婚</u>であり、義務的親教育制度は存在しないため、FPICでは平成 8年以来、他に先駆けて「子どものいる夫婦のための離婚セミナー」を以下のような趣旨で開催している。
 - (1) 親の離婚を経験する子どもの気持ちを理解する。
 - (2) 面会交流の意義・目的を子ども目線で焦点化して学ぶ。
 - (3)参加者の気付きと自己決定を重視し、参加学習型で学び合う。
 - (4) 誰にも開かれたセミナーにする。

実施方法

○ セミナー、ミニセミナーとも6~8人を1グループ単位として、テーブルを囲み、ファシリテーターの進行の下に進める。

プログラムの実施

- ■参加者:子どもがいて離婚を考えている父母(原則、別日に参加)。 ※祖父母、援助者の参加も可能。
- ■内容:①参加型輪読会(前半1時間)
 - ・ファシリテーターが、プログラムの趣旨、概要、進行方法等を説明。
 - ・テキストを使用して、子どもの声の部分と解説部分を声を出して読み合う。
 - ・輪読後、ファシリテーターが事例や体験を交えて解説の内容を深め、具体化して伝える。
 - ②グループ交流会(後半1時間)
 - ・輪読会の感想、抱えている悩み、経験等を相互交流することで、経験の相対化と課題の客観視を得る。
- ■所要時間:全2時間
- ■費用:無料

<参考:参加者の声>プログラム終了後のアンケートより抜粋

- ・わかりやすく理解しやすい専門的な話と参加者の双方の意見が聞けた。・子どもに対する考え、子どもの面会についての認識が変わった。
- <u>グループについて</u> ・立場の違う人(相手側)の意見・気持ちが聞けて良かった。・それぞれの立場・環境で頑張っていることに共感できた。

<参考:平成28年度における開催実績>

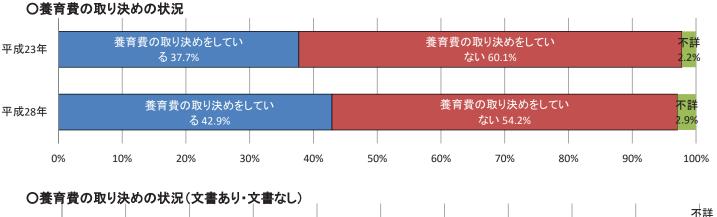
①かるがもセミナー <u>7回</u>(全国各地のファミリー相談室) ②かるがもミニセミナー 10ヶ月間ほぼ毎月 2回、<u>計18回</u>

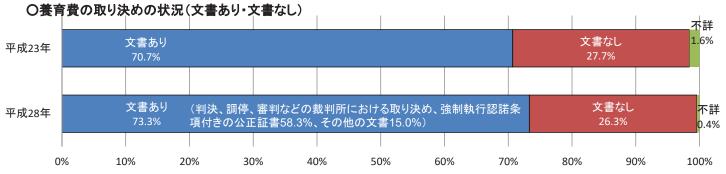
養育費、面会交流の取り決め状況等 (平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

21

1(1) 母子家庭の養育費の取り決め状況

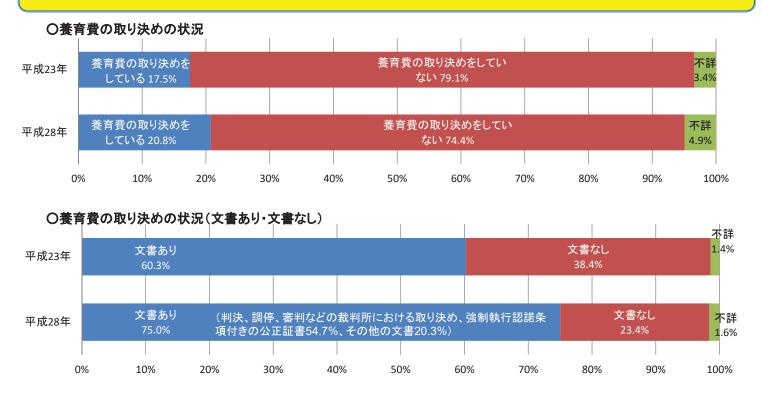
○ 養育費の取り決め状況は、母子家庭の母では、「取り決めをしている」が42.9%となっている。○ 養育費の取り決めをしていると回答した世帯のうち、文書で取り決めをしているのは73.3%となっている。





1(2) 父子家庭の養育費の取り決め状況

○ 養育費の取り決め状況は、父子家庭の父では、「取り決めをしている」が20.8%となっている。○ 養育費の取り決めをしていると回答した世帯のうち、文書で取り決めをしているのは75.0%となっている。

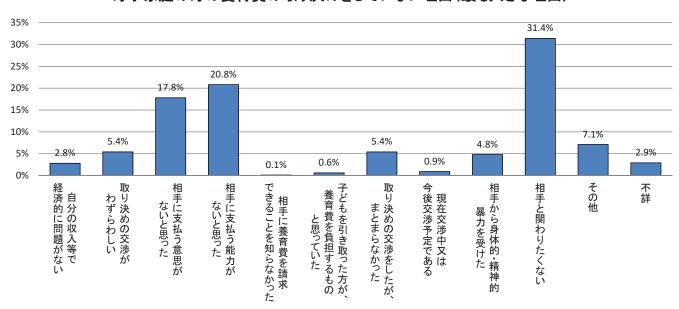


1(3) 母子家庭の養育費の取り決めをしていない理由

○ 母子世帯の母が養育費の取り決めをしていない理由としては、「相手と関わりたくない」が31. 4%(前回調査23.1%)と最も多く、次いで「相手に支払う能力がないと思った」が20.8%、「相手に支払う意思がないと思った」が17.8%となっている。

(注)取り決めをしていない理由の「相手に支払う意思がないと思った」と「相手に支払う能力がないと思った」については、前回調査では「相手に支払う意思や能力がないと思った」となっており、調査結果は、48.6%と最も多くなっている。

母子家庭の母の養育費の取り決めをしていない理由(最も大きな理由)

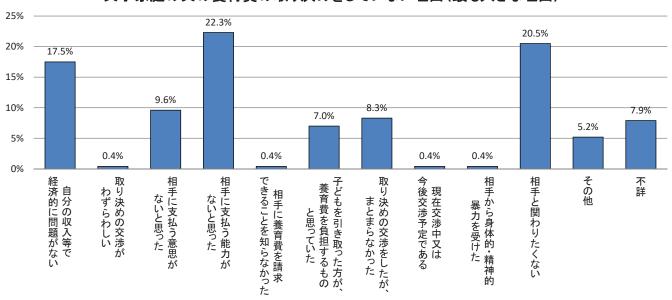


24

1(4) 父子家庭の養育費の取り決めをしていない理由

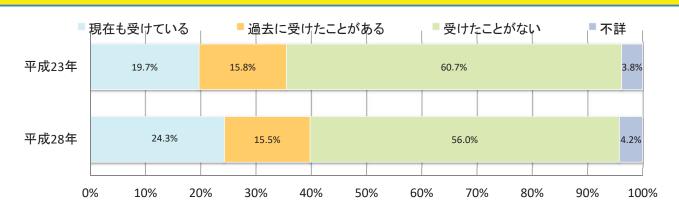
- 父子世帯の父が養育費の取り決めをしていない理由としては、「相手に支払う能力がないと思った」が22.3%と最も多く、次いで「相手と関わりたくない」が20.5%(前回調査17.0%)となっている。
- (注)取り決めをしていない理由の「相手に支払う意思がないと思った」と「相手に支払う能力がないと思った」については、前回調査では「相手に支払う意思や能力がないと思った」となっており、調査結果は、34.8%と最も多くなっている。

父子家庭の父の養育費の取り決めをしていない理由(最も大きな理由)

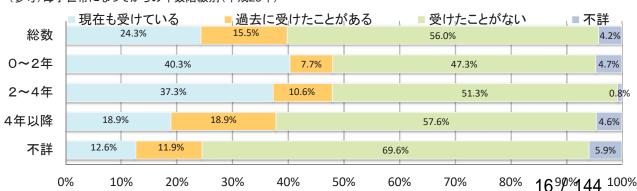


1(5) 母子家庭の母の養育費の受給状況

○ 母子世帯の母の養育費の受給状況は、「現在も受けている」が24.3%、「過去に受けたことが ある」が15.5%、「受けたことがない」が56.0%となっている。

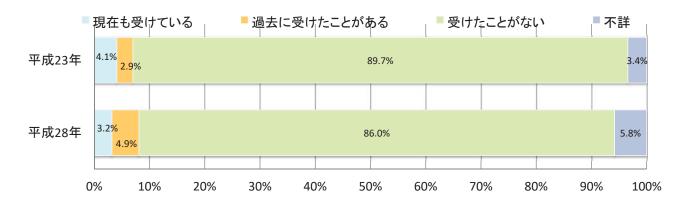


(参考)母子世帯になってからの年数階級別(平成28年)

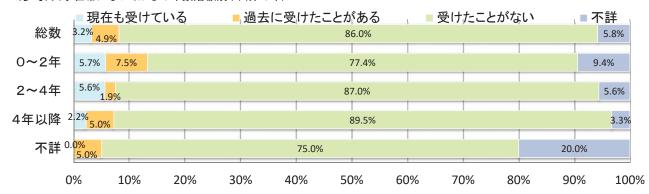


1(6) 父子家庭の父の養育費の受給状況

○ 父子世帯の父の養育費の受給状況は、「現在も受けている」が3.2%、「過去に受けたことがある」が4.9%、「受けたことがない」が86.0%となっている。



(参考)父子世帯になってからの年数階級別(平成28年)



1(7) 子どもの数別養育費(1世帯平均月額)の状況

- 母子世帯が受けている養育費の1世帯平均月額は、43,707円となっている。
- 父子世帯が受けている養育費の1世帯平均月額は、32,550円となっている。

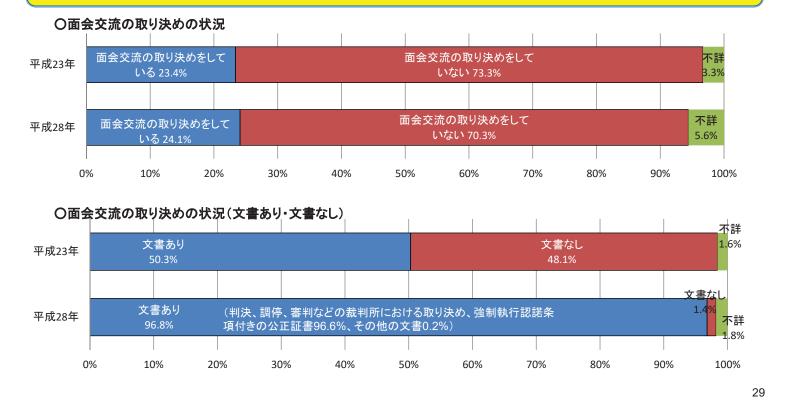
		(参考)			
	平均	1人	2人	3人	
母子世帯	43, 707円	38, 207円	48, 090円	57, 739円	
	(610)	(328)	(222)	(46)	
父子世帯	32, 550円	29, 375円	32, 222円	42, 000円	
	(25)	(11)	(11)	(3)	

注:1)養育費を現在も受けている又は受けたことがある世帯で、額が決まっているものに限る。

注:2)括弧書きは集計客体数

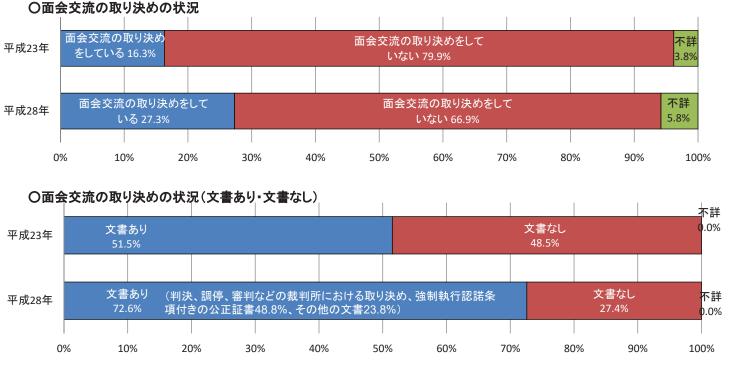
2(1) 母子家庭の母の面会交流の取り決め状況

○ 面会交流の取り決め状況は、母子家庭の母では、「取り決めをしている」が24.1%となっている。○ 面会交流の取り決めをしていると回答した世帯のうち、文書で取り決めをしているのは96.8%となっている。



2(2) 父子家庭の父の面会交流の取り決め状況

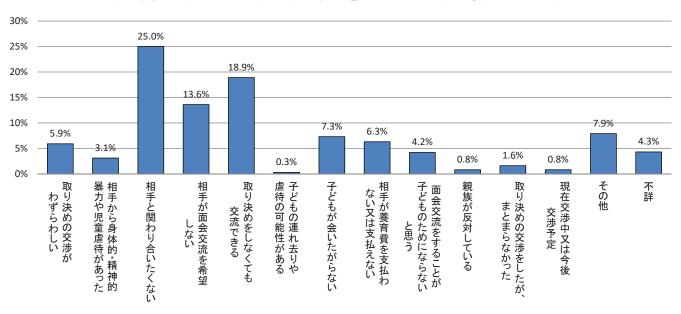
○ 面会交流の取り決め状況は、父子家庭の父では、「取り決めをしている」が27.3%となっている。 ○ 面会交流の取り決めをしていると回答した世帯のうち、文書で取り決めをしているのは72.6%となっ ている。



2(3) 母子家庭の面会交流の取り決めをしていない理由

○ 母子世帯の母が面会交流の取り決めをしていない理由としては、「相手と関わり合いたくない」が 25.0%と最も多く、次いで「取り決めをしなくても交流できる」が18.9%、「相手が面会交流を希望しない」が13.6%となっている。

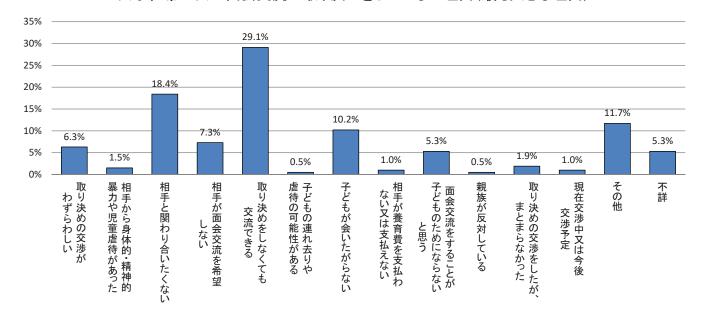
母子家庭の母の面会交流の取り決めをしていない理由(最も大きな理由)



2(4) 父子家庭の面会交流の取り決めをしていない理由

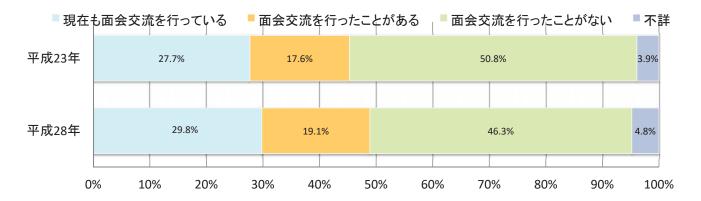
○ 父子世帯の父が面会交流の取り決めをしていない理由としては、「取り決めをしなくても交流ができる」が29.1%と最も多く、次いで「相手と関わり合いたくない」が18.4%となっている。

父子世帯の父の面会交流の取り決めをしていない理由(最も大きな理由)

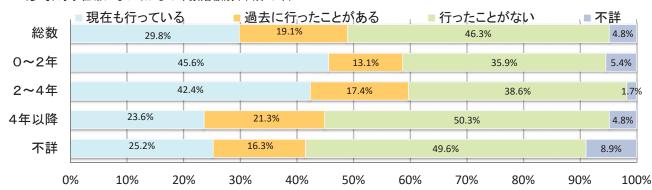


2(5) 母子家庭の母の面会交流の実施状況

○ 母子世帯の母の面会交流の実施状況は、「現在も面会交流を行っている」が29.8%、「面会交流を行ったことがある」が19.1%、「面会交流を行ったことがない」が46.3%となっている。

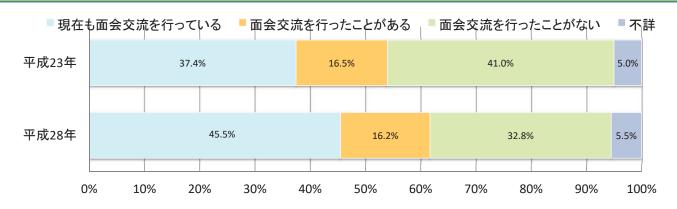


(参考)母子世帯になってからの年数階級別(平成28年)

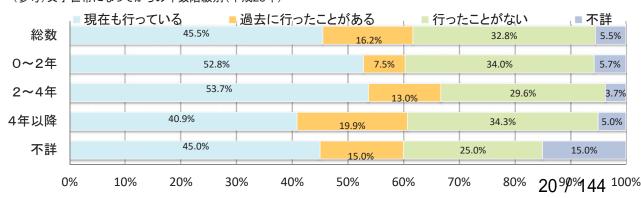


2(6) 父子家庭の父の面会交流の実施状況

○ 父子世帯の父の面会交流の実施状況は、「現在も面会交流を行っている」が45.5%、「面会交流を行ったことがある」が16.2%、「面会交流を行ったことがない」が32.8%となっている。



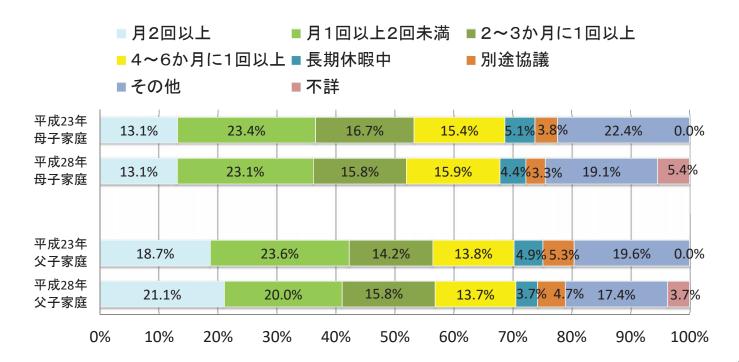
(参考)父子世帯になってからの年数階級別(平成28年)



34

2(7) 母子家庭及び父子家庭の面会交流の実施頻度

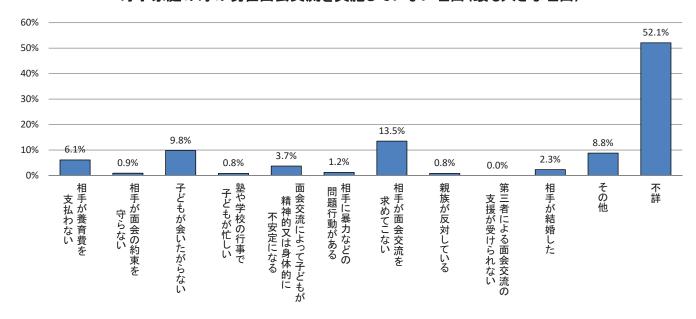
- 母子家庭では、月1回以上2回未満の面会交流を行っている場合が最も多く、23.1%となっている。
- 父子家庭では、月2回以上の面会交流を行っている場合が最も多く、21.1%となっている。



2(8) 母子家庭の現在面会交流を実施していない理由

○ 母子世帯の母の現在面会交流を実施していない理由は、「相手が面会交流を求めてこない」が1 3.5%と最も多く、次いで「子どもが会いたがらない」が9.8%となっている。

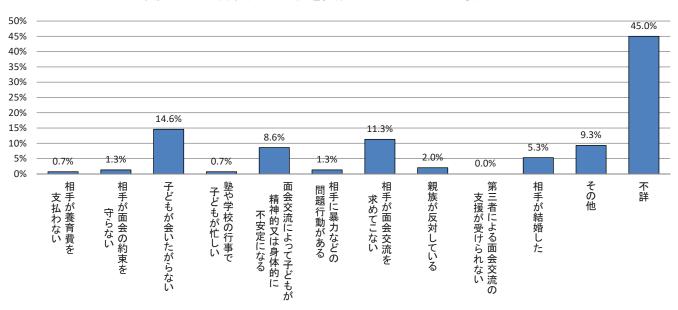
母子家庭の母の現在面会交流を実施していない理由(最も大きな理由)



2(9) 父子家庭の現在面会交流を実施していない理由

○ 父子世帯の父の現在面会交流を実施していない理由は、「子どもが会いたがらない」が14.6% と最も多く、次いで「相手が面会交流を求めてこない」が11.3%となっている。

父子家庭の父の現在面会交流を実施していない理由(最も大きな理由)



新算定表アンケート

1 「養育費・婚姻費用の新算定方式・新算定表」に関するアンケートの実施

当連合会は、2016(平成28)年11月15日に「養育費・婚姻費用の新しい簡易な算定方式・算定表に関する提言」を発表した。本提言には新算定表が含まれており、当連合会ホームページに掲載されている。本提言の発表から1年を経過し、新算定方式・新算定表の普及に向けた各単位会の取組状況や実務での普及状況を確認するため、2017(平成29)年11月30日から2018(平成30)年2月22日にかけて、各単位会に対して、アンケートを行った。

2 アンケート結果

(1) 新算定方式・新算定表についての研修会の実施

51単位会中,21単位会で研修会が実施済みであり,未実施の単位会でも,今後研修を予定している単位会がある。

新算定方式・新算定表を普及させるためには、弁護士をはじめとする養育費・婚姻費用の算定に関わる者が、新算定方式・新算定表についての正しい知識を有し、これらを利用できるようになることが必要であるから、当連合会では、上記提言の発表に関わった会員を各単位会に派遣して研修会の実施を進めている。

既に研修会を実施した単位会では、弁護士だけでなく、調停委員や参与員(複数単位会)、ファミリー相談室職員、自治体職員、自治体母子父子自立支援員(千葉県)も対象としたところもある。また、弁護士が講師となり、調停委員有志での勉強会を開催した(函館)という単位会もある。

(2) 研修会以外の取組み

上記研修会以外にも,東京3会では家庭裁判所との協議会で,新算定方式・新算定表について意見交換会を行っている。その他にも,家庭裁判所との協議会で議題としたり(鳥取県),家庭裁判所に対して周知をはたきかける(鳥取県)ことを予定する単位会もある。さらに,市民向けのシンポジウム(兵庫県)や,経験交流会(函館)を予定する単位会もある。

(3) 新算定方式・新算定表の実務での利用

新算定方式・新算定表を使用した主張書面を提出したり、主張した件数は30件、これらを使用した主張書面を相手方から提出されたり、主張された件数は13件であった。

各単位会で、回答を担当した委員会内での集計を行う等、単位会内全ての事案を把握できたわけではなく、実際には、さらに多数の事件で新算定方式・新算定表を使用した主張書面の提出、主張がなされているものと思われる。

- (4) 新算定方式・新算定表により算定がなされた事例
 - ア 平成29年1月 佐賀家裁 夫婦関係調整 (離婚) 申立事件 調停 離婚調停において,養育費の金額が争点となった。現算定表では月額4~6万円,新算定表では月額8万円であったところ,義務者に離婚を急ぐ事情もあり,権利者が主張する月額8万円で調停成立となった。
 - イ 平成29年11月 名古屋家裁 婚姻費用分担申立事件 調停に代わる審判,審 判

権利者は、当事者双方がいずれも住宅ローン、家賃等の住居費を負担しない住居に住んでいることから、住居費を控除しない新算定方式で算定するのが相当と主張して婚姻費用分担調停を申し立てた。相手方が出頭しなかったが、調停に代わる審判で新算定方式に基づき算出された月額23万円の婚姻費用となった。ところが、相手方が審判書を受け取らず、前記調停に代わる審判は取り消され、審判移行した。その後、審判では、月額22万円の婚姻費用と判断され、これが確定した。なお、権利者が監護する子が成年に達した大学生であったところ、子の生活費指数は未成年子と同様に扱うべきではないとして、90ではなく50とされ、月額22万円の結論が導かれた。なお、現算定表で、子の生活費指数を90とすると、月額16万円程度になる事案であった。

ウ 平成29年12月 福岡家裁 夫婦関係調整(離婚)申立事件 調停に代わる審判 離婚調停において,養育費の金額が,現算定表では月額14~15万円,新算定表の枠外の金額(現算定表統計資料更新版)では月額16万円であったところ,権利者 及び義務者が月額16万円で合意し,調停に代わる審判で月額16万円となった。

3 考察

以上の通り, 新算定方式・新算定表を使用しての主張は既に多数なされており, 実際に, 新算定方式・新算定表を用いて養育費等が算定された事案がある。また, 新算定表枠外の 金額(現算定表統計資料更新版)を用いたものも見受けられる。

当連合会としては,新算定方式・新算定表が実務に定着することを目標に,今後も研修 等を通じて,新算定方式・新算定表の普及に努めていきたい。

以上

パネルディスカッション「養育費の履行確保のために、今、取り組むべき課題 一子どもの最善の利益のために」

慶應義塾大学 犬伏由子

1 自己紹介

慶應義塾大学法学部で民法・家族法の講義を担当する、家族法の研究者 東京家裁の家事調停委員・参与員

- 2 問題の所在―養育費の履行に関する問題の固有性
 - 養育費を金銭債権に具体化するための法的ルールの不備
 - ①民法上、親に対する子の扶養請求権を明示する規定がない(解釈上、民法 877 条に 含まれる)→「子の権利性」が希薄
 - *家族〈社会と法〉学会において、「子の扶養」に関する明示規定を設ける立法提 案が行われている一野沢紀雅「扶養」家族〈社会と法〉33号84頁以下「子の 扶養 | に関する明示規定を設ける立法提案が行われている―野沢紀雅「扶養」家 族〈社会と法〉33号84頁以下
 - ②養育費=監護費用(子育て費用、民法 766 条)として、非監護親が監護親に支払う
 - ③養育費の支払い決定 離婚の際、父母間の合意、あるいは、家庭裁判所による調 停・審判による←協議離婚の場合 (離婚の 87.2%)、「養育費」 の合意は強制されず→当事者自治-夫婦間紛争と「子の利益」 の切り分けの困難

2016年全国ひとり親世帯調査-協議離婚の場合-取り決めあり(37.8%) その他の離婚一取り決めあり (79.6%)

2012年4月離婚届の様式変更-養育費等の取り決めの有無についてチェッ

ク欄

未成年子のいる離婚の 62.9% (2016 年度) で養育費の取り決めあり (ただし、「ひとり親世帯調査」によれば、チェックの有無についての認識 が乏しい者が多い)

- *家族〈社会と法〉学会において、協議離婚制度の改正(養育費・面会交流につい ての協議の義務化-家庭裁判所における確認手続き(内容については不介入、合 意に執行力無し)の提案-金亮完「協議離婚制度の改正」家族〈社会と法〉33 号 147 頁以下
- ④養育費額決定基準-明示規定無し(民法879条のみ)、実務上「算定表」(2003年 公表)を参照、日弁連「新算定表」の提言

[第2] 養育費債権が定期金債権(長期継続的給付義務)である事により生ずる履行確保の困難性を認識した履行確保制度が不備

↓ 現状

定められた→一部改善

強制執行-執行力のある債務名義(公正証書、調停調書、審判・判決)が存在するとき、民事執行法に基づく強制執行(直接強制、間接強制) 民事執行法改正(2003年、2004年)により、養育費債権に関する特則が

家庭裁判所による履行勧告・履行命令(家事 289 条 290 条ー調停・審判により確定した養育費債権についての不履行があった場合(いずれも強制力はない)

履行勧告-金銭債務全体の52.5%が全部または一部履行あり(2017年度) 一応の効果あり

- 3 外国法ーフランス法
 - (1)離婚手続-裁判所外·裁判所内
 - ①離婚及び離婚の諸効果(親権行使の形態、養育費などを含む)について、双方の合意 がある場合
 - ①-1 裁判官無しの相互合意離婚(2016年11月18日法、2017年1月1日施行) 双方の弁護士により副署され、公証人に原本寄託される私署証書 (合意書)による→離婚の確定、合意に執行力
 - ①-2 裁判上の相互合意離婚-合意内容について裁判官の認可に従う(合意の真実性、子や配偶者の利益を害しないか)
 - ②承諾される離婚 離婚自体に双方の合意がある場合、双方あるいは一方配偶者が 離婚を請求し、裁判官に離婚の効果についての決定を求める
 - ③有責離婚
 - ④破綻離婚(婚姻関係の決定的変質による離婚)-2年以上の別居

参考:ジャック・コンブレ (小柳春一郎・大島梨沙訳)「フランスの離婚手続きと公証 人―裁判官なしの離婚の導入を踏まえて」ノモス 40 号 1 頁

- (2) 親権-父母の婚姻関係にかかわらず共同帰属、原則として共同行使
- (3) 親の養育義務(仏民 371 条の 2、1 項) (婚姻関係の有無にかかわらず)父母の それぞれは、自らの資力、他方の資力、さらには子の必要に応じ て、子の養育及び教育について分担する

 \downarrow

子が父母の一方と生活する場合(離婚、パックスの解消など) - 扶養定期金(仏民 373条の2の2) により養育義務を履行

扶養定期金の態様・保証-裁判官の認可を受ける合意・裁判官による決 定←離婚の場合は、離婚時

扶養定期金額の決定-司法省による<u>算定表</u>の公表、裁判官に対する拘束力無し

義務者の収入(最低生活費を控除)、面会交流(訪問権)の行使態様、 子どもの数を基準

- (4) 履行確保の方法-民事・刑事手続きにより、扶養料の不履行に対処
- ①民事手続─執行力のある債務名義の存在→3種類の方法
- ①-1 直接弁済(1973年1月2日法-民事執行法)ー過去6ヶ月・将来12ヶ月分 金銭債権(銀行預金など)の直接弁済-執行官による手続き 給与差押の直接弁済-大審裁判所による(和解手続きが先行) 執行費用は債務者負担
 - *家族手当金庫に直接弁済の代理請求権限付与(1984年12月22日法、社会保障法)
- ①-2 国庫による公的徴収(1975年7月11日法) -過去6ヶ月・将来分 民事執行が功を奏しなかった場合の補充的手段、国税徴収手続きの適用 大審裁判所検察官に申立→国の会計官が扶養料額+10%を債務者から徴収
- ①-3 家族手当金庫による家族支援手当の前払い制度(社会保障法 L581 条の 1 以下)

扶養料が全部あるいは一部支払われない場合 家族手当金庫は前払いした額について、扶養債権者に代位

- *家族支援手当一単身で子どもを扶養している者(父・母・祖父母等)にたいして、子どもの養育費用を補償することを目的として支給される(家族手当給付の一種)。扶養義務者に対する債務名義がない場合、養育親に4ヶ月手当が支払われる(5ヶ月以降は、義務者に対する扶養定期金請求手続を提起することが条件で支払い継続(手続きを行った結果、義務者が支払い不能、住所不明の場合は別))。
- ②債務者情報の収集・提供-直接弁済・公的徴収のいずれに関しても、国の行政機関(税務、県の車登録ファイル等)、公共団体、社会保障機関は、扶養料債務者の住所、雇用主・すべての第三債務者・現金などの受託者(銀行)の身元(同一性情報)や住所等す

べての情報を収集し提供する義務を負う 扶養料債務者は債権者に住所の変更を知らせる義務がある(刑事罰あり)

- ③刑事手続-家族遺棄罪(仏刑法227条の3-2年の懲役あるいは15000€の罰金)
 - ・執行力のある債務名義が存在すること
 - ・扶養料の全額を2ヶ月分以上不履行
 - 故意
- 4 提言-外国法 (韓国等を含む (当日資料参照)) から学ぶ 外国法―子の生活保障=「子の利益」を踏まえた親の扶養義務を規定 扶養料債権に執行力を付与するシステムを規定 (離婚と同時) 養育費の履行に特化した履行確保の法制度を整備-多様性、柔軟性 組織間連携
- *日本-日本法は子の扶養の問題について、当事者自治に委ね、養育費の履行確保についての特別な法制度が殆どなく、国・地方自治体の各種組織・制度の整備・連携が行われていない
 - (1) 父母の子に対する扶養義務 (親の養育責任) の明確化 親の婚姻状況に関わらず、子の扶養請求権規定
 - (2) 離婚時の扶養料に関する具体的規定-執行力の付与 協議離婚の場合―家庭裁判所による養育費合意の確認 地方自治体による合意形成支援の統一的運用
 - (3)養育費債権の履行確保に特化した法制度の整備 子の生活困難に対処する-立て替え払い制度の導入 義務者の住所・職業情報-情報収集・開示のシステム 義務者に対する履行のインセンティブ(心理的・経済的)-離別父母に対する養育 支援(親ガイダンス・相談、面会交流支援) 税の控除制度
 - (4) 子育て家庭(特に、ひとり親家庭)に対する公的経済的支援の充実

横浜市ひとり親家庭アンケート調査の概要

(平成29年度 横浜市) 結果から

1 調査の概要

(1) 調査目的

ひとり親家庭の生活実態に関する基礎的データの把握のため

(2) 調査期間・方法

平成29年5月19日から平成29年6月5日まで郵送配布・郵送回収により調査

(3) 調査対象・回収状況

住民基本台帳から平成 27 年の国勢調査上の横浜市の母子家庭の 15%、父子家庭 の 45%を抽出率として、無作為抽出した。

	調査票送付数	調査票回収数	調査票回収率	調査対象該当数	調査対象該当率
母子家庭	2,600	903	34.7%	736	28.3%
父子家庭	1,000	283	28.3%	245	24.5%
合 計	3,600	1,186	32.9%	981	27.3%

2 結果の概要

()内は、平成24年度前回調査

		母子世帯	父子世帯	全体	
	離別	77.0% (79.0%)	64.5% (83.3%)	73.9% (79.2%)	
1 ひとり	死別	10.2% (9.9%)	31.0% (11.9%)	15.4% (10.0%)	
親になった理由	未婚	7.5% (6.4%)	0.4% (0%)	5.7% (6.1%)	
	別居、その他	5.3% (4.7%)	4.1% (4.8%)	5.0% (4.7%)	
	賃貸住宅	46.8% (54.2%)	27.0% (23.9%)	41.7% (52.7%)	
	持ち家	21.6% (23.5%)	49.4% (61.9%)	28.5% (25.4%)	
2 住居の 状況	本人以外の名義の持ち家	25.4% (-)	18.8% (-)	23.8% (-)	
	会社の社宅等、その他	6.2% (-)	4.8% (-)	5.9% (-)	
	1か月あたりの住居費	6.7 万円	9.2 万円	7.4 万円	
3 平均年間世帯総収入		361 万円 (331 万円)	643 万円 (571 万円)	432 万円 (344 万円)	

4	平均年間	就労収入	295 万円 (263 万円)	615 万円 (543 万円)	379 万円 (279 万円)	
5	就業率		86.3% (84.7%)	89.4% (90.5%)	87.1% (85.0%)	
6	就業形	正社員・正規職員	44.6% (41.9%)	66.2% (76.3%)	50.1% (43.8%)	
態		パート・アルバイト	34.6% (38.6%)	2.7% (5.3%)	26.5% (36.8%)	
		嘱託・契約社員・準社 員・臨時職員	9.0% (11.8%)	7.8% (5.3%)	8.7% (11.4%)	
	人材派遣会社の派遣社 員 自営業主(商店主・農業 など) 会社などの役員		5.0% (3.6%)	0.5% (0%)	3.9% (3.4%)	
			5.0% (2.6%)	13.2% (13.1%)	7.1% (3.1%)	
			0.5% (-)	8.2% (-)	2.5% (-)	
		自家営業の手伝い、そ の他	1.3% (1.5%)	1.4% (0%)	1.2% (1.5%)	
7	平均就業	時間	33 時間(36 時間)	41 時間(50 時間)	35 時間(37 時間)	
		上位1位	事務的な仕事 事務的な仕事 をいかした仕事		事務的な仕事	
8	職種	上位2位	専門知識・技術 をいかした仕事	管理的な仕事	専門知識・技術 をいかした仕事	
		上位3位	サービスの仕事 (資格なし)	建設の仕事	サービスの仕事 (資格なし)	
9	副業率		8.3%	2.3%	6.8%	
		取り決め率	47.2% (45.0%)	34.3% (18.9%)	44.6% (43.6%)	
10	養育費	受給率(※)	45.5%	11.9%	38.6%	
		1 か月あたりの受給額 (※)	5.8 万円	5.8 万円 2.3 万円		
11	面会交	取り決め率	30.4%	36.1%	31.6%	
流		実施率(※)	58.3%	62.7%	59.2%	

[※]過去に受給または実施していた場合を含む。

(1) ひとり親家庭の世帯状況について

ア 就業・収入について

ひとり親家庭の就業率は高く、母子家庭の就業率は 86.3%、父子家庭の就業率は 89.4%となっており、前回調査から大きな変化はありません。

母子家庭の就業形態は、「正社員・正規職員」が 44.6%となっていますが、「パート・アルバイト」(34.6%)、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」(9.0%)、「人材派遣会社の派遣社員」(5.0%) を合わせた非正規職員は半数となっています。

一方、父子家庭の就業形態は、「正社員・正規職員」が 66.2%となっていますが、 母子家庭と比べ、「自営業主」(13.2%) や「会社などの役員」(8.2%) の割合が高く なっています。

副業の実施状況については、ダブルワークをしている母子家庭は 8.2%、父子家庭は 1.8%となっています。また、トリプルワークをしている母子家庭は 0.2%、父子家庭は 0.5%となっています。

年間の世帯総収入(児童扶養手当、養育費等を含む)の全体平均は432万円ですが、母子家庭のみでは約4割が300万円未満となっています。母子家庭の平均収入は361万円で、前回調査の331万円から大きな変化はありませんが、父子家庭の平均収入は643万円で、前回調査の571万円から増加しています。

また、平成 28 年国民生活基礎調査によると、「児童のいる世帯」の平均所得額は 708 万円となっており、ひとり親家庭の収入が低いことがわかります。特に、稼働収入については、「児童のいる世帯」 647 万円に対して、本市の母子家庭は 295 万円、父子家庭は 615 万円となっていて、母子家庭が非常に低いことが分かります。

イ 住居について

母子家庭は 46.8%が賃貸住宅 (「民間の賃貸住宅」、「市営・県営団地」、「公団住宅」) に住んでいますが、父子家庭は 49.4%が持家に住んでいます。

住居費については全体で 73.1%が負担しており、母子家庭の平均住居費は 6.7 万円、父子家庭の平均住居費は 9.2 万円となっています。

ウ 養育費について

養育費について取り決めをしている世帯(「取り決めをしている」、「子によって違う」)は 44.6%で、前回調査とほぼ同じです。養育費の受給状況については、「現在も受けている」が 27.0%、「受けたことがあるが現在は受けていない」が 11.6%となっています。

養育費の受給額については、全体平均は月額 5.5 万円ですが、母子家庭では月額 5.8 万円、父子家庭は月額 2.3 万円となっています。

エ 面会交流について

面会交流について取り決めをしていない世帯は 62.7%です。面会交流の取り決めをしていない理由は、母子家庭では「相手と関わり合いたくないから」が 41.6%と最も多く、父子家庭では「取り決めをしなくても交流できるから」が 43.3%と最も多くなっています。

(2) ひとり親家庭の子どもについて

ア 小学生の放課後の居場所について

小学生の子どもが放課後(19時まで)に過ごしている場所は、「自宅」が61.7%と最も多くなっています。

1週間のうち、19時以降に子どもだけで留守番する頻度については、「ほとんどない」が71.0%と最も多くなっています。

イ 子どものことで悩んでいることについて

現在、特に悩んでいることについては、「子どもの教育費の負担」が最も多く、母子家庭では40.6%、父子家庭では20.0%となっています。次いで「子どもの進学や受験のこと」が母子家庭では16.8%、父子家庭では19.6%となっています。

(3) ひとり親家庭になったときに困ったこと

ひとり親家庭になったときに困ったこととして、「生活費が不足している」が 57.6% で、次いで「炊事洗濯等の日常の家事ができない」 38.9%となっています。

母子・父子家庭別にみると、父子家庭では母子家庭に比べ、「炊事洗濯等の日常の家事ができない」の割合が高くなっています。

また、アンケート調査の回答時点現在で困っていることについて、「生活費が不足している」については、39.6%と多くの人が挙げており、ひとり親となって時間が経過しても困っていることがわかります。

(4) 福祉制度の認知状況

福祉制度の認知状況については、「区役所福祉関連窓口」(71.2%)、「児童相談所」(84.3%)、「公共職業安定所(ハローワーク)」(91.3%)、「市営住宅」(82.0%)、「児童扶養手当」(91.4%)、「ひとり親家庭等医療費助成」(75.8%)、「就学援助」(70.7%)、「生活保護」(90.5%)、「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」(73.0%)の認知度は高くなっています。

「ジョブスポット」(12.6%)、「母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金」(16.5%)、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援」(8.6%)、「民間住宅あんしん入居」(9.8%)、「子育て短期支援事業」(10.1%)、「寄り添い型学習支援・寄り添い型生活支援」(7.7%)、「夜間電話相談」(13.0%)の認知度は低くなっています。

福祉制度を知った方法については、「区役所の相談窓口」(50.2%)、「ひとり親家庭のしおり」(40.6%)、「横浜市のホームページ」(19.2%)といった行政の広報が多く

なっていますが、「友人・知人」の割合も17.2%となっています。

様々な福祉制度について利用したかったが利用できなかった理由については、「利用したかった時に制度を知らなかったから」が 42.1%で最も多くなっています。

「ひとり親サポートよこはま」の連絡先を載せた情報カードを平成 26 年 10 月から 区役所の窓口で配布していますが、認知度は 14.9%となっています。

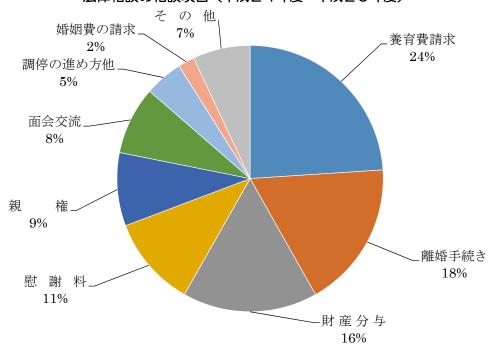
(5) 相談相手について

相談相手がいる母子家庭は 74.9%、父子家庭は 49.8%となっています。相談相手が欲しい母子家庭は 12.6%、父子家庭は 20.4%となっています。

ひとり親の方や、そのお子さん同士が交流できるイベントやサークル活動があった場合、参加してみたい母子家庭は 22.3%、父子家庭は 29.4%と、父子家庭の方が高くなっています。

横浜市母子家庭等就業・自立支援センター「法律相談事業」の概要

法律相談の相談項目(平成24年度~平成29年度)



法律相談の相談項目

	H24	H25	H26	H27	H28	H29*	相談件数	割合(%)
養育費請求	107	100	108	113	133	110	671	24%
離婚手続き	97	83	84	74	81	81	500	18%
財 産 分 与	60	71	73	72	95	88	459	16%
慰 謝 料	55	54	52	48	61	39	309	11%
親 権	42	44	46	29	48	40	249	9%
面会交流	34	46	39	31	36	45	231	8%
調停の進め方他	9	2	12	2	42	63	130	5%
婚姻費の請求	3	5	2	8	15	23	56	2%
その他	10	22	27	51	49	36	195	7%
相談件数(件)	417	427	443	428	560	525	2800	100.0%

相談者数(人)	136	121	122	135	147	133	794	
内父子家庭	0	1	2	2	2	5	12	

* H29年度はH30/1までのデータ

出 論社の

URL http://www.zaibosi.org/

ひとり親家庭の方が対象です~ 横浜市内にお住まいの

《横浜市母子家庭等就業・自立支援センター事業》

◇就労支援サービス

(横浜市受託事業)

担当の就労支援員がお住まいの区役所に出向き、児童扶養手当を受給されているひとり親家庭のお母さん・お父さん等を対象に、就労相談や自立のための各種情報の提供、職業紹介などお一人お一人に合わせてマ ソシーセンでセポートします。

サービスの申し込みは 045-227-6337

またはお住まいの区役所の

福祉保健センターこども家庭(障害)支援課へ

今職業紹介事業

厚生労働省から職業紹介事業の許可を受け、職業紹介所を開設してい ます。(有料職業紹介事業許可番号 14-ユー300367)

市内の企業・事業者に対し、ひとの親家庭のお母さんお父さん等の就 労に対する理解と雇用拡大をお願いする活動を行い、これにより得られ た求人情報の提供や職業紹介を行っています。

利用料は無料です。 *** ***

http://www.zaibosi.org/ 求人情報は就業・自立支援センターに設置したファイル又は ホームペーツにて閲覧できます。

○無料法律相談

面接相談です。夫婦家族間の法律上の問題を解決するため、個別に相談 女性弁護士によるひとり親家庭のお母さん・お父さん等を対象とした 口高います

(一人40治) 相談日:毎月3回 予約制 (一人4/ 予約電話:045-663-4188

9時~20時30分(土田祝田、年末年始を除く) 受付時間は月~金

◇ひとり親家庭の生活相談

ひとり親家庭に対する情報の提供 ひとの親家庭で日常生活やお子さんのことでお悩みの方、どんなことでも、お気軽にご相談ください。
ひとの親家庭に対する情報の提 も行なっております。

相談受付電話:045-663-4188

相談時間:月~金曜日(土日祝日・年末年始を除く) 午前9時から20時30分

※日中は仕事や子育てで落ち着いて相談する余裕がない方のために、夜間も相談に応じています。

今かの街

ナーなどを行い、あなたの就業をサポートしています。お仕事や生活のこと等でお悩みの方はお問い合かせください。 養育費セミ 面接用スーツの無料レンタル、 各種就労支援セミナー、

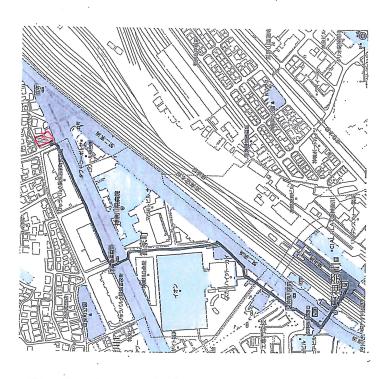
《アクセス》

りたしたちはひとの

親家庭のみなさんを

応掘しています

J R 京浜東北線「東神奈川」徒歩8分



立町ピル202 号室 4626 (947)一般財団法人 横浜市母子寡婦福祉会 〒221-0063 横浜市神奈川区立町 14-3 045 http://www.zaibosi.org / IFAX

《事務局》

《横浜市母子家庭等就業・自立支援センター》(横浜市受託事業) TEL: 045-227-6337 E-mail: shlenboshi@zaibosi.org 4625 E-mail: info@zaibosi.org 横浜市中区常盤町3-24 サンビル8F TEL 045 (947)

á

0

0

-

ā

一般財団法人横浜市母子寧婦福祉会は横浜市内 句上に寄与する事を目的とした公益的法人です。 にお住まいの母子家庭の母及び粤場に対し、 の安定と向上のために必要な安議を行い、

・・母子会がおこなう事業

あなたのご入会をお待ちしています

へく はま会に入会しませんから

・・母子会へ入会のご察内

☆親子体験・学習事業

『地域祭りへのバザー参加』『クリスマス会』 『自然遊び体験』・・キャソプ・ハイキソグ うむないらかしがらいないなるながらいなって 「収穫体験』・・ じゃがいも 幅の など |新一年生をお祝いする会|

『おやこ数室』・・料理作の、手芸ほか

☆無對學習的(J/學1年~中學生対象)

一泊印物など AED研修、歌舞伎鑑賞、 **☆教養講座・研修事業**

資格取得や数量を磨く場かり 役員研修会 トボルソドイアのたの印象他がや

《その他の事業》

臨時の出費で資金が必要になった時 緊急母子伍額資金貸付事業

収益事業

横浜市内の行政区を単位として支部活動を行って います。地域での交流事業を通し、互いに支えあ 母子・寡婦の働く場所を提供するために公共施設 内(区役所等8か所)売店の運営

いの心を共有した仲間づくりが目的です。 福祉に関する調査研究

新規支援事業の企画・開発、事業化のための調査

研究、各種セミナー・研修会への参加

私たちはエコキャップ運動の趣旨に賛同し、パット ボ NJのキャップ収集活動に参加しています。 社会貢献活動

い』)が実施する自主事業の多くは収益事業の余剰金及 び会費、寄附などによって成り立っています。母子会の 目的、活動にご賛同いただきご支援くださいますようお 願い致します。会費は、4月から翌年3月までの1年を単位 一般財団法人横浜市母子寡婦福祉会(略称『ぼしか と います。

[正会員]

母子会の趣旨に賛同し、事業や活動を担い、運営 こ係る横浜市内在住の母子家庭の母並びに寡婦

800円 年公費 [贊助会員]

母子会の趣旨に賛同し、会費で法人の運営を支える 個人の会員

1,000円(1口 年公費

【法人贊助会員】

会費で法人の運営を支える 母子会の趣旨に賛同し、 企業、団体の会員

000円(10 , 0 年公費

♦入会に関するお問い合わせは事務局まで TEL 045-651-0390

シングルマザーへの情報提供

『ぼしかい』 かの情報発信シールとしたメールマガ 情報やプレゼント情報(プレゼントは『ぼしかい』会員の ジン「<mark>ぼし・maga」</mark>を配信しています。イベント やセミナーの情報、季節の簡単レッパ、行政かのの を購読希望の方はメルマガ会員への登録が必要で などを配信しています。「ぼし・maga」 の影画の

や。 劉線 (無対) はいわい がの がの もの もの 又は下記アドレスから https://b.bme.jp/bm/p/f/tf.php?id=4188

(個人・法人) 生年月日 生年月 2.聲助会員 N.Y H.S T S 性別 種別:1.正会員 皿 卅 氏名(7)扩 力 删 小成 込 11-(20歳米満のお子 さまについてご記 入館ください) (個人の会員) (法人の会員) 塘带番号 E-mail (7以扩 力) (7.1)扩 力) 申込日 法人名 FAX幼 L H 家族構成 住所 11

*提供された個人情報は、当会の会員管理以外の目的で使用する *家族構成欄は正会員(母子)の方のみご記入ください。 ことはありません。

入会のお申込は

3会員中公書に会費相当公公如王を添えて下記事務局あて凱送、

②会員申込書に会費を添えて当会運営の下記区役所内売店へ申込 (鶴見・神奈川・年・保エケ谷・磯子・港北・都筑・青葉) ③会員申込書を事前に、メール又はFAX送信: 幹水

振込口座記号番号:00220-4-56369口座名義:一般財団法人横浜市母子寡婦福祉会 《ゆうちょ銀行振込口座》へ振込

〒221-0063 横浜市神奈川区立町 14-3

立町ビル202号室 045 (947) 4625 番 4626番 045 (947) TEL FAX 事務局

36 /

TEL 045 (947) 4625 FAX 045 (947) 4626 E-mail: info@zailbosione

メルマがに関するお問い合わせは母子会事務局まで

横浜市母子家庭等就業・自立支援センターの愛称です。

「ひとり親サポートよいはま」は、

横浜市委託事

★日常生活やお子さんのこと、 夫婦家族間のトラブルなどはこちらへ

お電話ください。

のよりに図われる。

"ぼし。maga" 配信中

045-663-4188

「就職フェア" などの就職支援セミナー

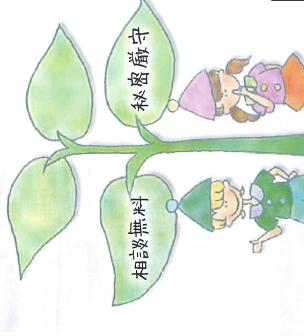
◆ ひとり親向けの"パンコンセニナー"

"ひとり親交流会"や"親子キャンプ"

"横浜市からの情報"

(土・日・祝日、年末年始を除く)

月~给 9:00 ~ 20:30



(十・日・祝日、年末年始を除く) 月~俄 9:00 ~ 17:00

②市営地下鉄関内駅 出口3徒歩0分 D JR 根岸線関内駅 北口徒歩3分 アクセス 市営地下鉄関内駅出口3 アパホテル ●みずほ銀行

神奈中バスが

市営バス、京急バス、

運行しています。

横浜市母子家庭等就業・自立支援センター 「ひとり親サポートよいはま」 横浜市委託事業 (職業紹介所)

〒231-0014 横浜市中区常盤町 3-24 サンビル 8 階 TEL: 045-227-6337 FAX: 045-227-6338 運営団体:一般財団法人 横浜市母子寡婦福祉会 有料職業紹介事業許可番号 14-**ユ-300367**

★お仕事をお採しの方はこちらく 045-227-633

定期的に配信しています。

"オトク" な情報をメールマガジンで

関内ホール 至横浜

> い登録はこちらの QR J-F75

当会は、母子家庭の母および寡婦に対し、生活の

一般財団法人 横浜市母子寡婦福祉会について

《運営団体》

E-mail: shienboshi@zaibosi.org http://www.hitosapo-ykh.jp/ -http://www.zaibosi.org/-

お問い合わせください。

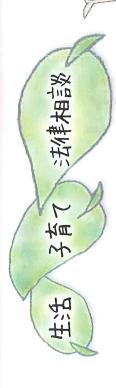
境遇の方と交流したいときなど、お気軽にご相談、

母子家庭になって、生活・仕事・住居・育児等の ことで困ったとき、支援情報を知りたいとき、同じ

福祉向上に寄与することを目的とした公益法人です。 安定と向上のために必要な援助を行い、もって

TEL::045-651-0390-FAX::045-227-6338 TEL: 045-947-4625 FAX: 045-947-4626

横浜市母子寡婦福祉会 事務局



ひとりで極んだの・・・



◆相談受付時間

土・日・祝日、年末年始を除く) 月~金曜日9:00~20:30

ひとり親家庭および寡婦の方の日常生活、 どんなことでもお気軽にご相談ください。 ひとりで悩まずに、ぜひお電話ください。 お子さんのことでお悩みの方、

《無料法律相談

女性弁護士による母子家庭の母、父子家庭の父 および寡婦対象の無料法律相談です。

- 離婚に関する法律問題
- 養育費・親権・財産分与・慰謝料の問題など

夫婦家族が生活面で抱えている様々な法律上の諸問題を 解決するための個別相談です。

法律相談田(事前予約制

每月3回13:30~16:40 (一人40分)

※ 相談日・相談場所は別途 お問い合わせください。



お仕事をお探しの方…

までお電話ください。 045-227-6337

◆ 予約受付時間

(土・田・祝田、年末年始を除く) 月~金曜日9:00~17:00

なかなか仕事が決まらない」 「将来のことを考えて転職したい」 「何度も面接を受けているけれど、

お一人お一人に合わせマンツーマンでサポートします。 ひとり親家庭のお父さん・お母さんを対象に、 担当の相談員が皆様のお住いの区役所に出向き、

就光枯淡口(事官予答勧

月~金曜日 9:00~17:00 (土·日·祝日、年末年始を除く)

※ 事前にお申込みいただければ 土曜日も相談可能です。

《職業紹介所を開設しています》

ひとり親家庭のお父さん・お母さんおよび寡婦の方を 対象に、求人情報の提供や職業紹介を行っています。

- ●利用料は無料(求人・求職者とも)
- ●求人情報はホームページにて閲覧できます。 http://www.hitosapo-ykh.jp/job/recruit.html http://www.zaibosi.org/job/
- ☆ 相談・登録に関する一切の費用は
- ☆ 当センターで取り扱う個人情報に つきましては、関係法令等の定める ところにより適切に取り扱います。

事業主の皆様へ

助成金制度があります。(詳細はお問い合わせください) 当紹介所へ求人を申し込み、雇用した事業主には 母子家庭の母等の雇用安定にご協力ください。



両性の平等に関する委員会からの基調報告

はじめに

わが国における母子家庭に対する政策は、2002年、福祉から自立へと変換された。その政策変換を受けて、2009年3月、当連合会は両性の平等に関する委員会(以下「当委員会」という。)の企画により、「女性と貧困 母子家庭ー福祉と自立のはざまで」というテーマでシンポジウムを実施した。その中で当委員会の提言として、以下のとおり、養育費確保施策の充実を提言した。

- ① 養育費の取決めを確保する制度を創設する
- ② 養育費の額の妥当性を再度検討する
- ③ 養育費の支払い確保の制度の充実

このシンポジウム後に、2009年9月、2012年12月と2回の政権交代により、母子家庭政策も更に変遷してきたが、経済優先のアベノミクスの陰で、福祉は削減の方向にあり、母子家庭の貧困は、深刻さを増しているといわざるを得ない。依然として、ひとり親世帯(9割は母子世帯)の相対的貧困率は50%を超えており、貧困の連鎖も解消されていない。

当委員会は、提言の一つである養育費額の妥当性の再検討として、2003年、東京・大阪養育費等研究会が判例タイムズ1111号で発表した「簡易迅速な養育費の算定を目指して一養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案―」(以下「現算定表」という。)の合理性等の検討を開始し、2012年3月には、その検討結果を基に「子ども中心の婚姻費用・養育費への転換―簡易算定の仕組みと問題点を検証する」シンポジウムを実施した。

そして、シンポジウム後の2012年3月15日、当連合会は「『養育費・婚姻費用の簡易算定方式・簡易算定表』に対する意見書」を発表した。その中で、養育費等が著しく低く算定され、別居世帯やひとり親家庭の貧困の固定につながっていると指摘し、権利者が女性である場合には女性労働者の賃金の低さとも相まって、深刻な社会問題となっていること、基礎収入算定に際し過大な控除がなされていること、生活費指数が実態に合わない等を指摘した。そして、子どもの成長発達を保障する視点を盛り込んだ、新たな算定方式について提言した(当連合会HP掲載)。

さらに、当委員会は、2015年3月に「母子家庭における子どもの貧困―その原因と実効的施策を考える」を実施した。このシンジウムでも、提言の一つとして、

養育費について、現算定表の問題点を改善した新算定方式・新算定表を策定することや、取り決めを促進すること、履行確保策として「養育費支払命令制度」、「養育費立替払制度」、「税法上の優遇制度」、「義務者の住所、勤務先、所得(資産)に関する情報の開示制度」を新設すること、不履行に対する制裁制度として刑事罰の導入、運転免許の規制等の行政罰の導入等を検討することを提言した。

このように、当委員会は、一貫して、母子家庭の福祉、子どもの最善の利益という視点で、シンポジウムを実施し、近年は、主として養育費・婚姻費用の新算定方式・新算定表への取組に力を入れてきた。

そして、当連合会は、2016年11月30日、「養育費・婚姻費用の新しい簡易な算定方式・算定表に関する提言」により新算定方式及び39表の新算定表を公表した(巻末資料参照、新算定表は当連合会HP掲載)

この提言の発表は新聞報道でも「日弁連 養育費増額を提案 1.5倍程度」(朝日新聞2016年12月1日)等と取り上げられた。

また、当委員会は2017年7月に、新算定方式・新算定表の仕組みと使い方を 詳しく解説した「養育費・婚姻費用の新算定表マニュアル―具体事例と活用方法」 (日本加除出版)の発刊に至り、出版記念シンポジウム「養育費・婚姻費用の新算 定方式・新算定表の提言―子どもの最善の利益のために」を実施した。

新算定方式・新算定表の発表は当委員会の大きな目標であり、一つの課題を達成 したと言えるが、その普及のためには、なお一層の努力が必要であることは言うま でもない。

厚生労働省が掲げる,ひとり親家庭の自立支援策としての4本柱(養育費の確保, 児童扶養手当,就業支援,子育て・生活支援)の一つである養育費確保を実効性あるものとするためには,

- 1 取り決めをすること
- 2 算定方法、金額が適切であること
- 3 履行が確保できること

の三つが必要である。

2については、当連合会が、新算定方式・新算定表を発表したことで、一つ山を 越えたと言える。

今後は、取り決めと履行確保が課題である。

そこで、今回は、韓国視察も実施し、養育費の履行確保のために、今取り組むべき課題をメインテーマとして、シンポジウムを実施することとし、以下にその基調報告書をまとめた。第1 韓国の養育費制度・韓国視察報告、第2 日本の養育費の現状、第3 まとめと提言で構成している。

なお、本報告書の内容は、現時点における当委員会の見解をまとめたものであるが、いまだ、当連合会の統一見解として、承認されているものではないことを、お 断りしておきたい。

第1 韓国の養育費制度―韓国視察報告―

1 視察の趣旨・目的

当委員会は、委員複数名で、2017年11月28日から30日までの3日間、韓国のソウルへ出掛けた。視察先は、①2012年の養育費の算定表を作成するときのソウル家庭法院でチーフだったというペ・イング弁護士、②履行管理院、③ソウル家庭法院、④算定表策定の資料分析等に関与した研究機関である女性政策研究院である。

当連合会は、当委員会の発案により、2012年3月15日、家事事件で広く普及している養育費・婚姻費用の簡易算定方式・算定表(判例タイムズ1111号等で発表)には問題があり、これを変更する必要があるという提言を行った。その上で、関係機関へ変更の必要性について提言を送付したが、何らの変化の動きも起きなかった。そこで、当委員会は、自ら養育費・婚姻費用の算定方式・簡易算定表の変更に着手し、当連合会の提言として2016年11月15日、あるべき養育費・婚姻費用の算定方式・算定表を発表したところである。ところが、日本の家庭裁判所実務においては、本来最優先されるべき「子の利益」のために「子の監護に要する費用」分担決定に責任を持つべき職責はあるものの(民法766条)、当連合会が作成した新算定方式・新算定表に関しては、「検証を経ていないので採用できない」というような立場を示されているため、このままでは新算定方式・新算定表を実務に浸透させることができない状況である。

しかるに、隣国、韓国(ソウル)は、2012年に養育費の算定表を策定し、 しかも、法律を制定し養育費の履行管理を行う行政庁までおいて、養育費の確実 な支払いについて先進的な取り組みをしていることが文献等から明らかになっ た。そこで、隣国、韓国(ソウル)を訪問し、韓国が養育費の算定表を策定した 趣旨、その内容について検証することを試みた。そして、日本においても、最終 的に、養育費・婚姻費用を必要としている者に、適切な金額が確実に渡るような 制度構築への提言の可能性を探ることとした。

2 視察を包括して

詳細な報告は、各訪問先についての報告に委ねるが、ペ・イング弁護士へのインタビューでは、いろんな必要性からではあるが、ソウル家庭法院の裁判官たちが裁判実務のためにいかに「積極的に」算定表を策定に関与して公表していったに驚愕したし、履行管理院では、養育費の実際の受領のために重層的なサービスを提供する活動が行われていたし、ソウル家庭法院では、さらに「面会交流センター」という施設まで設置して、裁判所が行政機関が提供しない家族分野につい

て積極的なサービス提供活動を行っていることに驚いた。女性政策研究院では、元々、日本の上記2003年に発表された算定表についての分析もしておられることにも驚いた。すべての機関が「子どもの最善の利益のため」という点に集中し誇りを持ってよりよい成果が出せるよう日々研鑽を行っているとのことであった。

時間が少なかったことから、もう少し追究したかった、という点も残ったが、 今後の当委員会が、当連合会の養育費・婚姻費用の新算定方式・算定表の活用を 積極的に進めていくための法的正当性論理を学び、次のステップである履行の確 保への移行についても多くの示唆を得ることができたと思う。

当委員会では、今回得られた視察結果を今後も積極的に活用していく所存である。

3 各視察報告

(1) ロゴス法律事務所ペ・イング弁護士 (元ソウル家庭法院裁判官)

視察日時:2017年11月28日午後3時30分から午後5時

聴取事項:以下ア~ケ記載のとおり。

ア 養育費算定表作成前の養育費の算定

養育費算定基準が作成される前は、親の収入(当事者が主張する収入)に基づき、養育費にどれくらい使うか審査していた。詳しい審査は行われず、一律に中学生〇円、小学生〇円というように、実際とは格差のある判断がなされていた。個々の裁判官が個別に判断していたが、収入の2割くらいが多かった。

イ 算定表作成のきっかけ、算定表作成の目的や理念

算定表がないことで、当事者間の争いが激しくなった。子供に必要な費用について、当事者が納得することなく、勝ち負けの争いのようになってしまっていた。裁判官としてもつらい経験であった。裁判当事者は、たいてい一方が不満を持つが、両方が不満のないものとするためには、新たな基準が必要であった。

片親家族支援法改正当時,実態調査によると,履行率は14%であり,養育費の判決が出ても,実際には養育費を払ってもらえない人が多かったという事情があった。この法律の担当省である女性家族省が,養育費について問題意識を持つようになり,養育費のガイドラインを作るという動きができた。

ガイドラインが作成されると、裁判所で使うことから、ガイドラインに

対しては,裁判官も非常に関心を持っており,ソウル家庭法院は女性家族 省と合同作業をして,ガイドラインを作ることとなった。

ガイドラインの目的・理念は、当事者間で養育費をめぐる争いがないようにするというものである。客観的な基準となるものがあれば、勝ち負けの争いは少なくなるのではないかと考え、算定表の策定に至った。

算定表作成前は、養育費に関する男性の意識は日本とほぼ同様で、支払 わなければならないものであるという意識は薄かった。新たな制度を作っ て、人々に養育費に対する認識を深めてもらう必要があった。

議会からの反応として,算定表に対する批判などは全くなかった。(算定表の作成は) やるべきことであるという意見ばかりであった。

ウ 算定表作成経過

2002年から家裁が専門裁判所となったが、その時から外部の専門家と意見交換をして、裁判所をより良いものにしようとして、いろいろと制度が変わっってきた。家裁以外でも、破産の専門裁判所なども外部と研究する機会がある。法律を裁判に適用するに当たり、裁判官が専門家になる必要がある、自分たちも研究する必要がある、という意識がある。

算定表の作成のため、2008年から準備を始めたが、2011年の片 親家族支援法の改正が一つのきっかけとなった。片親家族支援法では、女 性家族省長官がガイドラインを作ることが定められていた。裁判官として は、ガイドラインは裁判で使えるものである必要があったため、算定表の 作成に積極的にかかわった。最高裁でも養育費に関する問題意識があり、 予算の支援もあった。

算定表の作成主体はソウル家庭法院である。2012年にPTを組織し、 ペ弁護士はチーム長となった。PTのメンバーには女性家族省からも入っ てもらった。そのほか、養育費専門の研究者として、社会学者、民法学者 などにも入ってもらい、チームで新たな算定基準を作成した。

司法の民主化という観点からは、裁判官のみの司法ではないので、算定表も裁判官のみが決めるのではなく、国民が参加することが重要という認識があり、裁判官以外に外部専門家が加わった。その後、国民陪審裁判を行い、さらに国民の意見を反映した。

国民陪審裁判の際,陪審員はソウル家庭法院 HP から公募し,先着20名で,女性6割,男性4割が選ばれた。すべて既婚者だった。HP を見る人は限られており,算定表に興味がある人が参加したと思われる。陪審裁判は2回行われたが,2回目は,家事事件に興味のない人も含めランダムに選

ぶため、刑事裁判(裁判員制度のようなもの)の時に候補者60名に通知を出し、選任された20名以外の残りの人に、養育費算定表に関する陪審裁判への参加の可否を尋ね、参加を希望した人に参加してもらった。このように選任方法は異なるが、2回とも結果は同じだった。参加者は、主に離婚訴訟の当事者が多かった。

国民陪審裁判は、養育費算定表の作成にあたり、国民の意見を聞くためのイベントとして行ったが、マスコミも注目したので、一般の人にも広く知られるようになった。

算定表は,実態資料に基づいて専門家が作成したものであり,国民の平均を反映しており,民主的な基準ではないかと思う。

エ 算定表作成時に用いられた資料について

算定表は、実際の統計資料に基づいて作成した。統計資料は多ければ多いほど間違いが少なくなるので、多くの家族の事例を収集した。収入やどれくらい養育の費用がかかるのか、といった資料を収集した。

韓国の保健福祉省の傘下にある保健社会研究院が、3年に1回家計調査を行うため、その時に、予算を加えて、養育費に関する調査をしてもらった。

調査では、養育費について、食費、教育費、洋服など、個別項目につき どのくらいの費用がかかるのか、回答してもらった。

オ 算定表の考え方

算定表は、子供の数、年齢、家計の収入(父母の収入の合算)によって 決める。収入には税金も含まれる。

資産を所有しているというだけでは、算定に当たり考慮することはできないが、不動産からの収入など定期的に具体的額が収入としてあれば、考慮される。また、多数の不動産を所有していることは(算定表には反映されていないが)、算定表以外の要素として、実際の養育費額算定時に考慮されることはある。

算定表の額は、社会の家庭の平均値なので、平均が変われば算定額も変わる。日本の算定表も参考にしたが、韓国では、社会の実態をなるべく正確に反映させるものを作りたいという目的で作業を行ってきた。

法律上の原則ではないが(法律上求められているわけはないが), PTの 算定表作成の原則として,①離婚時に父母両方が養育費を支払う,②離婚 前後で養育費は同一とする,とした。離婚により世帯は2つに分かれるの で,生活水準も下がらざるを得ないが,子供の生活水準を維持することと した。

基本的な生活費は養育費で賄われる。算定表では、特別の費用などの特別要素は含まれていないが、原則(基本的考え方)は、離婚の前と後で、子どもの費用は同じというものなので、義務者を説得するときに、「算定表ではこうだが、離婚前にこういう費用が掛かっているので、こういうのも含めたらどうか」ということがある。裁判の際も、具体的な要素を主張している。子供のため、親の離婚によって、子供の生活水準が変わらないように、と説得する。

算定表は、ソウル家庭法院の HP で公表されている。

http://slfamily.scourt.go.kr/dcboard/new/DcNewsViewAction.work?seqnum=652&gubun=191

カ 算定表の効力

算定表は2012年7月から使用されている。法的拘束力はなく,ガイドラインに過ぎないが、ソウル家庭法院の裁判官はこの基準に基づいて判断しているので、事実上の拘束力はある。

裁判官個人がどこまで算定表を当事者に説明するかは、個々の事案により異なる。協議離婚の場合、当事者に算定表の存在を知らせ、当事者が見られるようにしている。調停室には算定表の基準が置いてある。

当事者が算定表と異なる金額に合意した場合は、当事者の合意を尊重する。算定表と異なる合意をした場合、裁判所は、当事者を説得はできても、 算定表を強制することはできない。もっとも、協議離婚の際、養育費額が 著しく低くても、離婚後、増額の申し立てはいつでもできる。

一審で基準表の額より低い額を命じ、控訴審では、基準表通りにすべし として、差し戻された事例はある。

キ 算定表の影響

算定表作成後,作成前よりも養育費の額が上がった。これまでに算定表は2回改正されたが,改正のたびに額は上がっている。

また、当事者間の合意はしやすくなった。離婚する際に、養育費がどの くらいなのか分かるようになったので、離婚について慎重に判断するよう になった。

ク 算定表に対する反応とそれへの対応

弁護士としても,算定表(基準)があることで,当事者を説得しやすく なった。和解の際も基準となっている。

支払いをする側は不満があることが多い。ペ弁護士が裁判官として担当

した事件では、「(算定表は)多くの調査結果に基づき、国の平均として作成されたが、あなたは平均以上の親となりたいか、平均以下となりたいか」と言って説得したことがある。

ケ 改正について

2012年に算定表が作成された後,2014年に改正され,また20 17年11月にも改正された。改正後の基準表は公表されたが,また金額が引きあがった。

金額が上がったのは、物価の上昇が大きな理由である。保育園の場合、 国の支援があり、公立は無料である。教育費は減ったが、他の項目は増え ているので、それらを考慮して金額が上がった。

保健社会研究院の統計資料3年に1回公表されるので、それに基づいて 改正される。そのため、今後も3年ごとの改正が行われる。

(2) ソウル家庭法院

ア 法律改正と家庭法院の拡充

- (ア) 法律改正と家庭法院の役割の増大
 - i 家庭法院は、家事事件、少年事件、家庭保護事件(ファミリーバイオレンス)、協議離婚の意思確認等の手続を行う裁判所である。
 - 1963年にソウル家庭法院が設立されたが、2011年4月に釜山家庭法院が設立されるまで、家庭法院はソウルにしかなく、他の地域では、地方法院が家庭法院の役割を担ってきた。

その後,数次の法律改正を経て,家庭法院の役割が増大していった。

1977年12月の民法改正により、家庭法院は、協議離婚の際に、当事者の離婚意思を確認することになった。しかし、当事者の親権に関する協議、養育費や面会交流には関与できなかった。

ii そこで、2007年12月の民法改正において、子の利益の実現を目的として、以下の制度を主とした新たな離婚協議制度が導入された。

① 熟慮期間

家庭法院に協議離婚の意思確認書の申請をしてから、未成年の子がいる場合は3ヶ月、未成年の子がいない場合は1ヶ月、熟慮期間が設けられた。

② 離婚案内

意思確認書の申請後,家庭法院で,離婚に関するガイダンスを受けなければならない。内容は、協議離婚の手続と父母に対する親教育で

ある。

③ 子に関する事項の協議書提出

①の熟慮期間内に、離婚後の親権者及び養育者、養育費の支払・分担、面接交渉の可否及びその方法に関して協議し、合意を形成した上で、その協議書を提出する。家庭法院は、提出された協議書の内容が、子の福祉に適切かどうか確認し、適切でない内容であった場合は、修正を勧告したり、補正命令をすることができる。協議書を提出しない場合には、家庭法院の離婚意思確認がなされず、協議離婚はできない。

④ 相談勧告

- ③の協議のため、家庭法院は、専門家による離婚相談を受けること を勧告することができる。
- iii 2009年5月の民法及び家事訴訟法の改正により、家庭法院は、当 事者が協議した養育費負担に関する内容を確認する養育費負担調書を 作成するようになった。
- iv 2014年11月にソウル家庭法院に面会交流センターが設立された。中立的な面会交流の場所と機会を与え、面会交流の方法を確実に教育し、面会交流についての問題を相談するためである。

(イ) 家庭法院の拡充

前項で述べたとおり、数次の法律改正により、協議離婚手続における家 庭法院の役割は増大し、それに伴って家庭法院が拡充されてきた。

家庭法院の協議離婚制度の運営のために必要な人材として, i)協議離婚案内及び確認補助を担当する職員, ii)協議離婚の確認を担当する裁判官, iii)相談勧告の後,当事者の意思により法院内で相談をする相談委員,又は連携した外部相談機関, iv)協議離婚手続において適切な助力を提供する家事調査官などが必要となる。

そこで、韓国全国の地方法院の所在地に家庭法院を、地方法院支院の所在地に家庭法院支院を設置するという政策目標に基づき、2011年4月に釜山家庭法院を、2012年3月に大田家庭法院・大邱家庭法院・光州家庭法院と16箇所の支院を、2016年3月に仁川家庭法院と富平支院をそれぞれ設置し、2018年3月に蔚山家庭法院を、2019年3月に水原家庭法院とその支院(5箇所)をそれぞれ設置する予定である。その後も、庁舎及び職員の現状、事件の負担などを考慮し、家庭法院・支院の設置を全国的に拡大していく予定である。

また、面会交流センターについても、2016年に光州家庭法院及び仁

川家庭法院にそれぞれ設置された。

(ウ) ソウル家庭法院の状況

ソウル家庭法院における過去5年分の夫婦関係,子の監護に関する事件の概況と担当裁判官の人数は次表(ソウル家庭法院の資料による)のとおりである。

表1 事件の種類,終局処分(合意成立,審判,判決,取下など)別の事件数

事件の種類	期間	受付数	処理			
			合計	認容	棄却	その他
夫婦関係に	2012年	16	12	2	_	10
関する事件	2013 年	9	14	5	2	7
	2014年	14	9	2	_	7
	2015 年	20	24	7	3	14
	2016年	33	21	4	1	16
子どもの養育	2012年	2,314	2, 174	595	69	1,510
に関する処分 及び面会交流	2013 年	2, 284	2, 374	727	115	1,532
	2014年	2,403	2,214	563	96	1,555
に関する事件	2015 年	3, 220	2,465	605	84	1,776
	2016年	2,765	3,039	966	108	1,965

表2 ソウル家庭法院の担当裁判官の数

(注)育児休暇,海外研修中の裁判官を含めた数である。

基準日	裁判官の人数						
	合計	法院長	部長判事	判事			
2012. 12. 31	41	1	7	33			
2013. 12. 31	39	1	7	31			
2014. 12. 31	38	1	7	30			
2015. 12. 31	39	1	6	32			
2016. 12. 31	44	1	7	36			

イ 養育費算定基準表

(ア) 養育費算定基準表の作成経緯と改正作業

韓国民法では夫婦が離婚する場合、養育費をはじめ、子の養育に関する必要事項について当事者が協議して決めることを原則としているが、その協議が成立しないときは、家庭法院が職権で、又は当事者の申し出により、子の意思、年齢や父母の資産状況、その他の事情を考慮して決めることとしている。

そして,「片親家族支援法」には,女性家族省長官は,子の養育費算定の

ための養育費のガイドラインを設け、法院が離婚判決を下す際に、積極的 に活用できるよう努力しなければならないと定められており、「養育費の 履行確保及び支援に関する法律」でも同じ内容の条文が存在する。

ソウル家庭法院は、決まった基準による養育費の策定及び一般国民の予測できる養育費の策定のために、2007年頃から内部基準を作成して活用してきたが、2012年、正式に養育費算定基準表を作成した。その後、2014年に1回目の改正が行われ、2017年に2回目の改正作業をし、同年11月17日に公表した(公表された算定基準表は、巻末資料参照。)。

ソウル家庭法院は,韓国保健社会研究院が刊行した『全国出産力及び家族保健・福祉実態調査』で示された養育費の統計を基礎資料とし,その内容について女性家族部と協議して基準表の作成・改正作業を進めてきた。

まだ、韓国の法院全体又は大法院で作成した養育費算定基準は存在しないが、裁判実務においては、全国の法院の家事事件担当の裁判官の多くが、ソウル家庭法院の基準表を参考にして養育費を策定している。利用状況は、全国の法院へのアンケートで把握されている。

すべての法院又は大法院で、統一した養育費算定基準を作成するまでには、ソウル家庭法院で2~3年に1回程度、改正作業を進める予定である。

(イ) 養育費算定基準表の利用状況

i 算定基準表の評価

現在,裁判実務だけでなく,離婚当事者が協議離婚の段階を含め,養育費の合意段階で基準表を参考にしており,弁護士などの法律実務家も,依頼人にソウル家庭法院の基準表についてアドバイスしたり,それに基づいて訴状や申請書を作成するケースが多い。

基準表がなかったときには、基準表より多少少ない金額で画一的に養育費が策定されたことを考えると、基準表の作成以降は養育費の金額も引き上げられ、個別の経済状況を考慮して養育費を策定することとなったと思われる。特に、収入のない非養育者の場合にも、養育費を分担しなければならないという原則が確立される結果を導いた効果もある。

現在,ソウル家庭法院の養育費算定基準表は,その活用度が高く,養育費の算定と支給に寄与していると評価される。

ii 養育費義務者の反応

基準表がある程度定着してきて、基準表の金額そのものが高いという 主張は少ない。それに、実際かかる養育費に比べて基準表上の金額が少 ないという見解も少なくないため、義務者の「養育費が高すぎる」とい う主張は、あまり説得力がない。

ただ、養育費債務者が、具体的な事情(例えば、ローンの利子の負担 や住居費用がかかり、所得に比べて仮処分所得が少ない、他の扶養家族 がいるなど)によって減額を求める場合はある。

そのような減額の申し出がある場合、家庭法院は、離婚前の養育状況 や費用などを考慮し、養育費算定基準表の加算・減算要素についての審 理によって、当事者を説得し、判決を出している。

iii 養育費の加算減算要素

養育費算定基準表の加算及び減算要素は、次のとおりである。居住地域(都市は加算、農村・漁村は減算)、子どもの数(子どもが1名の場合は加算、3名以上の場合は減算)、高額の治療費(重症の病気、障害、特異体質などによる治療費等)、父母の合意による高額の教育費(留学費、特技教習費)がかかる場合、父母の財産状況、父母のいずれかが個人更生手続中である場合。

ウ 養育費履行確保のための制度

(ア) 制度

① 養育費負担調書の作成

家庭法院が、当事者が協議した養育費負担に関する協議書を提出した際、これに執行力を与えるためにその協議書の内容を確認して作成するものが養育費負担調書である。これにより、協議離婚の過程において養育費に関する協議書がありながら、執行のために別に養育費審判を請求する必要がなくなった。

② 財産明示命令

家庭法院は、養育費請求事件のために特に必要と認める場合には、職権又は当事者の申請によって、当事者に財産状態を具体的に明示した財産目録の提出を命じることができる。

③ 財産照会

家庭法院は、財産明示命令に従って提出された財産目録のみでは請求 事件の解決が困難であると認められる場合には、職権又は当事者の申請 によって、当事者名義の財産に関して公共機関、金融機関、団体などに 照会することができる。

④ 養育費直接支払命令

養育費債務者が正当な理由なく2回以上養育費を支払わない場合,家庭法院は,養育費債権者の申請によって,養育費債務者の所得税の源泉

徴収義務者から直接養育費を受け取ることができる(養育費債務者が給 与所得者の場合に効果がある。)。

⑤ 担保提供命令及び一時金支払命令

家庭法院は、養育費を定期金で支払わせる場合において、その履行を確保するために養育費債務者に相当な担保の提供を命じることができる。また、養育費債務者が正当な理由なく履行しない場合には養育費債権者の申請によって養育費債務者に相当な担保の提供を命じることができる。さらに、養育費債務者が担保を提供すべき期間内に担保の提供をしない場合には、家庭法院は養育費債権者の申請によって、養育費の全部又は一部を一時金で支払うように命じることができる。

これは、養育費直接支払命令が利用し難い場合 (養育費債務者が自営業の場合など) にその代わりとして用意された制度である。

⑥ 履行命令

家庭法院は、判決、審判、調停調書、調停に代わる決定又は養育費負担調書による金銭の支払などの財産上の義務を履行すべき者が正当な理由なくその義務を履行しない場合、養育費権利者の申請によって一定期間内における義務の履行を命じることができる。

(7) 監置

家庭法院は、履行命令を受けた者が正当な理由なく3期以上その義務を履行しない場合、また、担保命令違反による養育費一時金支払命令を受けた者が30日以内に正当な理由なくその義務を履行しない場合には、養育費権利者の申請によって30日の範囲内で、その義務を履行するまで義務者に対して監置を命じることができる。

(イ) 各制度の実効性と課題

養育費直接支払命令は、給与所得者である養育費債務者を相手とし、養育費債権の中で、履行期が到達しないものに対して命じられるため、養育費債権者の満足度が高いといわれている。

これに対し、担保提供命令と一時金支払命令は、養育費直接支払命令のように簡単に養育費債権の満足を得られる制度ではないので、その活用度が低い(上記の制度を利用できる養育費債権者の多くは、後述する履行命令及び監置制度を利用するとみられる)。

履行命令制度は、過料及び監置命令のための前段階ではあるが、その審 問過程で養育費債権者の満足が得られる場合が多く、活発に利用される。 今後の課題として、先ず、養育費債務者の情報(財産上状況や居場所な ど)を統合して管理できるシステムの構築がある。このシステムが構築されれば、養育費債権の執行の効率性を向上させることができる。ただ、根本的には、非養育親と子どもの関係を回復させ、養育費債権者と養育費債務者の信頼を回復させる制度を設けていくことが必要である。

エ 面会交流センターの開設

(ア) 開設の経緯

2014年11月, ソウル家庭法院に面会交流センターが開設された。 子どもは、父母から愛されてこそ健全に成長できるが、父母の深刻な不和 や離婚によって、親のどちらかと一緒に暮らせないことがある。ソウル家 庭法院は、子どもと父母の関係が断絶されないよう、子どもと父母が安心 して安全に会えることをサポートするために、面会交流センターを開設し た。

当初は、行政(女性家族部の傘下の健康家庭支援センター)での開設が検討されたが、健康家庭支援センターは、週末の運営が難しいとの理由で開設できなかった。また、面会交流が難しい家族は、父母の関係が深刻な状況にあり、このような状況では子どもに望ましくない事態が生じる可能性が高い。そこで、深刻な父母への対応が専門的にできる家庭法院に開設することによって、子どもが父母の葛藤から影響を受けることを最小化し、「面会交流」そのものに集中することを可能とした。

面会交流センターは、祝日を除き、週末も運営している。

(イ) 運営方法,人的組織,サービス内容,利用手続等

面会交流センターは、センター長、運営委員、相談委員、保安職員で構成されている。面会交流センターのサービスは、センター内で面会交流をする「面会交流支援サービス」と、面会交流センターから子どもを引き受け・引渡す「引渡支援サービス」がある。面会交流にかかる費用は、国が全額負担しており、利用者が支払う費用はない。

(ウ) 現状と課題

開設以降,利用者が増加し続けている。面会交流を支援してもらった養育者と非養育者が,面会交流の必要性についての認識を高めたといわれている。また,面会交流を支援してもらった子どもも心理的に安定できる。2017年11月22日現在,62家族が面会交流センターを利用しており,1月65件の面会交流支援が行われている。

現在,ソウル家庭法院,仁川家庭法院及び光州家庭法院の3箇所に開設されているが,近くに面会交流センターがなく,片道3時間かけて面会交

流センターに来ている利用者もいる。国会で予算が認められ、人材や物の 支援が整えば、面会交流センターを拡大する予定である。

今後の課題は、養育者、非養育者が、センターの支援なく面会交流を履 行できるように面会交流を支援するプログラムをより充実させることで ある。例として、面会に慣れるトレーニング等を親教育として実施してい る。

上記(2)参考文献

- ・立命館法学2012年3号(343号)国際家族法研究会シリーズ12 「韓国における協議離婚制度の改革と当事者の合意形成の支援」(宋賢鐘, 二宮 周平)
- ・慶應義塾大学法学研究会法学研究88巻9号「韓国法における養育費の確保・ 面会交流センターの実務について」(宋賢鍾,犬伏由子,田中佑季)
 - (3) 養育費履行管理院 (Child Support Center)
 - ア 養育費履行管理院の設立の経緯

韓国では,養育費の履行率が低調であることが社会問題となっていた。 子どもと暮らす親は、生計・育児・家事を同時にしなければならず、個人 の片親の力では養育費の回収にも限界があった。2012年に行われた片 親家族実熊調査によれば、養育費をもらったことがある片親は全体の1 7%にすぎず、養育費請求訴訟の経験がある片親は、全体の4.6%にと どまっていた。養育費を請求することのハードルが高く、片親の力が及ば ないことが示されていた。

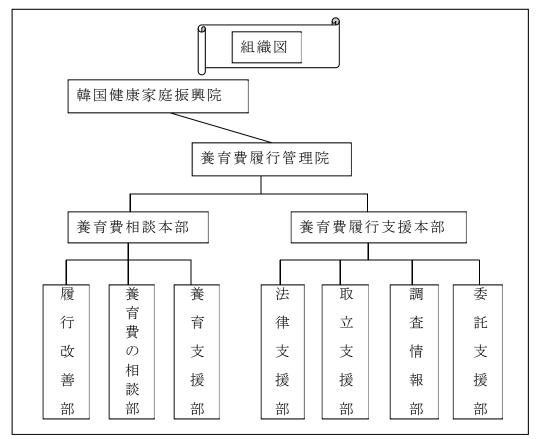
そこで、韓国ひとり親連合をはじめ当事者団体が、養育費を現実のもの にするための法案や養育費履行に関する国の責任を継続して要求してきた。 その結果、2014年3月24日、「養育費の履行確保及び支援に関する 法律」(以下、「養育費履行法」という。)が制定・公布され、2015年3 月25日,同法が施行された。それに基づき,韓国健康家庭振興院1の下に, 養育費履行管理院が設立された。

イ養育費履行管理院の役割

養育費履行管理院の業務は、養育費履行法7条に定められており、養育 費相談本部と養育費履行支援本部で構成されている。養育費相談本部には、 履行改善部,養育費の相談部,養育費支援部があり,養育費履行支援本部

^{1 2003}年12月に成立,2004年に公布,2005年に施行された「健康家庭基本法」に基 づいて、家族支援プログラムの開発普及および主要政策モデル事業として設立された。

には、法律支援部、取り立て支援部、調査情報部、委託支援部がある。以下にそれぞれの機関の役割について説明する。



(7) 履行改善部

履行改善部では、広報・教育、養育費への認識改善事業を行う。また、 対外協力も行う。具体的には、

- *ブログ・キャンペーンなど、オンライン・オフラインでの広報
- *テレビ、ラジオなどによる広報
- *公務員及び関係者のための地域説明会
- *当事者及び関係者のための訪問教育
- *ハンドブックなど、多様なコンテンツの開発・配布などである。

そして,「認識改善」などに関する研究及び調査も行われる。

(イ) 養育費の相談部

養育費の相談部では、養育費相談センターの運営、すなわち電話・面接・オンラインによる養育費相談、そして相談後の履行確保支援申請書を受け付け、申請書を支援サービス別に割り当てる業務が行われる。さらに、相談状況についての統計管理が行われる。

2015年3月25日の設立当時から、2017年10月31日まで

の総相談件数は、約8万件あり、総申請(受付)件数は、そのうち約1万2千件になる(「受付」とは、履行管理院でサポートできると判断されて受け付けた案件をいう)。その約8万件の相談の中で、電話相談が91.1%、オンライン相談が6.1%、訪問相談が2.8%の割合になっている(この数字は委託機関相談は含まない)。このうち訪問相談は、ソウルの履行管理院だけで行われているが、養育費履行法24条2項によると、履行管理院長は、大統領令で定めるところにより、業務の一部を関連機関・法人又は団体に委託することができるとされており、現在、委託機関である大韓法律救助公団、大韓弁協の法律救助財団、韓国家庭法律相談所で訪問相談が可能になっている。

申立の内訳は、法律支援が34%、取立支援が49%、合意(協議成立)支援が16%となっている。

法律上は制限なく誰でも相談できることになっているが,院としても 予算の限界があり,経済力のない人を優先して支援の対象としている。

(ウ) 養育支援部

養育支援部では、養育費問題の当事者同士での面接交渉について協議を支援する。ここでは、日程、場所など、主に面会交流の方法についての内容を決める。韓国において面会交流の合意成立のみを支援する制度や機関はないが、履行管理院は、2017年から面会交流の時間、場所、合意成立のための仲裁サービスを提供している。ただ、履行管理院の仲裁結果には、強制力はない。

面会交流の実施を助ける制度・機関としては、ソウル家庭法院の面会 交流センター(2014年開始)、光州家庭法院の面会交流センター(2 016年開始)、仁川家庭法院の面会交流センター(2016年開始)が ある。

また,養育支援部の業務としては,一時的な養育費の緊急支援がある。「限時的な養育費緊急支援」という制度で「子の福祉が危険にさらされ、あるいは危険にさらされるおそれ」があり、緊急に養育費が必要な場合に国家が先払いをする。そして、その支給額の限度で養育費債務者に求償権を取得する。具体的には、養育費を払ってもらえず、その上監護親が失職してしまったようなケースを支援している。申請件数の32%を支援しており、その件数は、2017年10月の時点で、151件で、支給総額は2億5200万ウォンになる。支給金額は子ども1人あたり月額10万ウォンで、支援期間は原則6か月、1回に限り3ヶ月延長が

可能とされている。2

(工) 法律支援部

法律支援部では、認知請求及び養育費請求の訴訟や、その事前処分・ 保全処分を支援する。執行権原をまだ得ていない者の申請に関して執行 権原を得るための訴訟支援である。そして、その法律支援制度の研究及 び改善が行われている。

具体的には、支援は20人の弁護士が担当しており、申請のサポートをしたり、訴訟遂行まで支援する。ただし、ソウルにしか履行院がないので、他地域では公団所属の弁護士に委託する場合もある。権利者・義務者両方のサポートをしており、義務者の養育費減額についても支援はする。

(オ) 取立支援部

取立支援部では、執行権原のある申請に関する取り立てと強制執行を 支援する。養育費債権者が養育費履行管理院に債権取立を委託してから、 履行管理院は取立業務を遂行する。養育費債務者は債権者に対し、直接、 債務を弁済する。

具体的には,養育費直接支給命令の申請,養育費担保提供命令の申請, 養育費履行命令の申請,差押及び取立命令の申請,強制競売・強制執行 等の支援を行うと共に,取立支援制度の研究及び改善を行う。

- i 家事訴訟法上の履行確保措置
 - ① 直接支給命令

養育費債務者の所得税源泉徴収義務者に定期的に給与から養育費を控除し、養育費債権者に直接支給するよう命じる。

② 担保提供命令,一時金支給命令 養育費債務者に養育費を定期的に支給させる場合に,その履行を 確保するために担保の提供及び一時金支払いを命じる。

③ 履行命令・監置命令・過料

履行を命ずる決定をすることができ、それに従わない場合に過料 を科したり、養育費債務者を身柄拘束する監置命令を出すこともで きる。

- ii 民事執行法上の履行確保措置
 - ① 財産明示, 財産照会

2 慶応義塾大学法学研究会 法学研究89巻12号「養育費履行管理院の役割強化方策」

19 57 / 144

養育費請求事件のために特に必要と認めるときは、職権又は当事者の申請により財産状態を明示した財産目録の提出を命じることができ、これだけでは解決が困難な場合には、関係機関に対し財産照会を行うこともできる。

② その他

それでも養育費債務者が支払をしない場合,債権差押と取立/転付命令,強制競売/強制執行を行う。さらに,債務不履行者名簿へ債務者の情報を登載する制裁措置も取ることができる(名簿に登載されると信用等級が下がりクレジットカードが作れなくなるなど市民生活に影響がでる)。

iii 税金還付予定金額の差押及び差引

養育費債務者の税金還付予定金額に対する差押え・差し引きをする ことができる。

なお、養育費履行法においては、履行管理院の長は、養育費債務者の財産に対する取立支援に関する業務を債権取立業務を行う信用情報会社に委託することができると規定している。しかし、現在、養育費履行管理院では、同法による業務委託をしていない。理由は、①個人情報保護のため②取り立て専門会社では訴訟行為ができないのでトラブルが起きた場合に対応できないのでメリットがないからである。

(力) 調査情報部

調査情報部は、養育費履行確保のため、住所、勤務地、財産、所得、 金融情報の把握をし、現場起動班を担当する。さらに、モニタリングを 実施する。

i 住所,勤務地調查

養育費履行確保のため必要な場合、住民登録票の閲覧・抄本の交付請求、勤務先についての情報資料を請求することが出来る。しかし、養育費履行法で紹介できる対象が「養育費債務者」とされているので、まだ養育費について協議が整っていない「債務名義のない監護親」が、非監護親の所在地や勤務先を把握することが出来ないという問題がある。

ii 財産, 所得, 金融情報調查

養育費履行法では、養育費支給能力を調査するため、養育費債務者の財産、所得、金融情報等の調査が出来ると規定されている。但し、 これらの調査には本人の同意を得る必要がある。しかし、実際に、義 務者の同意による財産開示は5%程度しかない上,差押え先の機関から断られるケースもある。養育費債権の強制執行は,養育費審判請求の本案事件と異なり一般債権の執行になるので,情報の開示が得られない場合は,裁判所(法院)に民事執行法による財産明示・財産照会を申請することになる。公共機関・金融機関・団体などは,正当な事由がなければ,法院の財産照会に対して拒否できない。

- *財産明示:法院が債務者に対して,財産目録の提出を命じ,その財産目録の真実性を宣誓させること
- *財産照会:財産明示申請の送達不能の場合,債務者が提出した目録だけでは債権を満足させない場合,債務者が期日に出席しなかった場合,財産目録の提出を拒否する場合,又は宣誓を拒否する場合に,法院が債権者の申出により,公共機関・金融機関・団体などに対し,債務者名義の財産を照会すること

iii モニタリング制度

調査委情報部では、子供が19歳(韓国民法上の成人)になるまで、 定期的に、権利者に養育費の履行状況を確認している。養育費をまと めて払わせるのは別の用途に流用されるおそれがあるので、毎月執行 させることが必要だと考えており、原則として受付事件で訴訟終了事 件は全件、月1回、電話やメールで権利者に履行状況を確認する。そ して支払がなければ養育費義務者に督促をすることになる。ただし、 権利者が義務者を刺激したくないなどの理由で督促をしないで欲しい と希望する場合は行わないよう配慮する。さらに養育費債務者が何回 も養育費を払わない場合は、権利者に対して支払がないので取立支援 部に回すことができる旨を案内するシステムになっている。

(キ) 委託支援部

養育費履行管理院は、現在ソウルに設置されているのみなので、ソウル近郊以外の国民はサービスにアクセスできないことになる。そこで、養育費履行管理院は、法律救助公団、大韓弁護士協会の法律救助財団、韓国家庭法律相談所等に業務の委託をしている。委託支援部はその支援を行い、さらに委託訴訟の統計管理を行っている。

原則として窓口は養育費履行管理院が行っているが、各委託先が受けた事件について管理院に対して協力依頼が来ることもある。オンラインで相談を受けて直接委託先に送るが、委託先で対応が出来なければ委託支援部がサポートする。

個人情報保護については委託先団体と協約を結んでいて、それについての教育も実施している。義務者の住所・収入等については、養育費履行管理院が調べて、それを委託先に渡す方法が取られている。

調査情報部では、執行状況を確認して、場合によっては再度取立を行うこともある。

ウ 養育費履行管理院の成果と課題

(ア) 養育費の支払率の変化

「養育費の履行確保及び支援に関する法律」が施行された後、養育費履行管理院が取り扱った申請者に対する養育費の支払い率は上昇している。2015年12月には履行率が27%だったが、2016年12月には31%、2017年10月には40%なっている。

韓国全国における片親家庭実態調査は3年に1回行われるため、比較が難しいが、2015年の片親実態調査によれば、韓国全体で離婚や未婚の一人親78%は元の配偶者から養育費を受け取る債権がないという結果になっており、それらと比べて、養育費履行管理院の申請者の養育費履行率は高いと思われる。

(イ) 履行確保の実効性

養育費履行管理院は、独立機関ではなく、最終的な権限は裁判所が持つ。履行確保のための方法は様々用意されているが、養育費履行管理院には、権限上の限界があると言わざるを得ない。

また、情報開示に関しても、個人情報保護との衝突があり、法律・制度上の限界がある。前述したように、財産、所得、金融情報の開示請求には、養育費債務者の同意が必要とされ、同意を得られない場合は既存の裁判所を通じた手段に依拠せざるを得ない。同意を得られず裁判手続きを取っている間は養育費が支払われない上に、債務者が財産等を隠匿、処分することができてしまい、養育費債務者に厚い保護が成されている状況になっている。単なる民事上の債務不履行ではなく、子どもの健全な育成に不可欠な養育費の不払い者に対しては、同意を要さず情報を開示し速やかに履行させるための法改正が必要である。

エ 最後に

養育費履行管理院は、まだ設立されて3年程度だが、着実に養育費の履行率を上げている。職員の方たちは、英語の名称が、Support Cost Centerではなく、Child Support Centerであることに誇りを持っている。私たちが昨年11月に養育費履行管理院を訪問したときに李院長がおっしゃっ

た,「履行管理院は次世代のための機関である。」という言葉は, 忘れられない。

日本にも同様の機関を作る運動を起こす必要があると痛感した。

(4) 女性政策研究院

ア 女性政策研究院の位置づけ

- ・国務総理(首相)の傘下にある26の研究機関の一つ。
- ・研究委員の身分は公務員ではなく、公共機関に所属している民間人。
- ・財政的基盤は、政府の予算、及び政府機関が研究を委託する事項毎に ついての予算である。
- ・行政府に関わる仕事が多い。中でも「女性家族省」との仕事が多い。
- ・民間団体との繋がりもあり、行政機関と民間団体の架橋の役割を担っている。
- イ 女性政策研究院と国の女性政策担当部門との関係
 - ・「女性家族省」から、業務の委託を受ける形で関与している。
 - ①女性に関わる政策の評価,
 - ②女性に関わる固有の研究業務(女性の家族・労働・暴力問題など)
- ウ 韓国における養育費に関する現状
 - (ア) 「片親家族の実態調査」(3年に1度実施)

調査の中に、片親に支払われる養育費の実態調査(金額・問題点等)が含まれる。

法律や制度は改善されたが, 実体と乖離し改善が進んでいないことが 判明している。

- ① 2012年調査
 - 1度も養育費をもらったことが無い・・・83%
 - ・他の調査の中でも、「片親家庭の養育費をもらう比率は低い」という 結果がある。
- ② 2015年調査
 - ・法的に養育費債権が無い片親・・・78%
 - ・法的な債権がある親のうち、定期的に養育費が支払われている者
 - · · · 5 0 %
 - ・実際に支払われる金額も、判決等での決定額より低い(決定額の8 5.4%)。
 - *このような調査の結果が、ソウル家庭法院の算定表の作成の背景と

なっている。

- 1)養育費の支払率を向上させる目的。
- 2)判断する裁判所によって,基準が異ならないようにする目的。
- *算定表作成の前後の養育費に関する「判決」を比較した研究(ソウル家裁関係)。
 - ・算定表使用を明示した判決の状況2012年6月1日から,2013年まで900件の判決中,38件。
 - ・算定表の養育費金額に与えた影響 基準表発表前は、月3~5万ウォンが多かった。 算定表発表後は、5万ウォン以上を命じるものが多くなる。
- ③ 2013年調査後・・・養育費の統計作業は履行管理院に移行した。 調査結果は公表されていないが、新聞等でその概要が報道されている。

調査当時は、基準表が作成されただけで、養育費の金額が上がることはなかったが、履行管理院が出来てからは「支給率」の上昇がみられるとのこと。

- エ 韓国の「養育費算定基準表」についての作成の経緯と基本的な考え方
 - (ア) 算定表の作成は、「ソウル家庭法院」が中心になって実施。

家庭法院以外にも,女性政策研究院,法律援助機関,女性家庭省やその他の団体,大韓弁協の弁護士らも関わっている。最近の改定には履行管理院も関わっている。

(イ) 女性政策研究院の調査結果に基づく必要性の基礎付け

算定表作成前も、協議離婚の場合、必ず養育費について協議書を出させていたが、協議離婚をする者のうち、34.1%が、「養育費の授受をしない」という協議を成立させていたという調査結果が出ており、委員として、算定表の必要性を主張した。

(ウ) 算定表作成における基礎的考え方

「現実に、子どもの養育にどれくらい費用が掛かるか」という統計資料を収集し、これに基づいて、算定表を作成した。

- (エ) 研究報告書「子どもの生活費ガイドラインについての報告書」が資料 に。
 - ・報告書は、女性家族省が、女性政策研究院に研究を委託して研究を行い作成した。

- ・2016年の報告書は、2017年の改訂のための根拠資料になった。
- (オ) データ資料
 - 「子どもに実際どれくらい費用が掛かるのか」を集計して表にした。
 - ・2016年の研究当時は、いろいろなデータを収集した。
 - ・改訂案としては、一つでは無く、いくつかの案を提示した。いくつか 出した理由は、改訂前の基準表は、理想的家庭データ(一般家庭より 少し高水準の家庭)を参照したと考えられたからである。他のデータ を使ってみると、今の基準より、子どもにかかる費用はもっと少ない、 というデータもあった。
 - ・2016年12月から2017年の3月まで,この報告書に基づいて, ソウル家庭法院の裁判官の意見も聞きながら,種々の資料を使って, いくつかの案を策定した。
 - ・ただし、研究院の仕事は、ソウル家庭法院にこれらの案を出すところまでで終わり、そのいくつかの案をソウル家庭法院が、別の専門家団体にデータを渡して協議し、結局、旧基準より少し算定額を引き上げるという結論になった。
- (カ) 算定表に対する、それまでの当事者の要望との関係
 - ① 義務者からは高すぎる、権利者からは低すぎる、という意見があった。
 - ② 「所得が低い世帯」について、どう決めるかの問題があり、最低養育費を定めた。
 - ③ 「所得が高い世帯」の要望に応えて、所得の高い部分のランクを一つ設定した。
- (キ) 政策研究院で算定表に関わった研究員の評価 収入,子どもの年齢によって,「実際に掛かる費用」に基づいて算定された表の信用性は高いと思われる。
- (ク) 日本と韓国との算定表の額の相違点(日本に関する部分は当方より説明)
 - ・同じ収入なら、日本の算定表養育費額の方が韓国より低いと思われる。 韓国は、「子どもに実際どれくらい費用が掛かるのか」という統計値を 基礎とする。
 - 日本は、「親に必要な費用を控除した後の所得(可処分所得)を親子で分ける」発想。
 - ・日本でも,「家計調査年報」「学校教育費調査」等の公的統計資料を使

用しているが、韓国のように、何歳の子どもには、一般的にみて、い くらかかるのかを考えて、その「子にかかる費用」を、父母が収入に 応じて分担するという発想ではない。

・日本で算定表の改定が、2003年の発表当時から一度もなされてい ない理由

算定表はそもそも公的なものではなく、裁判官グループの私的な研究として発表された物を、裁判が、事実上使用している形式をとっている。当連合会は2012年に、改定を提言したが、改定の動きがないため、2016年に「新算定表」を発表した。

オ 養育費履行確保制度について

(ア) 女性政策研究院との関わり

研究院としては,履行管理には関わっていない。

研究の過程で、日本の制度は知っていた。韓国では、家事手続法の中 で改正。

(イ) 実効性

司法上の養育費履行手段は強化された。

①直接支払い命令,②訴訟法での履行命令制度,を新設。

しかし,実態調査では,履行自体が円滑になったかについては疑問が ある。

(ウ) 履行管理院が作られた経緯

設立段階では,設立についての研究を女性政策研究員の研究委員が行った。

ただし,履行についての問題には限界があった。

① 執行権限の確保について

改訂後は、離婚調書に執行力を認めているが、履行管理院が出来る前に離婚した夫婦のうち、養育費を支払わないと決めた割合が35%あり、結婚していない親同士は、認知がされても、養育費について協議する機会がない。

② 権限行使の現実的困難

家事訴訟法の改正や,義務者の財産照会制度などが出来たが,ひ とりで子育てしている親が,実際に,このような制度を個人で使う ことは困難がある。

③ 管轄の問題

権利者の立場からは、定期的に養育費をもらって経済的に安定す

るのが最大の目的であるのに、養育費の請求の管轄が、相手方である義務者の住所となっているというハードルがあった。

④ 手続きの複雑性

履行確保手段は、段階的に使わないといけないので、手続きを進める度に、手続きの利用の申し込みが必要で、大変手間が掛かった。

⑤ 義務者の財産把握制度

以前からあったが、明示手続きのために、勤務先等を申請者があらかじめ知っている必要があり、不明の場合の危険は申請者の負担となっていた。

⑥ 養育費の支給の立て替え払い制度の採否 もっとも迅速・確実なのは、立て替え払い制度であり検討の対象

となった。

しかし,「財政的な負担が重い」として,採用されず,代替的な手段として,今の制度ができた。

- ⑦ 履行管理院を利用して,満足度が高い人 協議離婚をして,円満に行っている人。
- ⑧ 履行管理院の限界。

現在の履行管理院は、女性家庭省管轄の「全国健康家庭振興院」の一部の組織と位置づけられている。今後の課題として、「独自の機関」になるという路線を取った方が、自由にいろんなことができると思われる。

- カ その他 (質疑応答の中で出された論点など)
 - (ア) 韓国における、離婚後の母子家庭の貧困・こどもの貧困の問題。

片親家庭は、相対的な貧困状態にあると思われる。

所得は全体家庭の半分、資産は全体家庭の20%位である。

「ひとり親家族支援法」は、元は母子対象であったが、現在は父子家庭をも含む。

多彩な項目について調査を実施している。

- ・離婚、未婚家庭の半分くらいは元のパートナーと連絡取っていない。
- ・定期的金銭給付を受けている者は10%位しかない。
- (イ) 韓国で、短期間に法改正がなされ、家庭内での両性の平等と個人の尊重の実現に向けて、急速に改革が進んだ時代的背景、国民の意識の変化など考えられる原因など。

少子化の問題が大きい。出産率が低いため, 家族政策についての注目

度が高い。来年から、児童手当の導入が予定されている。

これまで、両性の平等の観点はあまり無かったが、ひとり親世帯についての支援があるので、両性の平等の考え方にも配慮されたと思う。

少子化対策が、女性を出産の道具にするような間違った考え方に導く 虞があることに用心しなければならない。①家族の多様性の尊重と、② 全ての子どもを差別なく大切にすること、を常に念頭に置いて考えなければならない。

(ウ) 女性差別撤廃条約との関係

韓国は女性差別撤廃条約の選択議定書も批准しており、養育費政策と 女性差別撤廃条約とは、緊密に関与している。

ジェンダーの観点を、全ての政策に入れている。ジェンダー観点を入れて予算を審査する、いわゆる「性別予算制度」も実施している。「女性政策研究院」も、女性政策を専門に扱う機関を持つべきであるという理由で創設されたものである。

- (エ) 「子どもにかかる費用」の統計の方法
 - ① 統計では、子どもが使った食費、教育費、等々を記載するようになっている。住居費とか医療費とかは、家族全体を対象としている。
 - ② 日本の家計年報のような、何にどれほど使うか、という統計もある ので、それも合わせ利用している。家計簿支出データ、というものも ある。住居費等は、世帯人数で割って算出している。
 - ②の方が低かったが、今の算定表は①で策定されている。「親の離婚で子どもの生活水準に影響を与えない」ことが、養育費算定に関する、第一の理念である。
- (オ) 「養育費履行管理院」の法的限界。
 - ・独立した機関ではないので、事実上の限界がある。
 - ・韓国では、電子訴訟ができるが、履行管理院は、固有の番号が貰えないので、電子訴訟ができず不便がある。
 - ・履行管理院はソウルに一箇所あるだけ。各種業務を関係団体に外注も している。

拡大すれば、サービス強化にはなるが、履行率が上がるかは疑問。

(カ) 立て替え払い制度についての展望

論点としては検討されたが、財政的負担の問題から見送られたので、 立替払を目指すより、次のような、現行制度の強化の方が現実的である と思われる。

- ・財産開示について、義務者の同意が無くても照会できるように要件を 緩和する
- ・不払いに対する監置処分について, 現在より強化する
- ・免許の停止などの、行政処分を強化する アメリカは処罰で強制、ヨーロッパは立て替え払いが主流であるが、 今の韓国大統領は、公約として「緊急に必要な費用を支払う」と約束 した。(しかし、まだ、具体的な話は進んでいない。)
- (キ) 低収入の義務者の最低生活の保障について 論点としては検討されたが、国から支給されるお金を受け取るような 状態の人でも、一定の養育費は払わなければならないことにした。
- (4) 実際の監護をしている親の「監護の負担」についての配慮方法。 論点としては検討されたが、その点は、算定表には反映させずに、「個 別の事情」として検討することにした。
- (ケ) 算定表の主たる効用として考えられるもの。 算定表を単純化して、表もひとつにすれば、裁判官が養育費以外のこ とに注力できる。
- (コ)養育費問題に関する市民のロビー活動の現状。 片親連絡会・シングルマザー団体などが,個別の国会議員と繋がって 活動している。

第2 日本の養育費の現状

- 1 日本の現状
 - (1) 離婚の種別と養育費
 - ① 離婚の種別

離婚には、協議離婚(民法763条)、調停離婚(家事事件手続法268条)、 審判離婚(家事事件手続法284条)、裁判上の離婚(民法770条、人事訴訟法37条)の方法がある。

実際に利用されている離婚の種別の割合は、協議離婚が87.8%、調停離婚が9.7%、審判離婚が0.03%、裁判上の離婚が2.4%である(平成21年度厚生労働省「離婚に関する統計」より)。

ア 協議離婚

当事者の合意(離婚する意思の合致・親権のみ取り決め)と届出だけで成立する離婚である(民法 763 条)。

イ 調停離婚

家庭裁判所に離婚を求める調停を申し立てる方法による離婚である。夫婦間に離婚の合意が成立し、これを調書に記載したときは、離婚の判決と同一の効力を有する(家事事件手続法268条)。

ウ 審判離婚

調停が成立しない場合において、家庭裁判所が相当と認めるときは、職権で離婚の審判をすることができ(家事事件手続法284条)、2週間以内に家庭裁判所に対する異議の申立てがなければ、その審判は離婚の判決と同一の効力を有する(同法287条)。

エ 裁判上の離婚(判決,和解,認諾)

離婚原因(民法770条1項)があるとして、家庭裁判所に離婚の訴えを提起する方法による離婚である。

判決による離婚の他にも、離婚をなす旨の和解が成立し、又は請求の認 諾がなされ、これを調書に記載したときは、離婚の判決と同一の効力を有 する(人事訴訟法37条)。

② 養育費

離婚後の養育費については、民法766条1項に「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子の面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担 その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」と規定されている(民法771条で裁判上の離婚に準用)。

養育費請求の根拠は、親子間の扶養義務(民法877条)にある。未成熟子に対する親の扶養義務は、親と同程度の生活を保障する生活保持義務として、親子関係そのものから生じるものであるから、離婚後も父母は親権の有無にかかわらず、それぞれの資力に応じて子の養育料を負担すべき義務を負う(福岡高決昭和52年12月20日家月30巻9号75頁参照)。

協議離婚の場合、2012年(平成24)4月からの改正民法766条1項の施行に伴い、離婚届用紙に「養育費の分担」及び面会交流取り決めの有無についてチェックする欄が設けられているが未記入でも離婚届は受理される。

法務省によれば、2015年度(平成27年度)の未成年の子どもがいる 夫婦が離婚した場合について、養育費について「取り決めしている」にチェックがあった割合は62.6%程度であり、2016年度(平成28年度)は、 $64\sim65\%$ である。ただし、この数字がどの程度、実態を表しているかはわからない。取り決めといっても口頭での約束なのか、合意書や公正証書作成までしているか等は、把握できていない

養育費の支払いについて、当事者間で協議が調わないとき又は協議することができないときは、家庭裁判所に調停又は審判の申立てをすることができる(民法766条2項、家事事件手続法別表第2の3項、同法244条)。

(2) 算定基準

ア 養育費の支払義務は、「自分の生活を保持するのと同程度の生活を被扶養者にも保持させる義務」(生活保持義務)であるとされ、実務上、その算定方法について検討が重ねられてきた。

2003年(平成15年)4月,東京・大阪養育費等研究会の裁判官6名他の研究結果として,これらの検討を踏まえた具体的な算定基準と同基準に基づく算定表が公表された(判例タイムズ1111号285頁以下)。

- イ 公表された算定表・算定基準は、特段の検証もないまま、数年程度で実務に定着したが、当連合会は、2012年(平成24年)3月、以下の問題があることを明らかにし、新たな算定基準・算定表の作成・公表を呼びかけた(「養育費・婚姻費用の簡易算定方式・簡易算定表」に対する意見書)。
 - (ア) 稼働しない者の支出も経費(職業費)と考えたこと(例:児童図書や通 学費も経費である)
 - (イ) 扶養義務者と権利者との間で、住居費や医療費について格差が生じること (例:無収入の者は住居費も医療費も1円も確保できない)
 - (ウ)養育に必要な住居費や医療費を考慮しないこと (養育する子どもの住居費や医療費は監護親が全額負担することとなる)

- (エ) 税率等の改定や統計値の変動が長らく反映されていないこと
- (オ)子どもの生活費に関する年齢区分が生活実態とかけ離れていること(例: 0歳と14歳の生活費が同じである)
- (カ) 子どものための光熱費や家具代等は大人と比べて1割程度としたこと
- (キ) 特別の事情がない限り、基準からの増減額を最大2万円とし、柔軟な調整を困難にしたこと
- (ク) 結果として、母子家庭の貧困を招来・固定すること
- (ケ) 生活保護を受給する場合でも養育費の負担を強いたこと (養育費の支払 によって生活費が最低生活費を下回っても補填されることはない)
- ウ 当連合会は、2016年(平成28年)11月,これらの問題の解決を図るため、算定基準・算定表を以下のとおり修正し、これを公表した(養育費・婚姻費用の新しい簡易な算定方式・算定表に関する提言)。
 - (ア) 稼働しない者の支出は経費(職業費)としない。
 - (4) 住居費や医療費についても同程度の生活水準を確保する。
 - (ウ) 養育に必要な住居費や医療費は両親が応分に負担する。
 - (エ) 税率等の改定や統計値の変動を反映した。この点を反映するだけで、生活費が $2 \sim 1$ 2 %増加する。
 - (オ)子どもの生活費について、未就学児と小中学生とを区分した。小学生と 中学生を区分することも可能とした。
 - (カ) 子どものための光熱費や家具代等を大人と同額とした。
 - (キ) 基準額のみを示し、増減額を最大2万円に限定しなかった。
 - (1) 結果として、母子家庭のみが貧困となることを回避した。
 - (ケ) 生活保護を受給する場合には養育費の負担をさせない。
- エ なお、新たな算定表については、「その内容の合理性は高く評価され」(判例時報2322号70頁)、当委員会は、平成29年7月、修正された算定基準・算定表の解説及び活用方法を記し(「養育費・婚姻費用の新算定表マニュアルー具体事例と活用方法ー」(日本加除出版)、その普及に努めている。本書に関しては、篠田省二弁護士「『養育費・婚姻費用の新算定表マニュアルー具体例と活用方法』の刊行に寄せて」(法の苑第67号25頁及び棚村政行教授「BOOK REVIEW」自由と正義2018年1月号79頁がある。

裁判所においては、これらの問題の指摘や改善について検証することは避けがちで、慎重な取扱がされているのが現状であるが、引き続き新算定表への理解と適正な運用を求めて行く所存である。

(3) 養育費の取り決め受給状況

ア 厚生労働省が実施した平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告(平成28年11月1日現在)に従い,以下,最近の養育費の取り決めと受給状況について確認する。

なお、当該調査は、これまで「全国母子世帯等調査」の名称で実施されて きた調査であり、前回は平成23年度に実施されている。

イ 養育費の取り決め状況

養育費の取り決め状況は、母子世帯の母では、「取り決めをしている」が42.9%、(前回調査37.7%)、父子世帯の父では、「取り決めをしている」が20.8% (前回調査17.5%) であった。母子・父子世帯いずれの養育費取り決め率も、平成23年度の前回調査よりも若干上昇しているものの、依然として、養育費を取り決めている母子・父子世帯は半数に満たない。

母子・父子世帯とも,ひとり親世帯になってからの年数が短い方が,取り決め率が高い。

また、協議離婚よりもその他の離婚(調停離婚、審判離婚及び裁判離婚)のほうが、取り決め率は高く、母子世帯では、協議離婚の場合の取り決め率は37.8%であるのに対し、その他の離婚での取り決め率は79.6%となっている。裁判所での離婚手続では、養育費取り決めの必要性が意識されていることがうかがわれる。

さらに、養育費の取り決めをしていない最も大きな理由は、母子世帯の母では「相手と関わりたくない」が最も多く、父子世帯の父では「相手に支払う能力がないと思った」が最も多い結果となっている。

ウ 養育費の受給状況

母子世帯の母の養育費の受給状況は、「現在も受けている」が24.3%(前回調査19.7%)、父子世帯の父の養育費の受給状況は、「現在も受けている」が3.2%(前回調査4.1%)である。

もっとも、養育費の取り決めをしている母子世帯の母で養育費を「現在も受けている」のは、53.3%であるのに対し、養育費の取り決めをしていない母子世帯の母で養育費を「現在も受けている」のは2.5%である(※平成28年度調査表17-(3)-7の「総数」から「うち、養育費の取り決めをしている世帯」の数を差し引き、割合を算出した。)。協議離婚で養育費の取り決めをした母子世帯の母で養育費を「現在も受けている」のは54.6%、その他の離婚で養育費の取り決めをした母子世帯の母で養育費を「現在も受けている」のは50.8%である。

このことからすると、養育費の取り決めの有無は、その後の養育費の受給

の有無に大きな影響を与えるが、養育費の取り決めが協議離婚でなされているか,裁判所での離婚手続でなされているかは、養育費の受給の有無にあまり影響を与えていないことがうかがわれる。

また、養育費を現在も受けているまたは受けたことがある世帯のうち額が決まっている世帯の平均月額は、母子世帯では4万3707円(前回調査4万3482円)、父子世帯では3万2550円(前回調査3万2238円)となっており、金額はこの5年間でほぼ横ばいである。

(4) 現在の履行確保制度

養育費についての強制執行力がある書面―これを債務名義という―を持っていれば、現在、利用できる履行確保制度として次の各方法がある。いずれも裁判所への申立が必要である。

① 履行勧告

ア概要

履行勧告とは、調停や審判で養育費を定めた場合において、権利者からの申出があるときは、裁判所が履行状況を調査し、義務者に対してその義務の履行を勧告できるという制度である(家事事件手続法(以下単に「法」という。) 289条)。

イ 特徴

(ア) 調停、審判等で養育費を定めていること

履行勧告を利用するには、審判や調停等で義務が定められていなければならない(法289条1項, 4項)。

当事者間の協議によって養育費を定めた場合や、養育費について一切取り決めがない場合は、履行勧告を利用することはできない。

(イ) 履行状況の調査

裁判所は、履行勧告に際して、勧告に必要な調査を官庁、公署その他 適当と認める者に嘱託し、又は銀行、信託会社、関係人の使用者その他 の者に対し関係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関して必要な 報告を求めることができる(法289条5項)。

(ウ) 履行勧告の具体的方法

履行勧告の具体的な方法が定められているわけではないため、裁判所から義務者に対して、電話で説得する、書面を送付する等様々な態様があり得る。実務上は、裁判所から義務者に対し、履行を促し、履行をしない場合は強制執行申立等がなされ得ること等を通知する書面が送付されることが多いようである。

ウ 履行勧告の意義

義務者が裁判所の履行勧告に従わなかったとしても罰則等はなく,あくまで任意の履行を促す手続であるといえる。

しかし、強制執行と比較して容易で費用も掛からないこと、裁判所から の勧告ということで義務者に感銘力を与えられる場合もあることから、比 較的利用へのハードルが低い制度であるといえる。

最高裁判所ホームページ掲載の、司法統計検索システム第55表 http://www.courts.go.jp/app/files/toukei/345/009345.pdf によれば、 2016年(平成28年)の履行勧告件数は16,500件であった。

② 履行命令

履行命令とは、義務者が調停や審判等で定められた養育費の履行を怠った 場合において、相当と認めるときは、権利者の申立により、義務者に対し、 相当の期限を定めてその義務の履行をすべきことを命ずる審判をすることが できるという制度である(法290条)。

履行勧告と異なり、義務者が正当な理由なく履行命令に従わないときは、10万円以下の過料という制裁がある(法290条5項)。

もっとも、上記の司法統計検索システム第55表によれば、平成28年の 履行命令の件数は95件であり、利用されることが少ない制度であるといえ る。

③ 間接強制

アの概要

間接強制とは、債務の履行を怠っている債務者に対し、債務の履行を確保するために相当と認める一定の額の金銭を債権者に支払うべき旨を命ずる制度である。原則として金銭債務に係る間接強制は認められていないが、扶養義務等に係る金銭債権は権利者にとって履行確保の必要性が特に大きいうえ、そもそも義務者の収入に応じて債権額が定められており濫用の恐れも少ないことから、2004年(平成16年)改正により、間接強制の方法により行うことが認められるようになった(民事執行法167条の15第1項)。

イ 間接強制の特徴・要件等

(ア) 間接強制を利用する意義

養育費の強制執行申立(直接強制)を行おうとすると、義務者にみるべき資産がなく給与差押え以外にとるべき手段がないという事案が多くみられる。しかし、給与差押えを行うと、義務者が勤務先に居づらく

なって退職してしまい、結局のところ養育費の履行確保につながらない ということが懸念される等の理由から、強制執行を断念せざるを得ない という声もよく聞かれるところである。

また、履行命令申立の場合、仮に義務者が履行命令に違反したとして も過料の制裁を受けるのみであり、権利者が履行命令によって直接的に 金銭を得られるというわけではない。

間接強制は、直接強制における上記のような懸念を払しょくしつつ、 裁判所から義務者に対して権利者に一定の額を支払うよう命じられる という結果を得られる点で意義を有するものである。

(イ) 要件

債権者(権利者)が、執行力のある債務名義(養育費の支払いを命ずる調停調書、審判書、判決、執行認諾文言のある公正証書等)に基づいて間接強制申立を行うことが必要であるという点及び申立の相手方(義務者)の審尋を経なければならないという点は、他の債権の間接強制と同様である。

もっとも、養育費を含む扶養義務等に係る金銭債権の間接強制においては、「債務者が、支払能力を欠くためにその金銭債権に係る債務を弁済することができないとき、又はその債務を弁済することによつてその生活が著しく窮迫するとき」(民事執行法167条の15第1項但書)には間接強制が認められない。

(ウ) 効果

裁判所は、義務者に対し、「遅延の期間に応じ、又は相当と認める一定の期間内に履行しないときは直ちに」、「債務の履行を確保するために相当と認める一定の額の金銭」を義務者に支払うよう命ずる旨の決定を行う(民事執行法172条1項)。

養育費は月払いで定められることが多いが、間接強制の場合は、個別 具体的な事情に応じて、一時金、日払い(日数の上限を設定する事例も 多い)等、様々な方法で間接強制金の額が定められる。

なお、義務者が間接強制の決定に従わない場合は、養育費自体の直接 強制に踏み切ることが考えられるが、間接強制の決定を債務名義として 直接強制の方法により取り立てることも可能である。

(エ) 裁判例における判断

養育費の間接強制が認められた事例には、(a)義務者は間接強制申立事件の審尋において困窮している旨を主張しているものの、義務者が不動

産の売買や不動産の賃貸等を目的とする会社を経営し、同社名義で自動車及び新たな不動産を取得しているという事実が認定されたもの(大阪家裁平成19年3月15日決定)、(b)養育費不払いの理由が、義務者が申し立てた親権者変更の審判において義務者の主張が認められなかったことへの不満であることが認定されたもの(横浜家裁平成19年9月3日決定)及び(c)義務者は間接強制申立事件における審尋に対し何らの主張立証をしないが、当事件の約3年前の養育費審判時に年額724万7360円の給与収入を得ていたことが認定されているもの(広島家裁平成19年11月22日決定)がある。

間接強制金の額としては、上記(a)においては、支払済みまで(但し、120日間を限度とする。)1日につき1000円、上記(b)においては支払済みまで(ただし、175日間を限度とする。)1日につき5000円、上記(c)においては養育費未払分の不履行については支払済みまで(ただし、180日間を限度とする。)1日につき1000円、弁済期未到来の養育費の不履行については支払済みまで(ただし、30日間を限度とする。)1日につき1000円の支払いが命じられている。上記(b)のみ目立って日額が高額なのは、「債務者が養育費の支払いをしない理由として、金銭的な理由ではなく、親権等に関する審判への不服を理由として、金銭的な理由ではなく、親権等に関する審判への不服を理由としている点に求められるものと考えられる。」との指摘がある(生駒俊英「裁判例からみる養育費不払いに対する現状」(福井大学教育・人文社会系部門紀要(社会科学)、1、2016 116頁)。

他方,養育費の間接強制が否定された事例においては,義務者及び義務者が代表取締役を務める会社が破産申立を行っており,みるべき資産もないことが認定されている(大阪家裁平成17年10月17日決定)。

④ 直接強制

ア 将来分の差押え

2003年(平成15年)改正により、民事執行法151条の2が規定され、養育費の一部に不履行があるときは、期限が到来していない部分についても継続的に強制執行を行うことができるようになった(同条1項4号,2項)。

イ 差押禁止の範囲

また、養育費が請求債権である場合には、差押禁止の範囲が4分の3ではなくて2分の1とされ(同法152条3項)、他の請求債権より権利者の利益が重視されているといえる。

ウ 東京地裁の民事執行センターにおける2016年(平成28年)の事件 概況によると、2003年(平成15年)改正法による扶養義務等にかかる債権に基づく債権執行事件の動向として、別表11が公表されている(金融法務事情NO2062,2017.3.25)。 2016年(平成28年)の扶養義務にかかる債権に基づく債権差押えの親受件数は280件であった。2006年(平成18年)から2008年(平成20年)までは、年間200件未満であったが、2009年(平成21年)に205件、2010年(平成22年)に一旦190件となったが、その後は、毎年200件以上となり、2014年(平成26年)には、過去最高の310件となった。

この数字は、扶養義務等にかかる債権であるから、婚姻費用、養育費の個別の債権別の数字ではない。よって、養育費債権に基づく差押えが何件かは明らかではないが、2003年(平成15年)改正法により、差押件数が増えていることは、強制執行制度が利用されていることを示している。

【別表11】扶養義務等に係る債権に基づく差押申立ての推移

	新受
平成19年	150
平成20年	178
平成21年	205
平成22年	191
平成23年	222
平成24年	222
平成25年	231
平成26年	310
平成27年	287
平成28年	280

出典:金融法務事情 No. 2062 P. 48

「さんまエクスプレス第93回 東京地裁民事執行センターにおける平成28年の事件概況等」より

エ 現行制度の問題点

もっとも,以上の制度は,裁判所で取り決め,裁判所が命じし確定した強制執行力のある書面~いわゆる債務名義という一がなければ利用出来ない。

債務名義とは、調停調書、審判、判決、和解調書・認諾調書・公正証書である。したがって私的な合意書のみでは、現在の履行確保制度は利用できない。

また,①養育費は各回の給付が少額であること,②義務者が個人であることから執行に適した財産を見出すのが困難であること,③そもそも,義務者の無資力が不履行の原因であるケースも多いことから,強制執行によって権利を実現することが現実的でない事案が多く見受けられる。

オ 財産開示制度(民事執行法第4章)の問題点

執行裁判所は、一定の執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権者の 申立てにより、知れている財産に対する強制執行を実施しても、当該金銭債 権の完全な弁済を得られないことの疎明があったときは、債務者について財 産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない民事執行法197条)。

しかし、財産開示手続では、申立てに必要とされる債務名義が限定されている(財産開示を求めることができる債務名義として、公正証書が除かれている、民事執行法197条1項)、債務者が出頭しない、開示内容が真実かどうか分からない、債務者以外の第三者からの情報収集ができないなどの問題点がある。

2017年(平成29年)9月に法制審議会の民事執行法部会において中間試案が公表された。これには、財産開示手続の実施要件の見直し、従わなかった場合の罰則強化、第三者(金融機関・公的機関)からの債務者財産に関する情報(預金口座・勤務先の情報)を取得する制度の新設が盛り込まれている。

(5) ひとり親家庭への経済的支援

① 児童扶養手当

ア 児童扶養手当とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障がい児場合は、20歳未満)を監護する母,監護し,生計を同じくする父又は養育する者に支給される(児童扶養手当法第4条[支給要件])。

受給対象者が以下のとおり,拡大してきている。

(ア) 父子家庭への支給

2010年8月1日から父子家庭も支給対象となった(児童扶養手当 法第1条,第4条)。それまでは,一部の自治体において,独自に児童扶 養手当に相当する給付金制度を創設している例はあったが,児童扶養手 当の対象から除外されていた。しかし,父子家庭でも母子家庭と同じく 経済的に困窮している家庭は少なくなく,父子家庭もその対象とするこ とが強く望まれていた。表2によれば,父子家庭の受給者数は増えている。

39

(イ) D V 被害者に対する支給

2012年8月から配偶者からの暴力(いわゆるドメスティックバイオレンス,以下「DV」という。)で保護命令が出された場合の母(父)子家庭も支給対象に加えられた(児童扶養手当法第4条)。子どもを連れて逃れた場合,住居も仕事もなくすことが多く,経済的支援は喫緊である。 DV件数が増加している現状において,この改正は,配偶者の暴力から逃れる母(父)子家庭にとって大きな支援となっている。

(ウ) 公的年金受給者に対する支給

2014年12月から、公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金、 労災年金、遺族補償など)受給者で、その受給年金額が児童扶養手当額 より低い場合、その差額の児童扶養手当を受給できるようになった(児 童扶養手当法第13条の2)。

以上の改正は、いずれも経済的支援を真に必要としている家庭をその 支給対象とするものであり、評価できるものである。

イ 児童1人の場合、手当の月額は、全部支給の場合4万2290円(2017年4月~)であり、所得制限があるため、所得によっては一部支給、または、支給なしとなる(同法9条1項)。養育費の支払いがある場合、その8割を所得として認定される(同法9条2項)。例えば、年収130万円までのひとり親が1人の子どもを養育しており、養育費の支払いもない場合、全部支給となる。

ウ 児童扶養手当額の変動

児童扶養手当は、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定する物価スライド措置がとられている(児童扶養手当法第 5 条の 2)。ところが、2000年度から2002年度までの物価下落時の特例措置により手当額が据え置かれたため、2012年の手当額が本来の額よりも 1.7%かさ上げされており、それを2013年度から2015年度にかけて解消するため、手当額が2013年10月分から0.7%、2014年4月分から0.7%引き下げられた(ただし、2014年4月以降の実際の引き上げ率は下記表 1 の注※のとおり -0.3%であった。)。

2015年4月以降は,2014年(平成26年)消費者物価指数と特例水準の段階的解消を合わせて,2.4%の引き上げとなり,2016年4月以降は,0.8%の引き上げになった。2017年4月以降は,0.1%の減額となった。

特例水準の	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
解消時期	4月~	10月~	4月~	4月~	4月~	4月~
特例水準(1.7%		/	-0.7%			
)の解消率		-0.7%	※ (-0.3	+2.4%	+0.8%	-0.1%
			%)			
児童扶養手当の						
額(全額支給)	41,430円	41,140円	41,020円	42,000円	42,330円	42,290円
児童扶養手当の	41,420~	41, 130~	41,010~	41,990~	42, 320~	42, 280~
額 (一部支給)	9,780円	9,710円	9,680円	9,010円	9,990円	9,980円
変更後の最初の	2012年	2013年	2014年	2015年	2015年	2015年
振込み月	8月	12月	8月	8月	8月	8月

- (注)1 金額は、各地方公共団体のホームページの「手当額の改定」などによる。
 - 2 2015 年までは、児童 2 人のときは上記金額に 5,000 円加算,3 人目から児童 1 人増すごとに 3,000 円加算される。
 - 3 2016 年 8 月から、加算額が 5,000 円→最大で月額 1 万円、3,000 円→最大で月額 6,000 円に増額される。なお、2017 年 4 月から、加算額についても、物価スライド制が導入される。
 - ※ 特例水準解消のため 0.7%引き下げるが、2013年の物価スライドが 0.4%の上昇となったため、引き下げ率は 0.3%となっている。
 - エ 児童扶養手当は、年3回(4月、8月。12月)4か月分を支給されていたところ、日常生活では、家賃・光熱費・給食費等月払いでの支払いが多く、家計管理が難しいと言われてきた。

この点,厚生労働省は、2019年度から支給方法を年6回2か月分支給に変更することを検討しており、上記家計管理の困難さが改善されることが期待される。また、上記変更により、離婚後児童扶養手当を申請してから実際に受給するまでの期間が短縮されるメリットもある。

オ 母子世帯数と児童扶養手当受給者数

児童扶養手当受給者の推移は次の表2のとおりである。

表2記載のとおり、2012年度末を境に減少に転じている。

なお,2015年度末における全部支給者は55万7065人(53.7%)であり、一部支給者は48万580人(46.3%)である。

表 2 児童扶養手当受給者数の推移(単位:人)

年度	1998	2008	2010	2011	2012	2013	2014	2015
総数	625, 127	969261	1, 055, 181	1,070,211	1, 083, 317	1, 073, 790	1, 058, 231	1, 037, 645
	(100)					(171.77)		
母子			969, 973	977, 578	986, 670	976, 929	961, 909	944, 309
世帯								
父子			55, 389	61, 594	64, 784	64, 585	63, 269	60, 537
世帯								

- (注) 1 本表は、厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」児童扶養手当受給者数の推移、総務省統計局統計表「児童扶養手当受給者数」、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室平成24年度及び平成25年度「母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況」による。
 - 2 総数及び世帯数は各年度末現在

力 「5年等経過者一部支給停止」問題

アで述べたように,児童扶養手当の拡充を図る改正がされている。

しかし、2002年に創設された「受給期間が5年を経過したときは手当の一部を支給停止する」との規定は存続したままである。この規定が適用されれば受給額は大幅に減額する。この規定には反対が多く、2007年12月、この適用を受ける対象者を障害や疾病などで就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられない者等に限るとし、実質的に減額を凍結する政令改正がなされた。

しかし、この政令改正は一部支給停止の適用対象者を限定したのみであり、上記規定は効力を有している(児童扶養手当法第13条の3)。受給者は、一部支給停止の適用除外となるための申請手続をしなければならないが、その手続は煩雑である。そして、これらの手続を怠った場合は5年等経過後翌月分以降の手当が最大で半額になる。2016年3月末現在、一部支給停止者は約4000人(全受給者の0.3%)となっている。

上記規定は、5年経過後には母父子家庭の自立が可能となるとの前提に立っている。しかし、現在の社会情勢から、それが極めて困難であること

は明らかである。その前提を欠いたまま上記規定を認めることはできない。 上記規定を削除すべきである。

キまとめ

児童扶養手当受給者数は、2012年度末を境に減少に転じている。

しかし、「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」(2016年(平成28年)11月1日現在)によれば、母子世帯の母自身の2015年の平均年間収入は243万円(前回調査223万円)、母自身の平均年間就労収入は200万円(前回調査181万円)、母子世帯の平均年間収入(平均世帯人員3.31人)は348万円(前回調査291万円)となっており、また、父子世帯の父自身の2015年の平均年間収入は420万円(前回調査360万円)、父自身の平均年間就労収入は398万円(前回調査360万円)、父子世帯の平均年間収入(平均世帯人員3.70人)は573万円(前回調査455万円)となっているものの、児童がいる世帯の平均収入は707.8万円(前回調査658.1万円)と比較し、母子世帯49.2%(前回調査44.2%)、父子世帯81.0(前回調査69.1%)にすぎない。注:「児童のいる世帯」については「平成28年国民生活基礎調査」の平均所得金額(熊本県を除く)。

また、「平成28年国民生活基礎調査」によれば、2012年から2015年にかけ、相対的貧困率、子どもの貧困率のいずれでも減少しているが、相対的貧困率は15.6%(2015年)、子どもの貧困率は13.9%(2015年)といまだ6~7人に1人が貧困という状況に変わりがなく、その貧困率を改善するためには、児童扶養手当の増額、受給対象者の拡大等、一層の充実が不可欠である。

② 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のいない女子又は配偶者のいない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長をはかり、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。

具体的には、母子父子世帯に対し、事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職資格資金、医療介護資金、生活資金、受託資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金等を無利子、又は、低利子で貸し付ける制度である。

③ その他

上記2つの制度以外にも、各都道府県、各市町村単位でひとり親家庭への

経済的支援制度が設けられている。

例えば、①ひとり親家庭の父・母及び児童が医療機関で受診した場合、医療費の一部が公費で負担される福祉医療費助成制度、②ひとり親家庭の保育料等の減免制度、③ひとり親家庭の高等学校通学費助成制度、④ひとり親家庭の父・母が就職に役立つ技能や資格の取得のため各種講習を受けたり、各種学校の養成機関で修業する場合等に給付される母子家庭自立支援給付金、⑤ひとり親家庭において、父・母が病気等の際に家庭生活支援員を派遣し、育児・家事等支援を無料又は低額で行う日常生活支援制度等がある。

もっとも,各地方自治体ごとに差があるなど改善点も多く,ひとり親が使いやすく,また,アクセスしやすい制度を設ける必要がある。

(6) 養育費相談支援センターの活動と養育費の確保

養育費相談支援センター(以下「本センター」)の活動の実情を知ることは、 養育費の履行確保の在り方を考える上で有益であると思われる。以下、本センター長である原千枝子氏の論説「養育費相談の現状と養育費確保を巡る課題~ 養育費相談支援センターにおける相談概況から~」(家庭の法と裁判12号1 6頁)及び本センターから提供された別紙資料(平成19年10月1日~平成29年9月30日)を基に、その概要を紹介する。

なお、養育費支援制度研究会・養育費相談支援センター・家族と法研究会共催シンポジウム『子の最善の利益』のための養育費や面会交流(平成30年2月24日早稲田大学において開催)の原千枝子氏の報告「養育費相談支援センターにおける相談支援の実情と相談支援から見た課題」を併せて参照した。)

① 養育費相談支援センター(以下「本センター」)の概要

本センターは,厚生労働省から公益社団法人家庭問題情報センター(略称, FPIC) への養育費相談支援委託事業として開設され,2007(平成19)年10月1日から業務を開始した。この背景には,厚生労働省が児童扶養手当の給付から自立支援へと母子福祉政策の転換を図り,公的給付から私的扶養としての養育費確保の推進が行われたことがあり,本センターの設置もその一つとして位置づけられる。

本センターは、全国の母子家庭等就業・自立支援センターに配属されている養育費専門相談員、地方自治体のひとり親福祉担当部局に配置されている母子・父子自立支援員等その他の相談員の人材を養成し、養育費の取得率の向上等を図ることを目的としている。この相談支援事業には、全国のひとり親家庭や離婚に直面している一般国民からの電話やメールによる直接相談と相談員に対する助言、指導等がある。

他に地方自治体或いは個人に対する個別の養育費相談事業、養育費専門相談員全国研修等の研修事業、ホームページ等による養育費の取決め等の方法に関する情報提供事業並びに養育費確保に関する制度問題研究の実施等の事業をしている。

② 本センターにおける相談の概況

平成19年10月から平成29年9月まで10年間の相談件数の推移・相談内容等は、次のとおりである。

ア 相談件数の推移と相談者の内訳

※後掲 [表 1 相談件数の推移と相談者の内訳]参照。

※後掲「図1 相談件数の推移と相談者の内訳(割合)]参照。

上記期間の総件数 5 8, 1 9 7件の平均は, 男性 1 2, 0 2 5件(2 0. 7%), 女性 4 3, 7 8 3件(7 5. 2%), 機関 2, 0 7 8件(3. 6%)である。

平成24年度(以下「年度」は、当年4月から翌年3月までをいう。) 以降は、毎年度6、500件前後を推移している。男女間の比率では、男 性の比率が年ごとに増加し、平成27年以降は約3割となった。

イ 養育費の取決めと相談時の婚姻関係

※後掲「表2 相談件数の推移と相談時期の内訳〕参照。

※後掲「図2 相談件数の推移と相談時期の内訳(割合)〕参照。

※後掲[図6 養育費取決めの有無等]参照。

※後掲[図7 養育費取決め有の内容]参照。

平成28年度の電話相談のうち、養育費の取決めについては、協議前・中が40%、取決め有が49%、取決め無9%である。

相談時の婚姻等の状況は、離婚前が31.8%、離婚後が59.6%、 婚姻外が7.1%である。

取決め有の内訳は、調停等家裁の手続によるものが44%,公正証書2 2%,口頭19%,念書等14%である。

このように、相談者の半数以上が離婚後であり、また法的強制力のある 取決めが7割近くある。しかし、法的強制力のある取決めをしていても不 履行等の問題や不安を抱えている当事者が多いことを示しているといえ る。

ウ 相談件数の推移と相談内容の内訳

※後掲 [表3 相談件数の推移と相談内容の内訳]参照。

※後掲「図3 相談内容の推移(4種類抜粋)]参照。

主な相談内容は、多いものから順に、次のとおりである

- (ア) 請求手続(28.2%):支払義務,取決め方法,請求の可否,請求 に当たって相手方の所在を調べる方法など。
- (イ)養育費算定(20.9%):従来の養育費算定表を,家庭裁判所,本センター等のホームページで公開しているところ,年度の途中で転職した場合の収入認定,子どもが4人以上の場合,再婚して子どもが生まれた場合など,算定表を単純に当てはめることができない相談が多い。当連合会が平成28年11月に提言した新しい算定表についての問い合わせも増えている。また,自営業者の収入の把握,進学費用・住宅ローン・学資保険の扱い等の相談も多い。
- (ウ)養育費の履行確保(不履行)(14.3%):家庭裁判所の手続で養育費を取決めた場合は、家裁の履行勧告制度を利用でき、同制度には一定の効果がある。離婚前で取決め方法を検討中の相談者、特に子どもの年齢が低く、養育費の支払期間が長くなる相談者には、履行勧告制度のある調停の利用を勧めている。

相手方の住所・勤務先の探索方法についての相談が毎日のようにある。 勤務先については、税務署や市区町村から情報取得できない現行制度の 不備を憤る声は、一般の相談者や関係機関からも大変多い。

強制執行に当たって、義務者が自営業者の場合、銀行口座の差押えを 教示することが多いが、銀行名(支店名)が分からないと差押えできな い。また公正証書による取決めでは財産開示請求ができなかったという 相談もある。

- (エ) 減額請求(9.1%):減額請求の理由は,義務者が失業・転職による収入減と再婚に伴う扶養関係の変動によるものであるが,再婚によるものが特に増加している。
- (オ) 面会交流 (7.4%):面会交流の相談は平成24年度以降顕著に増加しているが、これは、平成23年の民法の一部改正後、平成24年4月から協議離婚届に養育費と面会交流の取り決めについてのチェック欄が設けられた影響とみられる。

面会交流の相談には養育費と絡んだものも多い。また,再婚に伴う面会交流と養育費の相談は双方の親からある。権利者・義務者のそれぞれの感情を受け止めながら,子どもの福祉への理解を深めるような親ガイダンス的視点が欠かせない。

エ 男女別の相談内容(図4・図5)

※後掲「図4 男性からの相談内容〕参照。

※後掲 [図5 女性からの相談内容]参照。

平成28年度の相談件数6,592件のうち,電話相談は5,878件である。相談内容は,女性と男性で多い相談内容の順位が異なっている。女性の場合は,請求手続(27%),算定額(22%),不履行(16%),面会交流(10%)の順であり,男性の場合は,算定額(28%),減額(4%),請求手続(18%),面会交流(14%)の順である。

③ 相談から見える課題(養育費相談支援センターが課題として掲げるもの)。

ア 制度的課題

本センターは、平成24年8月に「養育費確保の推進に関する制度的諸問題」をまとめた。この中で取り上げられている制度的課題は、5年間を経過する現在でもほとんど変わっていない。

(ア) 養育費の取り決めについて

上記のように、平成24年4月から協議離婚届の際に、養育費と面会交流の取り決めのチェック欄が設けられたが、取り決めが義務化されたわけではない。この中で、兵庫県明石市では、平成26年4月から、協議離婚の届出用紙を取りに来た市民に対し、「こどもの養育に関する合意書」と「こども養育プラン」を作成の手引きとともに配布を始めた。また法務省は、平成28年10月から「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」を作成し、市区町村の戸籍係の窓口で配布するようになった。

離婚前相談の充実のためには、戸籍窓口と相談窓口との連携が必要で有り、これらの動きが離婚前相談の増加につながるよう期待したい。

(イ) 養育費確保について

法的強制力のある取決めをしても勤務先の捕捉や財産調査の限界で, 結局権利者が泣き寝入りをしているのが現状である。

平成29年9月に法制審議会の民事執行部会において中間試案が公表された。これには、財産開示手続の実施要件の見直し、従わなかった場合の罰則強化、第三者(金融機関・公的機関)からの債務者財産に関する情報(預金口座・勤務先の情報)を取得する制度の新設が盛り込まれている。確保に向けて大きな変革になるものと思われる。

(ウ) 親及び社会の意識の変革

双方が, 互いに子どもの視点に立つためには, 離婚前又は離婚後早期 に適切な親ガイダンスを受けるような仕組みが必要である。協議離婚は 約9割を占めるところ、特に離婚前後の相談の一環として行われること が望ましい。

既に離婚調停中の当事者への親ガイダンスが数か所の家庭裁判所で実施されている。

イ 再婚等による家族形態の複雑化を巡る問題

※後掲 [図8 再婚の婚姻件数(人口動態統計より) 夫婦とも再婚又 はどちらか一方が再婚の婚姻件数の年次推移-昭和27~平成26年-] 参照。

再婚の増加により、夫婦の一方又は双方に前婚又は婚姻外等の配偶者等との子どもがいて、夫婦とも再婚又はどちらか一方が再婚という家族も増加している。再婚に伴う減額請求や養育費と絡んだ面会交流の相談は今後も増加が予測される。

再婚による養育費額の変更については、家裁の実務ではケースごとの事情等を勘案して算定方式を検討しているものと思われる。当連合会の「新算定表マニュアル」では、権利者・義務者の再婚パターンによって算定例を提示している。

権利者(実母)が再婚し、再婚相手と子どもが養子縁組をしたことからいったん支払いが免除された養育費を、養父が転職等で著しく減収になったことを理由として改めて養育費を請求したいという相談があるが、そうした場合の算定方式として参考になろう。

子どもにとっては、離婚により世帯分離されるために生活水準が下がっている上に、別居親の再婚等による養育費の減額でさらに生活水準が下がっていくことは、ひとり親の子の貧困化を加速するものと言えよう。再婚や再々婚が増えている現状で、第一扶養義務者を養親(及び実親)として、一方の実親の扶養義務を後退させることが子どもの福祉にかなうこととも思われない。面会交流によって離れて暮らす実親とも交流が続くとすると、家族形態が複雑化してゆく社会に対応した扶養義務のあり方が検討されるべきではないだろうか。

以上、養育費相談支援センターの活動の概要と、同センターが掲げる課題等を 紹介した。

上記(6)参考資料:

養育費相談支援センターが開設された平成19年10月から平成29年9月まで 10年間の統計(各年度は当年4月~翌年3月。平成19年度は、同年10月~ 平成20年3月の下半期分、平成29年度は、同年3月~同年9月の上半期分。)

表1 相談件数の推移と相談者の内訳

表1 相談件数の推移と相談者の内訳(平成19年10月~平成29年9月)													
相談者別	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年 上半期	総	#
男 性	176	473	729	920	774	1,291	1,614	1,588	1,795	1,741	924	12,0	25
女 性	1,185	2,540	4,232	5,805	4,404	5,096	4,755	4,355	4,578	4,567	2,266	43,7	83
機関	172	175	159	147	174	206	185	200	251	253	156	2,0	78
不 明	7	5	42	68	30	54	20	18	20	31	16	3	11
合 計	1,540	3,193	5,162	6,940	5,382	6,647	6,574	6,161	6,644	6,592	3,362	58,1	97

図1 相談件数の推移と相談者の内訳(割合)



表2 相談件数の推移と相談時期の内訳

表2 相談	件数の推移	と相談時期	那内訳([□]									
婚姻関係	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	総計
婚姻外	92	243	372	436	330	434	464	465	464	469	233	4,002
離婚前	452	1,055	1,665	2,352	1,938	2,440	2,215	1,988	2,063	2,098	1,145	19,411
離婚後	849	1,815	2,931	3,967	2,988	3,692	3,856	3,669	4,065	3,931	1,947	33,710
その他・不明	147	80	194	185	126	81	39	39	52	94	37	1074
合計	1,540	3,193	5,162	6,940	5,382	6,647	6,574	6,161	6,644	6,592	3,362	58,197

図2 相談件数の推移と相談時期の内訳(割合)

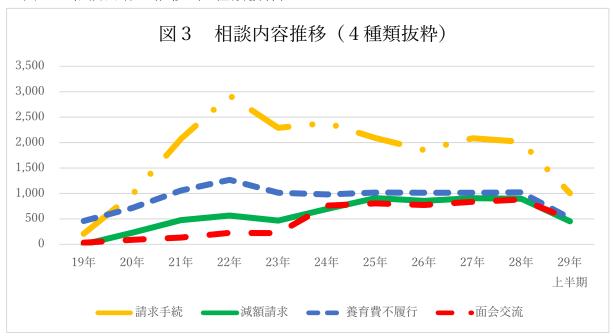


49

表3 相談件数の推移と相談内容の内訳

	表3 相談件数の推移と相談内容の内訳(平成19年10月~平成29年9月)													
相談内容2	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年 上半期	総計		
請求手続	208	981	2,073	2,925	2,290	2,386	2,090	1,854	2,085	2,017	1,007	19,916		
養育費算定	166	774	1,308	1,707	1,463	1,857	1,749	1,561	1,526	1,780	876	14,767		
減額請求	0	229	476	566	467	695	909	856	908	897	453	6,456		
増額請求	0	64	114	165	93	143	221	202	282	222	135	1,641		
養育費不履 行	459	716	1,058	1,268	1,014	982	1,018	1,015	1,014	1,022	514	10,080		
強制執行	101	201	289	525	366	396	357	323	320	324	161	3,363		
面会交流	33	90	134	226	220	761	805	774	837	880	496	5,256		
婚姻費用	35	93	157	236	184	255	243	220	207	189	110	1,929		
その他	991	551	680	901	632	724	581	558	595	653	322	7,188		
슴 計	1,993	3,699	6,289	8,519	6,729	8,199	7,973	7,363	7,774	7,984	4,074	70,596		
	※1件につき	き複数の相	談があった	場合には、柞	目談ごとに力	ウントしてい	る。							

図3 相談内容の推移(4種類抜粋)



平成28年度(平成28年4月~平成29年3月)の電話相談の統計

同年度の電話相談は,5,878件(全相談件数6,592件)で,全相談件数の89.1%,9 割弱で,その余の1割強がメールによる相談。

図4 男性からの相談内容

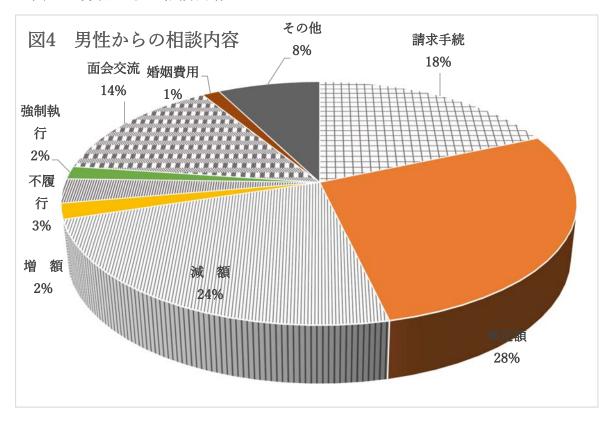
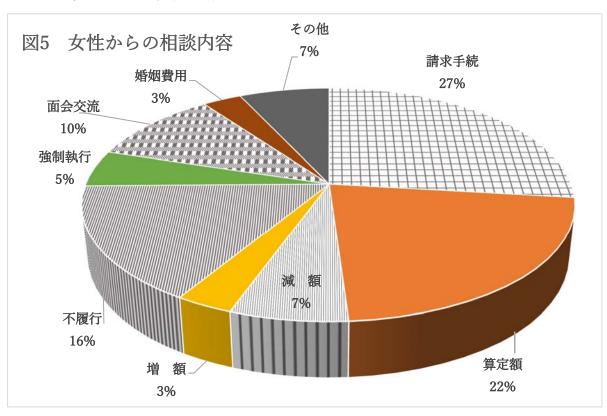


図5 女性からの相談内容



51

図6 養育費取決めの有無等

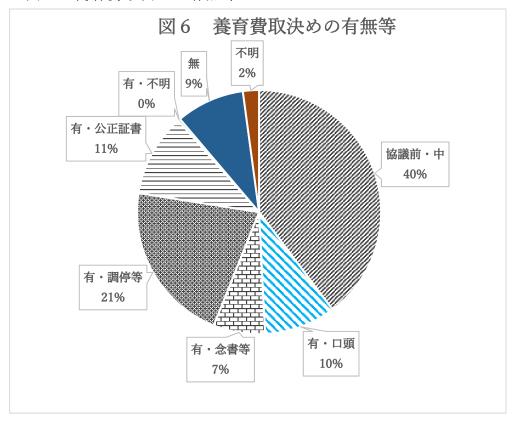
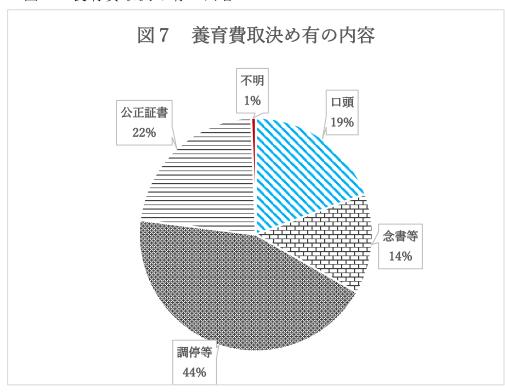


図7 養育費取決め有の内容

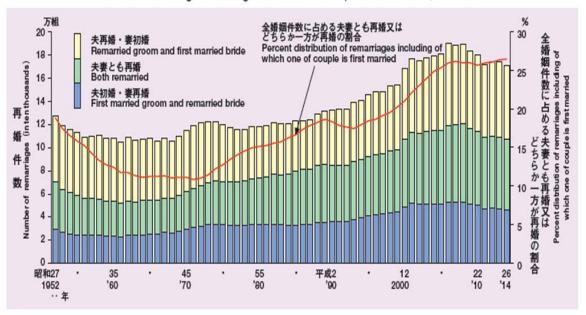


厚生労働省の人口動態統計から作成

図8 再婚の婚姻件数(人口動態より)

夫妻とも再婚又はどちらか一方が再婚の婚姻件数の年次推移一昭和27~平成26年一

Trends in remarriages including of which one of couple is first married, 1952-2014



2 養育費支払確保に関するこれまでの当連合会の取組とあるべき制度

(1) 1989年(平成元年)2月25日 シンポジウム基調報告書

1989年(平成元年)2月25日に開催された日弁連当連合会女性の権利に関する委員会シンポジウムで発表された基調報告書「子どもの幸せのために一離婚後の養育費一」におAいて、次の通とおり提言を行った。内容は多岐にわたるが、養育費の履行確保の点では、国が義務者に代わって養育費を立替払いし、義務者から回収する制度の新設を提言した。

- ・非親権者の養育義務を明示する規定の新設
- ・養育費の取り決めを離婚要件とすること
- ・離婚によって子の福祉が損なわれない妥当な養育費の最低基準を定めた法律(仮称)「養育費最低基準法」の制定を提言
- ・取り決める養育費の額は(仮称)「養育費最低基準法」を下回ってはならない
- ・協議離婚において養育費の合意ができなかった場合(仮称)「養育費最低基準法」により取り決めがなされたものとみなす
- ・履行確保制度の効果的解決法として,国の積極的な介入を求め,国が義務 者に代わって養育費を立替払いし,義務者から回収する制度の新設

53

(2) 1993年(平成5年)10月29日人権擁護大会決議

1993年(平成5年)10月29日に開催された日弁連当連合会人権擁護大会 において,「選択的夫婦別氏制導入及び離婚給付制度見直しに関する決議」が採択された。

これは、「離婚にあたっても、わが国の離婚給付の水準は低く、子どもの養育費の履行状況も芳しくない」ことから、「未成熟な子どもをかかえての離婚が増加している今日、子どもの権利を保障する観点からも離婚給付、養育費の充実・確保を図ることが急務である。」として、民法の規定を、「離婚給付制度について、財産分与の基準として原則2分の1の割合を明記し、財産分与の基礎となる財産の範囲を拡大し、離婚後補償などの規定を新設するとともに、養育費について、給与天引制度などの履行確保の手段を講じること。」に改正するよう求めたものである。

(3) 養育費支払確保に関する意見書

これまで、当連合会は、養育費支払確保に関しては、次のとおり過去3回意 見書を公表している。

- ① 1992年2月付け「離婚後の養育費支払確保に関する意見書」
- ② 2004年3月19日付け「養育費支払確保のための意見書」
- ③ 2013年11月21日付け「養育費支払確保及び面会交流に関する意見書」
- ア ① 1992年2月付け「離婚後の養育費支払確保に関する意見書」 本意見書では、次のような内容を記載しており、養育費の履行確保に力点 を置いた提言を行った。
 - ・親権の有無に関わらず養育費の負担する義務を民法上設けること
 - ・協議離婚届け出にあたり「養育費取り決め届出制度」を新設
 - ・養育費支払い命令制度, 給与天引き制度
 - ・ 養育費立替え制度
 - ・税制上の優遇制度
- イ ② 2004年3月19日付け「養育費支払確保のための意見書」 本意見書では、養育費の履行確保の効果的な方法として以下の提言を行っ た。
 - ・親権の有無に関わらず養育費の負担する義務を民法上設けること(婚外子も含めた)
 - ・協議離婚届け出にあたり「養育費取り決め届出制度」を新設
 - 養育費支払い命令制度

- 養育費立替え制度
- ・税制上の優遇制度
- ウ ③ 2013年11月21日付け「養育費支払確保及び面会交流に関する 意見書」

本意見書では,国及び地方公共団体に対し,養育費の支払確保に関して, 次の施策を実施すべきことを求める提言を行った。

(4)養育費支払確保に関するあるべき制度のまとめ(①~③全ての意見書のまとめ))

当連合会が行ってきた取組を踏まえ、養育費の履行確保に関する提言内容を 以下にまとめる。

- ア 養育費の履行確保のための制度の新設
 - (ア) 「養育費取決め届出制度」の新設

子どものいる夫婦が協議離婚をする場合、夫婦は離婚届提出に際し、養育費の額及びその支払方法に関する合意書を届出できるようにする制度である。

2004年の提言後、民法766条が改正され(2011年改正)、有 子夫婦が協議離婚をする場合、協議で定める「子の監護について必要な事 項」の具体例として養育費(監護費用)の分担が明示され、離婚届出用紙 に養育費についての取り決めの有無をチェックする欄が設けられた。しか し、これは受理要件ではなく、チェックをしなくても離婚届では受理され る。

2004年の提言時と比較すると、協議離婚の際、離婚届で用紙に養育費についての取り決めの有無をチェックする欄が設けられたものの、親権者さえ決めれば、養育費については何らの取決めなく離婚することができること、取り決めたとしてもこれを届け出る制度もなく、取決めを書面化するのが困難な現状にあることには変わりがない。従って、養育費取決め制度の新設に関する2004年の提言は未解決の状況にある。

養育費支払いに関する取決めを離婚成立の要件とはせず、養育費支払いに関する取決めを促進することが適切であり、養育費取決め届出制度(有子夫婦が協議離婚をする場合、「養育費に関する合意書」を届出できる制度)を新設すべきである。

(制度の概要)

現行の離婚届出用紙に、養育費に関する合意書を加える。離婚届出用紙のうち、養育費に関する合意書部分を複写にし、各当事者がそれを1通ず

つ保管できるようにする。合意書原本は未成年者が成年に達するまで、離婚時の本籍地を管轄する市町村役場で保管する。この程度の簡易な手続であれば、当事者にも容易に利用しうると考えられるし、制度面でも十分対応可能であると考える。

(イ) 「養育費支払命令制度」の新設

上記(ア)の養育費取決めの合意書を届け出たが、その履行がされない場合、権利者は子の住所地を管轄する家庭裁判所に養育費の支払命令を申し立てることができるとする制度である。

養育費については債務者に対する債務名義があっても、民事執行法上の強制執行手続と履行勧告(家事事件手続法289条,人事訴訟法38条)、履行命令(家事事件手続法290条,人事訴訟法39条)があるが、次のように、いずれも養育費の履行確保という観点からすると不十分である。すなわち、履行勧告には強制力がない。履行命令は直接的に権利を実現するものではない(過料10万円)。強制執行には債務名義が必要だが、全離婚の90%以上を占める協議離婚の場合、当初から債務名義を有するケースは希有であり、大半のケースにおいて強制執行手続を利用することはできない。

そこで、協議離婚の場合にも、簡易迅速に債務名義を得られる制度が必要であり、上記養育費支払命令制度を新設すべきである。

(制度の概要)

- ① 養育をする者は、養育費を支払う者(支払義務者)に対し、「養育費に関する合意書」を添付して、子の所在地を管轄する家庭裁判所に養育費支払命令の申立をすることができる。
- ② 裁判所は、支払義務者を審尋することなく、支払命令を発する。
- ③ 支払義務者は、支払命令に対し、送達の日から2週間以内に異議を述べることができる。支払義務者から異議が出された場合には、養育費支払命令申立の時に審判の申立がなされたものとみなして、審判手続に移行する。
- ④ 支払義務者から異議のない場合には支払命令は確定し、審判で確定した場合と同じ効力があるものとする。

この養育費支払命令制度においては、前述の「養育費に関する合意書」 を添付することが要件である。養育費支払命令の申立書を「養育費に関す る合意書」を基にして定式化することで、「養育費に関する合意書」の具 体的な記載内容を申立書に書き入れるだけですみ、申立も容易になる。ま た,裁判所としても,「養育費に関する合意書」が添付されていれば,当 事者間の合意の存在を確認することができ,審査なしに支払命令を出すこ とも可能になろう。

(ウ) 「養育費立替払制度」の新設

離婚後の子及び婚外子に対し、養育費が支払われない場合、国が養育費請求権を譲り受けて、養育費の一定割合又は一定金額を権利者に給付し、国の債権として義務者から取り立てる制度である。

養育費の支払については、諸外国においては国家的関与がなされている例が多くあり、また子どもの権利条約は、子どもの養育について国は親に適切な援助を与えることを規定している。

わが国においても、養育費が支払われない場合、子どもの生活を保障すべく、国が義務者から回収する制度(養育費立替払制度)を設けるべきである。

(制度の概要)

- ① 立替払を受ける要件
 - a 養育費の支払義務について債務名義があること。
 - b 義務者に1回以上の不払があること。
 - c 養育費請求権を国に対して譲渡すること。

② 手続

権利者が、社会保険庁に対して、債務名義を提示して、申立をする。 申立は1年ごとに行うものとする。申立を受けて、社会保険庁(立替・ 取立機関)が養育費の立替払を行う。

③ 立替額

子どもの必要生活費を考慮した上で、上限を設ける。債務名義において上限額以下の額が定められていた場合、債務名義の金額を立替額とする。

④ 取立権限, 徴収方法 国税徴収の例により, 一括して社会保険庁が徴収する。

⑤ 財源

前述のとおり、立替払金額について上限を設けたため、立替払額より も国が徴収した額が多い場合は、国は立替払額以上を権利者に交付しない。

申立人は既に全額の請求権を国に対して譲渡しているからである。この差額が本制度運営の原資の一部となる。

⑥ 児童扶養手当との関係:

養育費立替払制度は私的扶養義務の履行を確保するものであり、公的 給付としての児童扶養手当とは関連させるべきではない。

⑦ 対象

母子世帯に限定せず、ひとり親世帯とする(父子世帯も含む)。

(エ) 「税法上の優遇制度」の新設

離婚した父母又は婚外子の父母が養育費を支払った場合,現行税法上の 扶養控除を受けられない親に,次のような税制上の優遇措置を設ける制度 である。

- a 離婚に際し子に対して、又は婚外子に対して、支払われる養育費について、受給者に贈与税を課税しない取扱いとすること。
- b 養育費を支払う者に、所得税の所得控除の一項目として、養育費控除を 設けること。
- (オ) 「義務者の住所,勤務先,所得(資産)に関する情報の開示制度」の新 設

権利者の申出により、義務者の住所、勤務先、所得(資産)の開示を義務付けることや、関係機関が権利者の申出により、必要な情報開示を義務づける制度である。

イ 不履行に対する制裁制度の検討

養育費の支払義務不履行に対して刑事罰の導入,所得控除の除外,年金受給額の削減,運転免許の規制等の行政罰の導入等,不履行に対しての制裁を検討する必要性があることも,指摘している。

3 各国の履行確保制度の概要

下記は、2009年3月7日の当連合会主催シンポジウム「女性と貧困 母子家庭―福祉と自立のはざまで」の際に調査した結果であることをお断りする。

(1) アメリカ

アメリカでは、連邦社会保障法の改正により、1975年に養育費履行強制制度が創設された。以降、連邦政府の保健福祉省の養育費履行強制庁を中心に、 各州に養育費履行強制局が置かれた。司法に代わり行政がこの養育費強制制度 を運営し、養育費の履行確保を図っている。

この制度の具体的な内容は,①非監護親の居所探索,②法的父子関係の確定,

- ③養育費命令の確定, ④養育費の徴収からなる。
 - ① 非監護親の居所探索のためには、州若しくは連邦の親追跡サービスを利

用し,行政や民間の会社が有する様々な情報を収集することが可能である。 つまり、州の税金情報、個人財産の記録、各機関が有する個人記録、金融 機関、名簿等である。

- ② 法的父子関係の確定は、婚外子が多いアメリカでは重要な手続である。 そのためには、任意認知や父性確定の訴え等の方法がある。養育費の支払 義務は生物学上の親子関係に基づくとの考えのもと、父性が争われる場合には、遺伝子テストを受けることが養育費強制局の要求により強制されることになる。
- ③ 養育費の支払いについて強制が必要となる場合には、各州が持つ養育費を計算するためのガイドラインに基づき、金額と支払方法を詳細に記した司法的な命令を得る必要がある。そして、養育費強制局が、定期的に若しくは当事者の状況に重要な変化がある場合等には、この命令を見直すため、定期的に非監護親の所得や状況を把握することまでを行い、監護親の負担を大幅に軽減している。
- ④ 養育費の徴収については、養育費強制制度の中で、給与天引き、還付税との相殺、先取特権(財産処分の禁止)、銀行口座の凍結、パスポートの回収、差押え、財産の売却等があり、これらは裁判所の関与なしに養育費強制局が直接執行することができる。養育費相談支援センター「養育費確保の推進に関する制度的諸問題ー平成23年度養育費の確保に関する制度問題研究会報告ー」において、棚村政行教授「養育費をめぐる課題と展望ーアメリカでの最近の動きから」には、取り決められた少額の定期的給付が履行されないときに権利実現をはかる方法に関して、「給与からの天引制度は、欧米諸国で広く実現されており、請求権の一部について履行期が到来していることを条件として、将来履行期の到来する部分についても、あらかじめ差押や債務者の給与からの毎月一定額を控除して、直接債権者の銀行口座に送金させる方法である。」旨の記載があるので、紹介する。なお、養育費の対応等に対しては、裁判所侮辱罪や刑事罰等の適用もあ

(2) イギリス

りうる。

イギリスでは、養育費の取り決めに関して、①養育費制度(行政)によるもの、②当事者の合意、③裁判所の命令による方法がある。ただし近年の養育費制度の改革により、私的な当事者の合意による取り決めが原則とされつつあり、そのために合意による取り決めと自主的な支払いに役立つ情報提供等の支援サービスが実施されている。

養育費の徴収に関しては、当事者間での直接支払いのほか、養育費制度の行 政機関等による口座振替、給料天引きが行われ、これら機関等を経由して振り 込まれる。

養育費が支払われない場合、給与天引きや、手当・年金等からの天引き、銀行口座の差し押さえ等の強制手段がある。また、裁判所に申し立てることも可能で、その場合、非監護親は裁判の費用負担のほか、自動車運転免許の停止、刑務所に行くこともありうる。

(3) スウェーデン

スウェーデンでは、養育費の支払義務者が支払いをしない場合、賃金等からの強制的天引き、賃金・動産・不動産の差押え等の強制執行手続が行われる。 ただし、当事者の生活基盤を破壊する履行強制は認められず、個人的、経済的理由による減額免責もありうる。

また、養育費の支払いがなされない場合等には、国が予め定めた養育費補助 手当てが国から権利者に支払われる。この場合、国は立替払いをしたとして、 義務者にその金額を請求することができる。これについても減免等の措置はあ るが、それでも支払わない場合には強制的な徴収手段が執られることになる。 その際、強制執行機関は、義務者の個人情報等にアクセスし情報収集すること も可能である。

(4) オーストラリア

オーストラリアでは、政府の社会福祉サービスとして養育費制度があり、そこでは養育費の査定(算定方式あり。ただし低所得者については最低養育費が課される一方で、監護提供による支払免除もありうる)と養育費の徴収が行われる。

養育費の算定にあたっては、政府機関は、国税庁から義務者の税に関する情報や、事業主から給与等の情報を得ることができる。

養育費の徴収は、当事者間で行われるものと、養育費制度の中で行政サービスとして義務者からの徴収、権利者への送金を行うことも可能である。私的徴収が原則とされるが、不払いが生じた際に当該行政サービスを受けることも可能である。なお、私的合意による養育費の取り決めがなされた場合に行政サービスによる徴収制度を利用することもできる。

養育費が支払われない場合は、行政サービスとしての養育費制度の中で、給与からの自動天引き、銀行口座からの引き落とし、義務者への社会保障給付や税還付金からの差し押さえが強制手段としてある。また、支払義務者の国外渡航の禁止、財産の競売命令等を裁判所に求めることもできる。

(5) 韓国

本報告書第1部 韓国視察報告を参照してください。

(6) まとめ

諸外国の養育費の確保手段として,①国による養育費立て替え払い制度と,②国による養育費取り立て援助制度の,大きく2つの仕組みに分けられる。前者①としては,スウェーデン等北欧諸国のほか,ドイツ・フランス等主としてヨーロッパ大陸の諸国が,後者②として,アメリカ,イギリス,オーストラリア等英米法系,韓国,それぞれの制度設計を持つとして特徴づけられる。

ただしいずれの制度についても、国(行政)が、養育費の支払義務者の個人情報等への広範なアクセス権を有し、当事者に代わって何らかの強制的な手段 (裁判手続に進むことも含む)を執りうるという点で共通している。

また不履行の場合に刑事罰を含む制裁を設けている国も多くみられる。

なお、財政負担の問題のほか、そもそも私的・任意の合意や履行のほうが柔軟な対応が可能という点もあり、原則的には私的な実施を推奨し、補足的に行政による養育費確保のための支援制度が存在するという制度設計を持つ国もみられる。養育費確保に関して政策方針の転換により制度に変容が見られる国もあるなど(イギリス等)、今後も各国の制度内容及びその変化について注目する必要がある。

上記3参考資料:

- ・2009年シンポジウム資料
- ・棚村政行編「面会交流と養育費の実務と展望」
- ・打矢恵「アメリカの公的支援制度と養育費強制プログラム」(東洋法学 第5 4巻第1号 2010年7月)
- ・山口亮子「アメリカの養育費制度についての一考察」(産大法学 46巻3号 2012年12月)
- ・下夷美幸「イギリスにおける養育費政策の変容」(大原社会問題研究所雑誌 No. 649 2012年11月)
- 生駒俊英「裁判例からみる養育費不払いに対する現状」
 (福井大学教育・人文社会系部門紀要(社会科学), 1, 2016 111~122頁)
 http://repo.flib.u-fukui.ac.jp/dspace/bitstream/10098/10066/1/10098-10066.pdf)

第3 まとめと提言

本報告書は,養育費の履行確保のために今,取り組むべき課題というテーマで, 第1で韓国の養育費制度の視察報告,第2で日本の養育費の現状と諸外国の制度 を概観してきた。

以下に日本の養育費の現状の要点をまとめる (詳しくは,各項目の頁を参照)。

1 離婚制度

我が国の離婚制度には、協議離婚、調停離婚、審判離婚、裁判上の離婚があるが、実際に利用されている離婚の種別の割合は、協議離婚が87.8%、調停離婚が9.7%、審判離婚が0.03%、裁判上の離婚が2.4%である(平成21年度厚生労働省「離婚に関する統計」より)。

協議離婚は、当事者の合意(離婚する意思の合致・親権のみ取り決め)と届出だけで成立する離婚である。

協議離婚は、離婚原因も限定されているわけではなく、当事者の離婚の意思と親権者をどちらにするかの合意があれば(日本は、離婚後、単独親権である)、離婚届けを提出することにより、離婚が成立する。離婚の自由がある反面、養育費の取り決めがなくても離婚が成立するので、養育費の取り決め率の低下、母子家庭の貧困に繋がりやすい。協議離婚の場合、2012年(平成24年)4月からの改正民法766条1項の施行に伴い、離婚届用紙に「養育費の分担」および面会交流取り決めの有無についてチェックする欄が設けられているが未記入でも離婚届は受理される。

法務省によれば、養育費について「取り決めしている」にチェックがあった割合、2016年度(平成28年度)は、 $64\sim65\%$ である。ただし、この数字がどの程度、実態を表しているかはわからない。取り決めといっても口頭での約束なのか、合意書や公正証書作成までしているか等は、把握できていない。

弁護士は、主として離婚調停、離婚裁判の相談、受任が多い。そのため、9割近い協議離婚の当事者の養育費の取り決めに関与できる機会が低いと言わざるを 得ない。

調停離婚,審判離婚,裁判上の離婚(判決・認諾・和解)では,裁判所が作成する調停調書,審判,判決,和解調書という強制執行力のある書面―これを債務名義という一ができるため,現行法上,後述する履行確保制度を利用することができる。協議離婚での,口約束,私的合意書では,強制執行力がなく,裁判所の履行確保制度を利用できない。

強制執行力のある公正証書を作成して協議離婚する案件が増えているが、公正 証書では間接強制と強制執行(給与差押え等)はできても、履行勧告、履行命令 という方法は利用できない。また、公正証書では、財産開示の申立ができないと いう問題点もある。

2 養育費の算定

離婚後の養育費については、民法766条1項において、協議上の離婚をするときは、養育費や面会交流等を定めるものとし、その際、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」と規定されている(民法771条で裁判上の離婚に準用)。

養育費請求の根拠は、親子間の扶養義務(民法877条)にある。養育費の支払義務は、「自分の生活を保持するのと同程度の生活を被扶養者にも保持させる 義務」(生活保持義務)である。

2003年(平成15年)3月,東京・大阪養育費等研究会(裁判官6名)の研究結果として,算定表(以下「現算定表」という。)が公表された(判例タイムズ1115号285頁以下)。

ア 現算定表は、特段の検証もないまま、数年程度で実務に定着したが、当連合会は、2012年(平成24年)3月、現算定表の問題点(職業費を過大に控除、特別経費を控除して格差固定、生活費指数が実態と乖離している等)を指摘し、新たな算定基準・算定表の作成・公表を呼びかけた(「養育費・婚姻費用の簡易算定方式・簡易算定表」に対する意見書参照)。

イ そして、当連合会は、2016年(平成28年)11月、これらの問題の解決を図るため、算定基準・算定表を以下のとおり修正し、これを公表した (巻末資料「養育費・婚姻費用の新しい簡易な算定方式・算定表に関する提言」参照。)。

- (ア) 稼働しない者の支出は経費(職業費)としない。
- (4) 住居費や医療費についても同程度の生活水準を確保する。
- (ウ) 養育に必要な住居費や医療費は両親が応分に負担する。
- (エ)税率等の改定や統計値の変動を反映した。この点を反映するだけで、生活費が2~12%増加する。
- (オ) 子どもの生活費について、未就学児と小中学生とを区分した。小学生と 中学生を区分することも可能とした。
- (カ) 子どものための光熱費や家具代等を大人と同額とした。
- (キ) 基準額のみを示し、増減額を最大2万円に限定しなかった。

- (1) 結果として、母子家庭のみが貧困となることを回避した。
- (ケ) 生活保護を受給する場合には養育費の負担をさせない。
- ウ なお、新算定表については、「その内容の合理性は高く評価され」(判例時報2329年70頁)ている。当委員会は、2017年(平成29年)7月、修正された算定基準・算定表の解説及び活用方法を記し(「養育費・婚姻費用の新算定表マニュアルー具体事例と活用方法一」(日本加除出版)、その普及に努めている。本書に関しては、篠田省二弁護士「『養育費・婚姻費用の新算定表マニュアルー具体例と活用方法』の刊行に寄せて」(法の苑第67号25頁及び棚村政行教授「BOOK REVIEW」自由と正義2018年1月号79頁がある。

裁判所においては、これらの問題の指摘や改善について検証することは避けがちで、慎重な取扱がされているのが現状であるが、引き続き新算定表への理解と適正な運用を求めて行く所存である。

3 養育費の取り決め受給状況

厚生労働省が実施した平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告(平成28年11月1日現在)前回は平成23年度に実施されている。

養育費の取り決め状況は、母子世帯の母では、「取り決めをしている」が42.9%、(前回調査37.7%)、父子世帯の父では、「取り決めをしている」が20.8% (前回調査17.5%)であった。母子・父子世帯いずれの養育費取り決め率も、平成23年度の前回調査よりも若干上昇しているものの、依然として、養育費を取り決めている母子・父子世帯は半数に満たない。

また、協議離婚よりもその他の離婚(調停離婚、審判離婚及び裁判上の離婚)のほうが、取り決め率は高く、母子世帯では、協議離婚の場合の取り決め率は37.8%であるのに対し、その他の離婚での取り決め率は79.6%となっている。

さらに、養育費の取り決めをしていない最も大きな理由は、母子世帯の母では 「相手と関わりたくない」が最も多く、父子世帯の父では「相手に支払う能力が ないと思った」が最も多い結果となっている。

母子世帯の母の養育費の受給状況は、「現在も受けている」が24.3%(前回調査19.7%)、父子世帯の父の養育費の受給状況は、「現在も受けている」が3.2%(前回調査4.1%)である。

もっとも、養育費の取り決めをしている母子世帯の母で養育費を「現在も受けている」のは、53.3%である。協議離婚で養育費の取り決めをした母子世帯

の母で養育費を「現在も受けている」のは54.6%,その他の離婚で養育費の取り決めをした母子世帯の母で養育費を「現在も受けている」のは50.8%である。

養育費の取り決めの有無は、その後の養育費の受給の有無に大きな影響を与えるが、養育費の取り決めが協議離婚か、裁判所での離婚手続でなされているかは、 養育費の受給の有無にあまり影響を与えていないことがうかがわれる。

また、養育費の平均月額は、母子世帯では4万3707円(前回調査4万3482円)、父子世帯では3万2550円(前回調査3万2238円)となっており、金額はこの5年間でほぼ横ばいである。依然として金額は低額であり、子どもの最善の利益を確保しているとは、言い難い。

4 現在の履行確保制度

(1)養育費についての強制執行力がある書面(これを「債務名義」という。)を持っていれば、現在、利用できる履行確保制度として、履行勧告、履行命令、間接強制、直接強制という方法がある。いずれも裁判所への申立が必要である。

① 履行勧告

履行勧告とは、調停や審判で養育費を定めた場合において、権利者からの 申出があるときは、裁判所が履行状況を調査し、義務者に対してその義務の 履行を勧告できるという制度である、義務者が裁判所の履行勧告に従わなか ったとしても罰則等はなく、あくまで任意の履行を促す手続であるといえる。 しかし、強制執行と比較して容易で費用も掛からないこと、裁判所からの勧 告ということで義務者に感銘力を与えられる場合もあることから、比較的利 用へのハードルが低い制度である。司法統計に寄れば2016年(平成28 年)の履行勧告件数は16、500件であった。

② 履行命令

履行命令とは、権利者の申立により、義務者に対し、相当の期限を定めて その義務の履行をすべきことを命ずる審判をすることができるという制度で ある。履行勧告と異なり、義務者が正当な理由なく履行命令に従わないとき は、10万円以下の過料という制裁がある。司法統計によれば2016年(平 成28年)の履行命令の件数は95件であり、利用されることが少ない制度 であるといえる。

③ 間接強制

間接強制とは、債務の履行を怠っている債務者に対し、債務の履行を確保するために相当と認める一定の額の金銭を債権者に支払うべき旨を命ずる制

度である。扶養義務等に係る金銭債権は権利者にとって履行確保の必要性が特に大きいうえ、濫用の恐れも少ないことから、2004年(平成16年)改正により、間接強制の方法により行うことが認められるようになった。養育費の強制執行申立(直接強制)を行おうとすると、義務者にみるべき資産がなく給与差押え以外にとるべき手段がないという事案が多くみられる。しかし、給与差押えを行うと、義務者が勤務先に居づらくなって退職してしまい、結局のところ養育費の履行確保につながらないということが懸念される等の理由から、強制執行を断念せざるを得ないという声もよく聞かれるところである。

間接強制は、直接強制における上記のような懸念を払しょくしつつ、裁判 所から義務者に対して権利者に一定の額を支払うよう命じられるという結果 を得られる点で意義を有するものである。

もっとも、「債務者が、支払能力を欠くためにその金銭債権に係る債務を弁済することができないとき、又はその債務を弁済することによつてその生活が著しく窮迫するとき」には間接強制が認められない。

間接強制の場合は、個別具体的な事情に応じて、一時金、日払い(日数の上限を設定する事例も多い)等、様々な方法で間接強制金の額が定められる。

④ 直接強制

2003年(平成15年)の民事執行法改正により、養育費等の扶養義務かかかる定期金債権について、債務名義(調調停調書、審判、判決、和解調書、公正証書)があれば、将来分の差押えが可能となった事、差押え範囲が4分の1から2分の1に拡大したことは、評価できる、

東京地裁の平成28年事件概況(別表11)によると,2016年(平成28年)の扶養義務にかかる債権に基づく債権差押えの親受件数は280件であった。2006年(平成18年)から2008年(平成20年)までは、年間200件未満であったが、2009年(平成21年)に205件、2010年(平成22年)に一旦190件となったが、その後は、毎年200件以上となり、2014年(平成26年)には、過去最高の310件となった。この数字は、扶養義務等にかかる債権であるから、婚姻費用、養育費の個別の債権別の数字ではない。よって、養育費債権に基づく差押えが何件かは明らかではないが、2003年(平成15年)改正法により、差押件数が増えていることは、強制執行制度が利用されていることを示している。

(2) 現行制度の問題点

① 以上の制度は、強制執行力のある書面~いわゆる債務名義という一がなけ

れば利用出来ない。私的合意書では、現行の履行確保制度は利用出来ない。

- ② 執行に適した財産を見出すのが困難であること
- ③ そもそも、義務者の無資力が不履行の原因であるケースも多いことから、 強制執行によって権利を実現することが現実的でない。
- ④ 現在,財産開示を求めることができる債務名義として,公正証書が除かれている
- ⑤ 2017年(平成29年)9月に法制審議会の民事執行部会において中間 試案が公表された。これには、財産開示手続の実施要件の見直し、従わなか った場合の罰則強化、第三者(金融機関・公的機関)からの債務者財産に関 する情報(預金口座・勤務先の情報)を取得する制度の新設が盛り込まれて いる。

5 児童扶養手当

ア 児童扶養手当とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障がい児場合は、20歳未満)を監護する母、監護し、生計を同じくする父又は養育する者に支給され、受給対象者が、下記のように拡大してきている。

- (ア) 父子家庭への支給
- (イ) DV被害者に対する支給

2012年8月から配偶者からの暴力(いわゆるドメスティックバイオレンス,以下「DV」という。)で保護命令が出された場合の母(父)子家庭も支給対象に加えられた(児童扶養手当法第4条)。

(ウ) 公的年金受給者に対する支給

以上の改正は、いずれも経済的支援を真に必要としている家庭をその支給 対象とするものであり、評価できるものである。

イ 児童1人の場合,手当の月額は,全部支給の場合4万2290円(2017年4月~)であり,所得制限があるため,所得によっては一部支給,または,支給なしとなる(同法9条1項)。養育費の支払いがある場合,その8割を所得として認定される(同法9条2項)。

ウ 児童扶養手当額の変動

児童扶養手当は、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定する物価スライド措置がとられている(児童扶養手当法第5条の2)。 2015年4月以降は、平成26年消費者物価指数と特例水準の段階的解消を合わせて、2.4%の引き上げとなり、2016年4月以降は、0.8%の引き上

げになった。2017年4月以降は、0.1%の減額となった。

- エ 児童扶養手当は、年3回(4月,8月,12月)4か月分を支給されていたところ、厚生労働省は、2019年度から支給方法を年6回2か月分支給に変更することを検討しており、上記家計管理の困難さが改善されることが期待される。また、上記変更により児童扶養手当を申請してから実際に受給するまでの期間が短縮されるメリットもある。
- オ 母子世帯数と児童扶養手当受給者数

児童扶養手当受給者は、2012年度末を境に減少に転じている。

なお,2015度末における全部支給者は55万7065人(53.7%)であり,一部支給者は48万580人(46.3%)である。

カ 「5年等経過者一部支給停止」問題は、凍結されているだけで、効力を有している(児童扶養手当法第13条の3)。受給者は、一部支給停止の適用除外となるための申請手続をしなければならないが、その手続は煩雑であり、これらの手続を怠った場合は5年等経過後翌月分以降の手当が最大で半額になる。2016年3月末現在、一部支給停止者は約4000人(全受給者の0.3%)となっている。上記規定は、5年経過後には母父子家庭の自立が可能となるとの前提に立っている。しかし、現在の社会情勢から、それが極めて困難であることは明らかである。その前提を欠いたまま上記規定を認めることはできない。上記規定を削除すべきである。

キまとめ

児童扶養手当受給者数は,2012年度末を境に減少に転じている。

しかし「平成28年国民生活基礎調査」によれば、ひとり親の貧困率はいまだ50.8%であり、その貧困率を改善するためには、児童扶養手当の増額、受給対象者の拡大等、一層の充実が不可欠である。

6 養育費相談支援センターが課題として掲げるもの

厚生労働省は、母子家庭等自立支援の一環として、 2007年度(平成19年度)に各地方自治体の母子家庭等就業・自立支援センターに養育費専門相談員を配置することを決め、専門相談員のほか養育費の相談を行う人たちを対象に研修や当事者からの相談に応じる養育費相談支援センターを東京に設置し、 社団法人家庭問題情報センター(2011年5月公益社団法人に認定)にその業務を委託した。養育費相談支援センターは、2012年(平成24年)8月に「養育費確保の推進に関する制度的諸問題」をまとめた。この中で取り上げられている制度的課題は、5年間を経過する現在でもほとんど変わっていないとし、下記、課

題を挙げている。

(ア) 養育費の取り決めについて

平成24年4月から協議離婚届の際に、養育費と面会交流の取り決めのチェック欄が設けられたが、取り決めが義務化されたわけではない。この中で、兵庫県明石市では、平成26年4月から、協議離婚の届出用紙を取りに来た市民に対し、「こどもの養育に関する合意書」と「こども養育プラン」を作成の手引きとともに配布を始めた。また法務省は、平成28年10月から「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」を作成し、市区町村の戸籍係の窓口で配布するようになった。

離婚前相談の充実のためには、戸籍窓口と相談窓口との連携が必要で有り、 これらの動きが、離婚前相談の増加につながるよう期待したい。

(イ) 養育費確保について

法的強制力のある取決めをしても勤務先の補足や財産調査の限界で、結局権 利者が泣き寝入りをしているのが現状である。

(ウ) 親及び社会の意識の変革

双方が,互いに子どもの視点に立つためには,離婚前又は離婚後早期に適切な親ガイダンスを受けるような仕組みが必要である。協議離婚は約9割を占めるところ,特に離婚前後の相談の一環として行われることが望ましい。既に離婚調停中の当事者への親ガイダンスが数か所の家庭裁判所で実施されている。

7 これまでの当連合会の取組とあるべき制度

当連合会は、これまで、シンポジウムや人権擁護大会決議でも養育費の履行確保制度を創設することを提言し、更に3回にわたり、養育費の履行確保に関する意見書を公表してきた。

(1) 1989年(平成元年)2月25日 シンポジウム基調報告書

履行確保の点では、国が義務者に代わって養育費を立替払いし、義務者から 回収する制度の新設や離婚によって子の福祉が損なわれない妥当な養育費の最 低基準を定めた法律(仮称)「養育費最低基準法」の制定を提言

(2) 1993年(平成5年)10月29日人権擁護大会決議

「選択的夫婦別氏制導入及び離婚給付制度見直しに関する決議」が採択された。

これは、「離婚にあたっても、わが国の離婚給付の水準は低く、子どもの養育費の履行状況も芳しくない」ことから、「未成熟な子どもをかかえての離婚が増加している今日、子どもの権利を保障する観点からも離婚給付、養育費の

充実・確保を図ることが急務である。」として、養育費について、給与天引制 度などの履行確保の手段を講じること。」に改正するよう求めた。

(3) 養育費支払確保に関する意見書

これまで、当連合会は、養育費支払確保に関しては、次のとおり過去3回意 見書を公表している。

- ① 1992年2月付け「離婚後の養育費支払確保に関する意見書」
- ② 2004年3月19日付け「養育費支払確保のための意見書」
- ③ 2013年11月21日付け「養育費支払確保及び面会交流に関する意見書」
- (4)養育費支払確保に関するあるべき制度のまとめ(①~③全ての意見書のまとめ)

当連合会が行ってきた取組を踏まえ、養育費の履行確保に関する提言内容を 以下にまとめる。

ア 養育費の履行確保のための制度の新設

(ア) 「養育費取決め届出制度」の新設

子どものいる夫婦が協議離婚をする場合、夫婦は離婚届提出に際し、養育費の額及びその支払方法に関する合意書を届出できるようにする制度である。

2004年の提言時と比較すると、協議離婚の際、離婚届で用紙に養育費についての取り決めの有無をチェックする欄が設けられたものの、親権者さえ決めれば、養育費については何らの取決めなく離婚することができること、取り決めたとしてもこれを届け出る制度もなく、取決めを書面化するのが困難な現状にあることには変わりがない。従って、養育費取決め制度の新設に関する2004年の提言は未解決の状況にある。

(イ) 「養育費支払命令制度」の新設

上記(ア)の養育費取決めの合意書を届け出たが、その履行がされない場合、権利者は子の住所地を管轄する家庭裁判所に養育費の支払命令を申し立てることができるとする制度である。

を確認することができ、審査なしに支払命令を出すことも可能になろう。

(ウ) 「養育費立替払制度」の新設

離婚後の子及び婚外子に対し、養育費が支払われない場合、国が養育費 請求権を譲り受けて、養育費の一定割合又は一定金額を権利者に給付し、 国の債権として義務者から取り立てる制度である。

(エ) 「税法上の優遇制度」の新設

離婚した父母又は婚外子の父母が養育費を支払った場合,現行税法上の 扶養控除を受けられない親に,次のような税制上の優遇措置を設ける制度 である。

- a 離婚に際し子に対して、又は婚外子に対して、支払われる養育費について、受給者に贈与税を課税しない取扱いとすること。
- b 養育費を支払う者に,所得税の所得控除の一項目として,養育費控除を 設けること。
- (オ) 「義務者の住所,勤務先,所得(資産)に関する情報の開示制度」の新設

権利者の申出により、義務者の住所、勤務先、所得(資産)の開示を義務付けることや、関係機関が権利者の申出により、必要な情報開示を義務づける制度である。

イ 不履行に対する制裁制度の検討

養育費の支払義務不履行に対して刑事罰の導入,所得控除の除外,年金受給額の削減,運転免許の規制等の行政罰の導入等,不履行に対しての制裁を検討する必要性があることも,指摘している。

8 諸外国の履行確保制度

諸外国の養育費の履行確保手段として、①国による養育費立て替え払い制度と、②国による養育費取り立て援助制度の、大きく2つの仕組みに分けられる。前者①としては、スウェーデン等北欧諸国のほか、ドイツ・フランス等主としてヨーロッパ大陸の諸国が、後者②として、アメリカ、イギリス、オーストラリア等英米法系、韓国、それぞれの制度設計を持つとして特徴づけられる。

いずれの制度についても、国(行政)が、養育費の支払義務者の個人情報等への広範なアクセス権を有し、当事者に代わって何らかの強制的な手段(裁判手続に進むことも含む)を執りうるという点で共通している。

また不履行の場合に刑事罰を含む制裁を設けている国も多くみられる。

なお、財政負担の問題のほか、そもそも私的・任意の合意や履行のほうが柔軟な対応が可能という点もあり、原則的には私的な実施を推奨し、補足的に行政による養育費確保のための支援制度が存在するという制度設計を持つ国もみられる。養育費確保に関して政策方針の転換により制度に変容が見られる国もあるなど(イギリス等)、今後も各国の制度内容及びその変化について注目する必要がある。

- 9 以上1から8記載のとおり、まず指摘できるのは、日本の履行確保制度が諸外国と比較して相当遅れをとっていることである。
 - (1) 日本の養育費制度の問題点
 - ① 日本において 9 割近くとなっている協議離婚は、養育費の取り決めなくして離婚が成立する。これにより、養育費の取り決めは、当事者に任され、取り決め率の低さにつながっている。

また、取り決めをしても、口約束、私的合意書で、強制力のない取り決めとなり、強制力をもって履行確保ができないという問題がある。

- ② 当事者も、関わりたくないとの理由により養育費を請求しないことが、厚生労働省の平成28年ひとり親家庭調査により、明らかとなっている。
- ③ 現算定表で算定される養育費は低額であり、母子家庭の貧困につながっている。当連合会が、2016年11月、現算定方式・現算定表の問題点を改善した新算定方式・新算定表を発表したが、実務において、当事者らの関心はあるものの、裁判所は、採用に消極的である。
- ④ 現行の履行確保制度として、履行勧告、履行命令、間接強制、強制執行(将来分差押え、差押えの範囲拡大は評価できるものである)と法的手段はあるものの、いずれも債務名義(調停調書、審判、判決、和解調書、認諾調書・公正証書)が必要で、裁判所への申立てをしなければならず、当事者にとって、費用、時間、法的アクセス等のハードルが高い。
- ⑤ 離婚自体が,自己責任化され,離婚時,離婚後の公的な支援が乏しい。
- ⑥ 韓国のように離婚前と離婚後の子どもの経済的状況がかわらないこと、という視点が落ちている。「子の最善の利益」確保を目標とされているはずであるが、法制度としても実務としても実効性のあるものとはなっていない。
- ⑦ 養育費の履行確保に実効性のある行政の関与がない。 自治体窓口での離婚の際のパンフレットによるアドバイス,養育費相談支援センター等による相談はあるものの,公的な実効性のある制度は皆無である。
- ⑧ また、自治体等での離婚時の養育費に関する合意書作成の手引等によりアドバイスがおこなわれる際に、特に高葛藤の当事者間の力関係により、強引かつ不利な条件での合意がなされる危険性も否定できないことに、十分留意する必要がある。
- ⑨ 現在、いくつかの裁判所で施行的に実施されている「親ガイダンス」といわれる内容は、各裁判所で異なっているようである。養育費については適切な金額の取り決めと履行が確保されるべきであるが、面会交流については、

特にDV, 虐待がある高葛藤の当事者間において,子どもの最善の利益にそ わない面会の強制につながらないように、留意する必要がある。

⑩ 厚生労働省においても、平成30年度は実施されないが、次年度以降「親支援講座(仮称)」の実施の方向とのことである。上記「親ガイダンス」と同様に養育費については適切な金額の取り決めと履行が確保されるべきであるが、面会については、特にDV、虐待がある高葛藤の当事者間において、子どもの最善の利益に沿わない面会の強制につながらないように、留意する必要がある。昨今、一部で主張されている共同養育制度導入の方向性は、諸外国におけるその弊害も含め、慎重に検討する必要がある。

10 提言

国の養育費確保制度の遅れは、ひとり親家庭の貧困、ひいては、子どもの貧困を生み、費用の掛かる高等教育へのアクセスを阻み、往々にして低賃金労働にしか就労できない状況を生み出し、貧困の世代間連鎖を引き起こす。それは何より子の福祉に反する状況である。税金や社会保険料の負担能力がない国民を生み出すことは、国力低下にも繋がりかねない。養育費の履行確保は待ったなしで、国が取り組むべき課題である。国は子どもの権利条約27条4項で「締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他のものから児童の扶養料を自国内でおよび外国から回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる」と定められている。

上記問題点を改善し養育費の履行を実効性あるものとするため,今取り組むべき課題として,下記を提言する。

- ① 養育費取り決め率を上げるために、身近な場所で利用可能な、弁護士等の専門家による養育費相談の充実により、当事者の意識啓発をはかり、離婚後でも養育費の請求ができることを周知する。
- ② 現在ある履行確保制度(履行勧告、履行命令、間接強制、直接強制)を最大限,活用する。弁護士は、相談や受任において、離婚時あるいは離婚後でも適切な額の養育費が算定されることに尽力し、不履行の場合には、現在ある履行確保制度を最大限活用する。
- ③ 韓国の履行管理院のような、養育費相談、養育費請求や取立支援を実効的に 行える組織を設立する。
- ④ 義務者の財産開示制度の改正をし、公正証書でも財産開示可能としさらに、

勤務先等の情報開示制度を創設する。

- ⑤ 養育費の不履行に対する刑事罰,行政罰の導入のほか,養育費支払義務者へのインセンティブの付与(養育費控除等)
- ⑥ 国による養育費の立替払,取立制度創設を請願する等,立法化を実現する。

上記第3参考文献:

- ・金亮完「協議離婚制度の改正」家族社会と法(日本加除出版 NO33)
- ・犬伏由子「韓国・養育費履行管理院の実情と面接交渉支援への新たな取組」戸籍 時報(日本加除出版2017N0757)
- ・下夷美幸「子どもの貧困と日本の養育費政策」家庭の法と裁判所(日本加除出版株式会社)
- ・日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会編「養育費/婚姻費用の新算定表マニュアル」(日本加除出版)

養育費算定基準表(日本語訳) 開離

	0~199万ウォン	200~299万	300~399万	400~499万	500~599万	至669~009	700~799万	800~899万	900万ウォン以
		ウャン	ウォン	ウャン	ウャン	ケャン	ウャン	ウォン	ᅫ
	平均養育費(ウ	平均養育費	平均養育費	平均養育費	平均養育費	平均養育費	平均養育費	平均養育費	平均養育費(ウォ
	* 	(ウォン)	(ウォン)	(ウォン)	(ウォン)	(ウォン)	(ウォン)	(ウォン)	2
	養育費区間	養育費区間	養育費区間	養育費区間	養育費区間	養育費区間	養育費区間	養育費区間	養育費区間
0~2歳	532,000	000'859	818,900	948,000	1,105,000	1,294,000	1,388,000	1,587,000	1,753,000
	219,000~592,0	293,000~73	736,000~88	884,000~1,0	1,027,000~	1,120,000~	1,342,000~	7,488,000~	1,671,000以上
	00	5,000	3,000	26,000	1,199,000	1,341,000	1,487,000	1,670,000	
3~5歳	546,000	732,000	000'968	1,053,000	1,189,000	1,379,000	1,576,000	1,732,000	1,924,000
	223,000~639,0	640,000~81	815,000~97	975,000~1,1	1,122,000~	1,285,000~	1,478,000~	~000'559'1	1,829,000以上
	00	4,000	4,000	21,000	1,284,000	1,477,000	1,654,000	1,828,000	
6~11歳	623,000	776,000	952,000	1,136,000	1,302,000	1,514,000	1,605,000	1,830,000	2,164,000
	244,000~699,0	98~000'002	0'1~000'598	1,045,000~	1,220,000~	1,409,000~	~000'095'1	~000'812'1	1,998,000以上
	00	4,000	44,000	1,219,000	1,408,000	1,559,000	1,717,000	1,997,000	
12~14歳	900'629	774,000	000'566	1,220,000	1,386,000	1,582,000	1,718,000	1,876,000	2,411,000
	246,000~701,0 702,000	702,000~88	885,000~1,1	1,108,000~	1,304,000~	1,485,000~	1,651,000~	1,798,000~	2,144,000以上
	00	4,000	000'20	1,303,000	1,484,000	1,650,000	1,797,000	2,143,000	
15~18歳	678,000	948,000	1,205,000	1,376,000	1,610,000	1,821,000	1,970,000	2,214,000	2,664,000
	260,000~813,0	814,000~1,0	1,077,000~	1,291,000~	1,494,000~	1,716,000~	~000'968'1	2,048,000~	2,395,000以上
	00	76,000	1,290,000	1,493,000	1,715,000	1,895,000	2,047,000	2,394,000	

(全国の養育子女2人世帯基準)

基本原則

- 子供に離婚前と同一水準の養育環境を維持させることが望ましい。 H 2
- 親は、現在所得がなくても、最低限の養育費について責任を分担する。

算定基準表の説明

- 算定基準表の標準養育費は、養育子女が2人である4人世帯を基準とし、子供一人当たりの平均養育費である 父母合算所得は、税前所得とし、労働所得、営業所得、不動産賃貸所得、利子所得、政府補助金、年金などを合算した純収入の総額である。 標準養育費に、下記の加算、減算要素などを考慮し、養育費の総額を確定できる。 $_{\mathcal{O}}$
 - \mathfrak{S}

標準養育費の取決めの例

8歳の息子の4人 15歳の娘、 ○家族構成員:養育者、非養育者、

○父母の月平均税前所得:養育者180万ウォン、非養育者270万ウォン、合算所得450万ウォン

	0~199万ウォン	200~299万	300~399万	400~499万	500~599万	至669~009	700~199万	800~899万	900万ウォン以
		ウャン	ケャン	ウャン	ウャン	ウォン	ウャン	ウォン	ᅫ
	平均養育費(ウ	平均養育費	平均養育費	平均養育費	平均養育費	平均養育費	平均養育費	平均養育費	平均養育費(ウォ
	* 	(ウォン)	(ウォン)	(ウャン)	(ウォン)	(ウォン)	(ウォン)	(ウォン)	7
	養育費区間	養育費区間	養育費区間	養育費区間	養育費区間	養育費区間	養育費区間	養育費区間	養育費区間
0~2歳	532,000	000'859	818,900	948,000	1,105,000	1,294,000	1,388,000	1,587,000	1,753,000
	219,000~592,0	593,000~73	736,000~88	884,000~1,0	1,027,000~	1,120,000~	1,342,000~	~1,488,000~	1,671,000以上
	00	2,000	3,000	26,000	1,199,000	1,341,000	1,487,000	1,670,000	
3~5歳	546,000	732,000	000′968	1,053,000	1,189,000	1,379,000	1,576,000	1,732,000	1,924,000
	223,000~639,0	640,000~81	815,000~97	1,1~000,21,1	1,122,000~	1,285,000~	1,478,000~	~000'559'1	1,829,000以上
	00	4,000	4,000	1,000	1,284,000	1,477,000	1,654,000	1,828,000	
6~11歳	623,000	776,000	952,000	1,136,000	1,302,000	1,514,000	1,605,000	1,830,000	2,164,000
	244,000~699,0	98~000'002	865,000~1,0	1,045,000~	1,220,000~	1,409,000~	1,560,000~	~1,718,000~	1,998,000以上
	00	4,000	44,000	1,219,000	1,408,000	1,559,000	1,717,000	1,997,000	
12~14歳	000′629	774,000	995,000	1,220,000	1,386,000	1,582,000	1,718,000	1,876,000	2,411,000
	246,000~701,0	702,000~88	885,000~11	1108,000~	1,304,000~	1,485,000~	1,651,000~	~000'861'1	2,144,000以上
	00	4,000	000'20	1,303,000	1,484,000	1,650,000	1,797,000	2,143,000	
15~18歳	000'829	948,000	1,205,000	1,376,000	1,610,000	1,821,000	1,970,000	2,214,000	2,664,000
	260,000~813,0	814,000~1,0	1,077,000~	1,291,000~	1,494,000~	1,716,000~	~000'968'1	2,048,000~	2,395,000以上
	00	76,000	1,290,000	1,493,000	1,715,000	1,895,000	2,047,000	2,394,000	

(全国の養育子女2人世帯基準)

1 標準養育費の取決め

娘の標準養育費:1,376,000ウォン (子供の年齢15~18歳及び父母合算所得400万ウォン~499万ウォンの交差区間)

息子の標準養育費:1,136,000ウォン (子供の年齢6~11歳及び父母合算所得400万ウォン~499万ウォンの交差区間) \checkmark

娘、息子の標準養育費の合計:2,512,000ウォン(=1,376,000+1,136,000) **P**

養育費の総額の確定 $^{\circ}$

加算、減算要素があれば、決まった標準養育費にそれを考慮して総額を確定

一加算、減算要素がなければ、2,512,000ウォン

養育費の分担比率の取決め က

非養育者の養育費分担比率:60%(=270万ウォン/180万ウォン+270万ウォン) 非養育者が支給する養育費の算定

- 非養育者が支給する養育費:1,507,200(=2,512,000×60%) 「養育費の総額×非養育者の養育費分担比率」の方式で算定

114 / 144

X ${\rm \blacksquare}$

養育費支払確保の ための意見書

\vdash	0	က က	e 4	rC	Ω	5	9	9	7	2	7	∞
41117		有子夫婦の離婚に伴う子どもの現状1、離婚件数と親権	2、離別母子世帯の厳しい生活状況3、親の養育費支払いの現状	8 諸外国の制度	1, アメリカ	2、イギリス	3、フランス	4、メウェーゴン	離婚に伴う養育費についての現行法上の問題点	1、父母の未成年子に対する養育義務について	2、養育費の取決めについて	3、履行の確保について
提票	第1	第 2		第3					第 4			

資料 養育費に関する合意書

2004年3月19日

日本弁護士連合会

1|11|

以下の検討をふまえ、次のとおり提言する。

- 1、(1) 父母は親権の有無にかかわらず未成年子の養育費を負担する義務を負うとの規定を民法上設ける。
- (2)民法766条1項を改正し、「子の監護をすべき者その他監護に必要な事項」とあるのに加えて、養育費の額及び支払方法についても協議で定める旨明示する。
- 2、協議離婚届出にあたり、「養育費取決め届出制度」を新設する。 有子夫婦が協議離婚をする場合、夫婦は離婚届提出に際し、養育費の額及
- 3、「養育費支払命令制度」を新設する。

びその支払方法に関する合意書を届出できる制度である。

2の合意書を届け出たが、その履行がなされない場合、権利者は子の住所地を管轄する家庭裁判所に養育費の支払命令を申し立てることができる制度である。申立に基づいて養育費支払命令が出された場合、義務者は送達後2週間以内に異議申立をすることができ、この異議申立により養育費支払命令申立時に養育費請求審判事件の申立がなされたものとみなして審判手続に移行する制度である。

4、「養育費立替払制度」を新設する。

離婚後及び婚外子に対する養育費が支払われない場合、国が養育費請求権を譲り受けて、養育費の一定割合又は一定金額を権利者に給付し、国の債権として取り立てる制度である。

5、「税制上の優遇制度」を新設する。

離婚した父母及び婚外子の父母が養育費を支払った場合、現行税法上扶養控除を受けられない親に税制上優遇措置を設ける。具体的には、

- (1)離婚に際して及び婚外子に対して支払われる養育費について、受給者に贈与税を課税しない取扱とすること。
- (2)養育費を支払う者に、所得税の所得控除の一項目として養育費控除を設ける。

第1 はじめに

1、わが国の離婚件数は増加の一途を辿り、2002年には約29万件となっている。

000人となっている。 離婚の際の親権者の取決めにおいて、母が親権者となるケースは約8割を 占めているが、女性の賃金水準の低さ、不安定就労の多さを反映して、母子 家庭の生活水準は一般家庭に比べて著しく低い。その上、養育費の取決め率 は低く、支払状況も芳しくない実態がある。 2、当連合会はこのような現状に鑑み、1992年に「離婚後の養育費支払確保に関する意見書」を公表し、養育費の支払いを確保するための制度改革を提言した。

しかるに、提言した改革のうち実現されたのは、2003年の民事教行法の改正により、予備差押制度が新設された点(法151条の2)、同じく2003年の人事訴訟法の改正により離婚判決に付帯処分として養育費の額等を定めうることを明記した点(法32条)のみである。

予備差押制度が新設されたことは、養育費支払義務者が給与所得者である場合、養育費支払確保のために一定の効果を上げることが期待でき、評価できるが、他の提言は未だ実現されていない。

3、今回改めて意見書を公表する理由としては、①近年離婚数の増加に伴って、親の離婚を経験する子どもの数も増加しており、養育費支払確保の必要性が益々高まっていること、②母子家庭の平均収入は一般家庭の約3分の1と者しく低いこと、及び女性の不安定就労の増加により、その現状は改善される見込みが乏しいこと、③それどころか2003年の児童扶養手当法改正により手当が削減されたことにより、母子家庭の生活が益々逼迫していることなど、今日提言の実現が一層急務となっていること、④意見書で提言していた難育費取決め・支払命令制度・立替払制度は関係者に周知されておらず、実現が図られていないこと、があげられる。

当連合会は、金銭債務の間接強制制度導入に反対の意見を表明しているが、その意見書の中でも指摘した通り、養育費支払確保のためには簡易に債務名義を取得できる養育費取決め制度、支払命令制度が実効性を上げうるものであり、この制度の新設がむしろ急務であると考える。

- 4、よって、今回下記の通り、従来の提言のうち2項目は削除し、本提言の5項については修正して改めて公表するものである。
- ① すでに改正が実現した、将来分の差押を可能とする制度の提言、及び離婚判決に付帯処分として養育費の額等を定めうることを明記する旨の提言

Ø

削除した。

②養育費の支払いが問題となるのは、離婚後の子どものみならず婚外子も同様であるため、婚外子の養育費についても提言の対象とした。

2 有子夫婦の離婚に伴う子どもの現状

1、離婚件数と親権

離婚件数は1960年頃から増加の一途をたどっている。そして、2002年の離婚件数は28万9836件に達し、多くの子どもが両親の離婚に直面し、両親の一方と離れて暮らすことを余儀なくされている(平成15年<2003年>人口動態統計)。

ところで、離婚の際には夫と妻のどちらが子どもの親権者になるかが決められるが、1950年から1965年までは「夫がすべての子どもの親権を行う」ケースより多かった。しかし、1966年を境として、「妻がすべての子どもの親権を行う」ケースより多かった。しかし、1966年を境として、「妻がすべての子どもの親権を行う」場合を超えるようになった。2001年には、「妻がすべての子どもの親権を行う」場合が79.9%になっており、これに「妻が一部の子どもの親権を行う」場合を含めると、「妻が子どもの親権を行う」場合を含めると、「妻が子どもの親権を行う」場合を含めると、「妻が子ともの親権を行う」場合を含めると、「妻が子ともの親権を行う」場合を含めると、「妻が子ともの親権を行う」場合を含めると、「妻が子ともの親権を行う」場合を合めると、「妻が子ともの親権を行う」場合が全体の84%を占めるまでになっている(同上)。

2、離別母子世帯の厳しい生活状況

このように、離婚に直面した子どもの大多数は、父親と離れ、母親と生活を共にしているのであるが、離別母子世帯の生活状況は平均すると年収は229万円、月々19万円位の収入であり、経済的にも厳しい状況となっている。

すなわち、日本では先進諸外国の中でも飛び抜けて大きな男女間賃金格差があるが、母子世帯の母親は女性の平均賃金よりさらに低い収入しか得ていない。1997年の統計では、一般世帯の平均収入が約658万円であるのに対し(2011年国民生活基礎調査)、母子世帯の収入は約229万円、父子世帯の平均収入金額は約422万円であった(1998年度全国母子世帯等調査)。したがって、母子世帯の収入は、一般世帯の34.8%にしか達していない。

また、これらを生活保護の基準と比べても、母41才、子ども12才・14才とし、東京居住を想定した場合の2002年度の生活保護費(基準生活費に母子加算し、住宅扶助、教育扶助を加算した額)は約270万円であるので、母子世帯は生活保護基準を下回る水準となってしまっているのである。

さらに、死別母子世帯では、夫の死亡にともない財産を相続したりするため、66.7%が持ち家に住んでいるのに対し、離別母子家庭で持ち家に住んでいるのは17.3%に過ぎない(1998年度全国母子世帯等調査)。また、離別

した母親は、夫の生命保険金を受け取ったりしているわけでもなく、遺族年金を受給しているわけでもない。

さらに加えるならば、離別母子家庭では、死別母子家庭に比べて、子どもの平均年齢が低く、今後の養育期間も長いことが何われる。すなわち、死別母子家庭では、一番下の子の平均年齢は13.7才であるが、離別母子家庭では10.4才となっている。離別母子家庭の実に51.4%は11才以下の子どもがいるのである(同上)。

このように、離別母子家庭は、幼い子どもを抱えて、経済的に苦しい生活を強いられているのが実態である。

3、親の養育費支払いの現状

親権者にならなかった父親にも、子どもの幸福のため、安定した生活を送ることができるように養育費を支払う責任がある。従って、父親が適正な額の養育費を支払ってくれれば、離別母子家庭の経済的な苦しさも緩和されるであろ、

しかし、わが国の離婚の91.5%を占める協議離婚では、養育費の取決めをする事が義務づけられていないことから、養育費を決めて離婚することは少ない。前掲の1998年度全国母子世帯等調査結果においても、養育費の取決めをしている割合は35.1%にすぎない。

そして、調停離婚で夫から妻への養育費支払いの取決めがされる場合も、その取決める金額(支払い金額の合計)は2万円以下が16.2%、2万円を超えて4万円以下が26.7%で、全なて4万円以下が42.1%、4万円を超えて6万円以下が26.7%で、全体の85%が6万円以下の金額を取決めているに過ぎない。そして、子どもの数によって取決められた養育費の額をみてみると、子ども一人の場合は4万円以下が72%、子ども二人の場合であっても、2万円を超えて6万円以下が62.1%という低い金額なのである(2002年司法統計年報)。

ちなみに、最近の裁判所の実務では、調停などの際には養育費の算定表(判例タイムズ1111号「簡易迅速な養育費等の算定を目指して」の算定表)を示して養育費のおおよその目安を示すことなども行われている。ちなみに、夫の税込み年収650万円、妻の収入はなく、第1子が10歳、第2子が5歳の場合には、上記算定表によれば養育費の額は二人分で10~12万円となる。上記算定表については、全体的に額が低い、個別の事情が反映されていない等の批判がある反面、基準が明確になったことにより養育費の決定の迅速化が図られたことを評価する声も多い。

ともあれ、養育費の額が取決められたとして、現実に養育費の支払いがきちんと履行されているかというと、それがまた問題であり、取決めがあったとし

ても養育費の支払いが実行されていないのが大多数という現状があるのである。 約束された養育費についてどの程度履行されているかについての全国母子世帯 調査の結果によれば、離別母子世帯のうち養育費の支払いを現在も受けている 世帯は20.8%、受けたことのある世帯は16.4%にすぎず、残り60. 1%が一度も養育費の支払いを受けていないのである(1998年度全国母子 世帯等調査)。

第3 諸外国の制度

有子夫婦の離婚手続きや養育費の決め方について、各国はどのような制度になっているのであろうか。

1、アメリカ

(1) 離婚制度

アメリカでは各州ごとに離婚法が定められ、手続きは異なっているが、当事者間で子どもの処遇など離婚についての取決めをしてその合意内容を裁判所に提出し、裁判所がその合意について申立人を審問して離婚判決を申し渡すという方式がもっとも多いようである。

(2) 養育費の取決め

多くの州では、当事者間で子どもの監護・面接交渉等とともに、養育費についても合意したうえでその内容を裁判所に提出し、裁判所の審理を経て判決により決定されている。

任意または強制による所得からの天引制度(義務者の同意あるいは裁判所の命令により、雇用主が義務者の所得の一部を天引して直接その被扶養者に会払うとする制度)が設けられている州が多い。また、州によっては、裁判所が扶養命令を発する際に、不動産に先取特権を設定する方法等により履行確保を図っている。さらに、養育費を支払わない親が刑事罰を受けたり、裁判所侮辱罪による身柄拘束を受けるとされているところもある。

また、連邦法レベルでは、AFDC (児童扶養家庭扶助) 制度の受給者について、義務者に対する扶養請求権を州に譲渡し、州が直接義務者(父)に対し養育費の支払を求めることが認められているほか、父の所在探知システムが連邦政府内に設けられている。

2、イギリス

(1) 離婚制度

イギリスにおいても、離婚制度においては、裁判所ないしは裁判所外調 停といわれる第三者の関与を経ることが必要とされる。有子夫婦の場合に

10

は、子どもの監護、扶養、面接交渉などについての必要な措置を申し合わせることとされている。

(2) 養育費の取決め

前記のとおり、離婚の前提として養育費についての取決めが必要とされており、離婚と同時に、養育費についての命令がなされる。

また、裁判所は、離婚判決の際または判決後に、配偶者または子どものために財産供与決定、財産調整決定または財産売却決定を下すことができるが、実質的には子どもの監護に必要な費用については、この決定において考慮されているようである。

(3) 履行確保制度

養育費支払の履行確保の方法としては、賃金差押決定(雇用者に、養育義務者の賃金の一部を差し引いて支払わせる方法)と、治安判事裁判所における強制履行がある。ただし、実際には、前述の財産供与決定等において養育費についても考慮されており、養育費のみについて履行確保の手段が取られるのは、極めて稀である。

3, フランス

(1) 離婚制度

すべての離婚の種類に必ず裁判所の判決が必要になり、子の利益が考慮される。離婚後においても共同親権制をとっているが、未成年の子の監護権は裁判官の決定により子の利益に従って父母のいずれかにゆだねられる。

(2) 養育費の取決め

離婚は子に対する親の権利義務に影響を及ぼさず、父母は子に対する扶養義務を負い、子の監護をゆだねられなかった親も収入に応じて養育費を分担する。その具体的内容については、協議・共同請求離婚については当事者の合意により、その他の場合には裁判所の決定により、決定される。

(3) 履行確保制度

直接支払制度(扶養定期金の権利者が義務者の雇用主または預金先の銀行などに対して定期金の直接支払を請求できる制度)や、権利者の請求により国庫の直接稅償収官が懲稅手続によって取り立てる方法が認められた。さらに、一定の限度までの家族扶助手当が定期金債権に対する立替金として家族給付支給機関から支給され、同機関が直接国に対し公的取立手続を依頼することが認められた。

4、スウェーデン

(1) 離婚制度

16歳以下の子どもがいる有子夫婦の場合には、離婚の合意の有無にか かわらず、強制的に6ヶ月間の考慮期間が要求されている。

(2) 養育費の取決め

養育費については、離婚時に扶養契約または判決によって決められるが、 親子法によって、養育義務者、養育費の算定方法、支払方法など詳細に規 定されている。

(3) 履行確保制度

「児童扶養手当保障法」により、18歳未満の子どもは、社会保険事務所から、児童扶養手当として基礎額(国民保険法により、年金などの受給額決定のため、毎月政府によって物価事情などを考慮して定められる金額)の41%を受けることができる。この場合、扶養料請求権は自動的に社会保険事務所に移転し、社会保険事務所は、支払義務者が督促にもかかわらず支払わないときは、義務者の給与から天引きにより取り立てることができる。

第4 離婚に伴う養育費についての現行法上の問題点

1、父母の未成年子に対する養育義務について

現行民法では、父母の未成年子の養育義務について明文の規定がなく、親権者は子を監護教育する権利を有し義務を負うとの規定を置くのみである(820条)。一方、有子夫婦の離婚につき、単独親権者制をとり、819条において、夫婦のいずれか一方を親権者に指定しなければならない旨規定している。

能ので、離婚に際し、親権者となった父又は母が、監護義務者として、監 たるで、離婚に際し、親権者となった父又は母が、監護義務者として、 指者については、未成年子に対する養育費の負担義務を明示した規定が存在 せず、877条において、「直系血族及び兄姉弟妹は互いに扶養をする義務が ある」と規定しているのみである。しかも、離婚に際しては、父又は母の一 方のみを親権者に指定し、他方の親権を失わせるため、子どもを養育する義 務、従ってそれに要する費用を負担するのも親権者のみであるとの誤解を生 じやすい(但し、766条第3項に「監護の範囲外では、父母の権利義務に 変更を生ずることがない」との規定はある)。

2、養育費の取決めについて

民法では、有子夫婦の離婚に関し養育費の取決めについては何ら明文の規定を置いておらず、包括的に、子の監護者その他監護に必要な事項についての協議を求めているのみである (766条)。

すなわち、有子夫婦の離婚について、父母のいずれを親権者とするかさえ 決めれば、養育費に関しては何らの取決めなく離婚することができることと なっている。しかも、協議離婚の場合、養育費を取決めるよう促される機会 もないばかりでなく、取決めたとしても、これを届け出る制度もないため、 取決めを書面化するのが困難な現状にある。

3、履行の確保について

現行の履行確保制度としては、民事執行法上の強制執行手続と家事審判法上の履行勧告・履行命令などの制度があるが、いずれも養育費の履行確保という観点からすると不十分である。

まず、家事審判法上の履行勧告制度は、調停・審判で定められた義務が履行されていない場合、権利者の申し出により、家庭裁判所が義務者に対し、履行の勧告をする制度である。勧告であるから、これに従うことを強制することはできない。

また、履行命令は、調停・審判で定められた財産上の給付について、不履行の義務者に対し、権利者の申し出により、家庭裁判所が履行を命じる制度である。命令であるから義務者はこれに従わなければならず、従わない場合10万円以下の科料に処せられるが、それをもって履行を強制する制度であって、民事執行法上の強制執行制度と異なり、直接的に権利を実現するもの

いずれにせよ、履行勧告・履行命令は家事審判上の調停・審判によって認められた義務についてしか利用できないので、協議離婚をした者が同制度を利用するためには、養育費について改めて調停・審判の手続をとらなければならないことになる(2003年の人事訴訟法の改正により、判決には履行勧告制度が取り入れられたが、これも訴訟のケースへの適用にとどまる)。

また、強制執行は、前提として金額、支払方法などを明示した公正証書・判決・調停調書などの債務名義の存在を必要とするが、調停・審判などで離婚した場合はともかく、全離婚の90パーセント以上を占める通常の協議離婚の場合は、当初から債務名義を有するケースは希有であり、大半のケースにおいて強制執行手続を利用することはできない。もちろん、協議離婚の場合であっても、離婚後、養育費の支払いを求めて調停・審判の申立をし、債務名義を取得すれば強制執行手続を利用することが可能であるが、改めて債務名義を得る費用・期間を要する。

第5 対策

1、養育費取決め届出制度の新設

前述のとおり、民法では有子夫婦についても特別の制限なく協議離婚が認 国の法制をみると、有子夫婦の離婚自体を制限するもの、養育費負担につい て具体的規定を置くものなど、いずれも厳しい制約を課しており、わが国の **められ、養育費の取決めについても何の規定を置いていない。しかし、諸外** ように、養育費を取決めることなく当事者の協議によって離婚が許される制 **実はむしろ異例である。**

ご着している。また、養育費についての取決めを離婚成立の要件とするとい しかし、わが国の現状においては、現行の簡易な協議離婚制度が社会的に う制限を加えると、法律上の手続をとらない「事実上の離婚」の増加や、こ れによる母子家庭等としての保護の後退も懸念される。

したがって、養育費支払に関する取決めを離婚成立の要件とはせず、養育 費支払に関する取決めを促進することが適切である。

養育費の取決めにおいては、支払義務者、金額、支払期日、支払期間等を 定めておくことが必要である。

ことを促し、かつ、簡易にこれを文書化することができるように、現行の離 婚届出用紙に、養育費に関する合意書を加えることを提案する。但し、前記 のとおり養育費に関する合意を離婚成立の要件とはしないので、この合意書 そこで、当事者が協議離婚の届出をする際にこれらについて取決めをする がなくても離婚自体は成立する。

なお、上記養育費に関する合意書の試案は、別掲のとおりである。

いう効果と共に、後述の養育費支払命令制度(新設)の利用もできる。この ための具体的な方法としては、離婚届用紙のうち、養育費に関する合意書部 分を複写にし、各当事者がそれを1通ずつ保管できるようにする。合意書原 本は未成年子が成年に達するまで、離婚時の本籍地を管轄する市町村役場で 保管することとする。この程度の簡易な手続であれば、当事者にも容易に利 養育費に関する合意書を作成した場合には、当事者に養育費支払を促すと 用しうると考えられるし、制度面でも十分対応可能であると考える。

2、養育費支払命令制度の新設

ついて当初から債務名義を持つケースは少なく、公的に養育費の内容が確定 わが国では、全離婚の約90%を協議離婚で占めているために、養育費に 議離婚の場合にも、簡易迅速に債務名義を得られる制度が是非とも必要であ していない場合がほとんどである。養育費の履行確保を図ろうとすれば、

ところが、現行制度上、養育費について簡易迅速に債務名義を得る方法が

6

そこで、簡易迅速に養育費について債務名義を取得する方法として、「養育 費支払命令制度」の新設を提言するものである。

- この制度の概略は、次のとおりである。
- ① 養育をする者は、養育費を支払う者(支払義務者)に対し、「養育費に 関する合意書」を添付して子の住所地を管轄する家庭裁判所に養育費支 払命令の申立をすることができる。
- ② 裁判所は、支払義務者を審尋することなく、支払命令を発する。
- ③ 支払義務者は、支払命令に対し、送達の日から二週間以内に異議を述 べることができる。
- ④ 支払義務者から異議のない場合には支払命令は確定し、審判で確定し の時に審判の申立がされたものとみなして、審判手続に移行する。

なお、支払義務者から異議が出された場合には、養育費支払命令申立

すなわち、養育費支払命令は調停・審判と同じく将来の請求について形成 力及び執行力を持つことになる。しかも、調停・審判よりは簡易、迅速に取 た場合と同じ効力があるものとする。 得することができる。

載内容を申立書に書き入れるだけですみ、申立も容易になる。また、裁判所 としても、「養育費に関する合意書」が添付されていれば、当事者間の合意の は合意の存否のみならず事情変更に基づく扶養内容の変更を求めるものも存 添付することが要件である。養育費支払命令の申立書を「養育費に関する合 **意書」を基にして定型化することで、「養育費に関する合意書」の具体的な記** 存在を確認することができ、審査なしに支払命令を出すことも可能になろう。 また、義務者から異議が出された場合に移行すべき手続は、審判手続によ ることとする。養育費の請求はそもそも審判事項であること、義務者の異議 この養育費支払命令制度においては、前述の「養育費に関する合意書」を 在し、それらを一挙的に解決するためには審判手続が適しているためである。 養育費の取決めの届出を促進するためにも、このような制度を新設すべき

3、養育費立替払制度の新設

支払能力がありながら、養育費支払義務を履行しない場合が生じるであろ (1) 養育費の履行確保について強制執行や履行勧告等の諸制度を強化しても、

ところで、養育費の支払については、諸外国においては国家的関与がな されている例が多くあり、また子どもの権利条約は、子どもの養育につい て国は親に適切な援助を与えることを規定している

わが国においても、養育費が支払われない場合、子どもの生活を保障す べく、国が義務者にかわって子どもを監護する者に養育費を支払い、国が 義務者から回収する制度(養育費立替払制度)を設けるべきである。

この制度は、私的な扶養請求権を実効化するとともに、国家が積極的な 関与により子どもの生活を保障していくという社会福祉的機能をも果すこ とができる。

(2) 養育費立替払制度は、以下の通りとする。

- ① 立替払を受ける要件
- 養育費の支払義務について債務名義があること

В

義務者に1回以上の養育費の不払があること Д 子どもの健全な発育 と福祉のために国家が私的扶養を補完するのであるから、義務者の義 本来的には私的扶養が優先されるべきところ、 務不履行を要件とするのである。

養育費請求権を国に対して譲渡すること

ပ

本制度を利用するものは、義務者に対する養育費請求権を国家に対 して譲渡するものとする。譲渡を受けた国が、義務者に対して取立を 行うことになる。

中純 (3)

権利者が、社会保険庁に対して、債務名義を提示して、申立をする。

権利者の申立を受けて、社会保険 社会保険庁を立替・取立機関とし、 申立は一年ごとに行うものとする。

庁は養育費の立替払を行う。

立替額については、子どもの必要生活費を考慮した上で、上限を設け

れを国家が替わって立て替える場合には、国家財政や事務手続きの関係 権利者・義務者間で作成された債務名義において上限額以上の額が定 められたとしても、それはあくまでも自主的に払う場合の額であり、 上、一定額とせざるを得ない。

債務名義において上限額以下の額が定められていた場合には、債務名 義の金額を立替額とする。この制度はあくまでも私的扶養を補完するも のであるから、当事者の合意で定まった額以上の金額を支払う必要はな いからである。

取立権限、徴収方法

その者の加入する保険取扱機関と情報をリンクさせて、一括して社会保 国税徴収の例による。取立対象が社会保険加入者以外のものの場合は、

険庁が徴収する。

5 財源

も国が徴収した額が多い場合は、国は立替払額以上を権利者に交付しな 前述のとおり、立替払金額について上限を設けたため、立替払額より い。申立人は既に全額の請求権を国に対して譲渡しているからである。 この差額が本制度運営の原資の一部となる。 また、義務者からの取立によって私的扶養である養育費の支払が確保 されることにより、自立を促進できる。現在生活保護を受けているひと り親世帯に支給されている保護費の削減もはかれる。

⑥ 児童扶養手当との関係

現行の児童扶養手当との関係が問題となるが、養育費立替払制度自体 の健全な育成を社会全体で確保することを目的とする公的給付としての は私的扶養義務の履行を確保するものであるから、次世代を担う子ども 児童扶養手当と関連させるべきではない (児童扶養手当法2条2項)

本制度の対象は、母子世帯に限定せず、ひとり親世帯とする。

離別父子世帯は、母子世帯よりも経済的な問題は少ないといえるが、父 子世帯にあっても、子どもの養育と仕事の両立のために、父親がパートタ イム勤務に移らざるを得ない場合もあり、一律に父子世帯を除外すること

4、税制上の優遇制度の新設

東通りに履行されないことが多く、履行確保が社会問題になっている。この 有子夫婦の離婚について養育費の定期的な支払が合意されても、これが約 しかるに、贈与税を課するとの課税庁の取扱により、一括金による履行確保 ため、離婚の合意が整った段階での一括金による支払が好ましい事例もある。 も困難な状況にある。

また、現行所得税法では、養育費を支払う者に所得控除が認められていな い。このため、養育費の支払をしぶる例もあり、また一般の扶養義務につい て所得控除が認められていることとの公平さを欠いている。

そこで、子の福祉の観点から次の措置を講ずべきである。

- (1) 離婚に際して一括して支払われる養育費について、受給者に贈与税を課 税しない取扱とする。
- (2) 養育費を支払う者に、所得税の所得控除の一項目として養育費控除を設
- 5、婚姻することなく出生した子どもの養育費について

12

Π

養育費に関する合意書

註1 本合意書に記入せずに離婚届出のみを提出することもできます。

婚姻することなく出生した子どもを養育している非婚の母の世帯にあっても、法律上の父親に子どもを養育する責任があることについては他の離別母

よって、認知した子どもの養育費についても、離婚後の養育費支払と同様、

子世帯の場合となんら変わりはない。

前記3、4項の対象とする。

2 本合意書を提出した場合には、強制力のある支払命令制度等が利用できます。

未成年者の氏名	开	安	養育費を支払う者	払う者	養育をする者
生年月日	昭和・平成	年 月 日	□父から□	口母から	
				口平成	年 月まで
支払開始日	平成年	月分から	支払終了時期	握	歳に達した日が属する月分
				泛	
	□一ヶ月金	田ずり、毎	毎月 日迄に [□ 当月分を	支払う。
養育費の額及び				器	翌月分を
	口その他の方法	□その他の方法で支払うときは、具	具体的に、下記に高	下記に記入して下さい。	٥١١،
その支払方法	支払金額				
	支払方法				
未成年者の氏名	氏	名	養育費を支払う者	払う者	養育をする者
生年月日	昭和・平成	年 月 目	□ < なから	□母から	□父~ □母~
				口平成	年 月まで
支払開始日	平成 年	月分から	支払終了時期		歳に達した日が属する月分
				沏	
	金月4一口	円ずつ、毎月	□ 21家日	当月分を	支払う。
養育費の額及び				翌月分を	
	口その他の方法	□その他の方法で支払うときは、具体的に、		下記に記入して下さい。	٥٠/١٥
その支払方法	支払金額				
	支払方法				
未成年者の氏名	氏	名	養育費を支払う者	払う者	養育をする者
生年月日	昭和・平成	年 月 目	□ < なから	口母から	
				口平成	年 月まで
支払開始日	平成 年	月分から	支払終了時期		歳に達した日が属する月分
				辺	
	□-ヶ月金	円ずつ、毎月	日迄に	当月分を	支払う。
養育費の額及び				翌月分を	
	□その他の方法	□その他の方法で支払うときは、具体的に、		下記に記入して下さい。	٥١١٥
その支払方法	支払金額				
	支払方法				
届出人の	<u>8</u>		(母)		
署名捺印			由		由

※□には、あてはまるものにしるしをつけて下さい。未成年の子ごとにわけて、養育費の支払方法に関する合意内容を記載して下さい。

以 上

養育費支払確保及び面会交流支援に関する意見書

(平成25年) 11月21日 2013年 日本弁護士連合会

意見の趣旨

国及び地方公共団体は、父母の婚姻の有無に関わりなく、子どもが適切な養育 を受けることができるように、あらゆる施策を講じるべきであり、具体的には、 以下の施策を実施すべきである

- 当事者が利用しやすい養育費及び面会交流の相談・履行支援体制の整備
- (1) 各地における専門相談制度

紛争の初期(別居する以前を含む。)から利用できる以下の条件を備えた養 育費・面会交流専門相談制度の創設。

- 地方公共団体など身近な場所で利用可能であること。
- 迅速に利用でき,費用は無償ないしは低廉であること。
- 専門的知識・技能を有する第三者から、事案に応じた適切なアドバイス が得られること。 (1)
- 双方からの相談が同一地方公共団体になされる場合の利益相反について の配慮が十分なされること。
- 面会交流についての履行支援制度 3

面会交流の取決めの前ないし後の実施について, 一定期間, 無償ないし低 廉な費用で、子の利益に配慮しつつ、連絡調整、面会前後の相談、子どもの 受渡し及び面会付添い等を行う子と父母に対する公的な支援の充実及び本格

- 実効性のある養育費の支払確保制度
- (1) 義務者の収入・勤務先・資産等を調査するための強力な制度

民事訴訟法及び家事事件手続法に基づく裁判所による調査並びに弁護士法 社会保険事務所による義務者の 税務署による義務者の収 勤務先情報の開示,銀行等金融機関に対する資産調査につき本店調査のみに による弁護士会照会制度の実効性を確保し, 特に, よる全支店の資産の開示等を可能とすること 入情報(特に自営業者の確定申告)の開示,

- (2) 効果的な養育費取立制度及び養育費立替払制度の導入
- 養育費・面会交流支援センターの創設等 က

と及びその運営には、法律家のほか、子ども及び離別した父母の生活・心情等 児童福祉司及び医師等の経験者及び有資格者を活用し, これらの者 の研鑽の機会を継続的に保障すること(保育土,幼稚園教諭,小学校教諭及び 身近な地域ごとに,養育費や面会交流についての総合センターとして, 前記 1及び2の機能を発揮する「養育費・面会交流支援センター」(仮称。以下「支 支援センターと家庭裁判所が連携協力するこ に通じた家庭裁判所調査官,調停委員,臨床心理士,保育士,幼稚園教諭,小 面会交流の履行支援者として。) 援センター」という。)を創設し, 児童福祉司等の有資格者は, 学校教論,

4 家庭裁判所の環境改善等

- (1) 充実した調停を実施し得るための家庭裁判所裁判官,家事調停官,書記官, 家庭裁判所調査官,家事調停委員等の大幅な人員増加。
- ② 十分な量の調停室,待合室,討行面会室の確保等,話合いを促進するための 環境の改善等

意見の理由 第2

子どもの養育を受ける権利

子どもの養育及び発達についての第一義的責任を有し (子どもの権 川条約第18条第1項)、父母がその責任を遂行するにあたり、国は、父母に適 切な援助を与える義務を負っている (同条第2項)

8 特に、別居ないしは離婚した父母(非婚の父母を含む。)間の子の場合、 内容として,非監護親との関係で養育費と面会交流が重要である1 子どもの権利条約は,養育費について,国は,父母又は子どもについて金銭 Lの責任を有している他の者から,子どもの扶養料を確保するための全ての適 子どもの最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離さ れている子どもが,定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維 当な措置をとる義務を負い(同条約第27条第4項),面会交流について,国は, **侍する権利を尊重する(同条約第9条第3項)と定める。**

子の監護をすべき者,父又は母と子との面会及びその他の交流,子の監護に要 この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」,同 条第2項は,「前項の協議が調わないとき,又は協議をすることができないとき は,家庭裁判所が,同項の事項を定める。」と改正され,2012年4月より施 2011年, 民法第766条第1項は,「父母が協議上の離婚をするときは、 その協議で定める。 する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、

行された。既に1996年の民法改正案に含まれていた条項の改正が実現したものであるが、この改正は、前記子どもの権利条約の趣旨に沿うものである。なお、養育費と面会交流は、対価関係に立つものではなく、いずれも子どもの成長・発達のために、子どもの状況に応じて適切かつ円滑に履行されることが必要であり、国は、養育費の支払確保と面会交流の支援の双方を行い、父母

子の利益の尊重

の双方の責任が名実ともに果たされるように支援しなければならない。

子どもの権利条約は,「児童に関するすべての措置をとるに当たっては,公的若しくは私的な社会福祉施設,裁判所,行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても,児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」(同条約第3条第1項)と定めている。

改正後の民法第766条第1項にも,「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」との文言が付加され、養育費及び面会交流の実務に関わる者は,何より子の利益を重視して行わなければならない。

日本の現状

日本では、別居ないしは離婚した父母(非婚の父母を含む。)間の子ども2の養育費と面会交流について見れば、親の責任が果たされているとは到底言い難い現状にある。離婚後に母が全児の親権者となるケースが83.9%あり、監護親の多くは母である3が、2011年現在、(表1)のとおり、60%以上が養育費の取決めをしておらず、80%以上の子どもが養育費の支払いを受けていない。また、70%以上が面会交流の取決めをせず、面会交流を行っていない。

(表1) 厚生労働省2011(平成23)年度全国母子世帯等調査結果報告より作成(いずれの項目も,「不詳」の場合があるため,合計は100%とならない。)

養育費	取決め状況 (%)	(%)	受給状況	(%)	
	取決めを	取決めを	現在も受	受けたこと	受けたこと
	している	していな	けている	がある	がない
		۲.			
母子世帯	37.7	60.1	19.7	15.8	2.09
父子市瑞	17.5	79.1	4.1	2.9	7.68

面会交流	取決め状況	(%)	実施状況	(%)	
	取決めを	取決めを	現在も行っ 行ったこと	行ったこと	行ったこと
	している	していな	ている	がある	がない
		۲.			
母子世帯	23.4	73.3	27.7	17.6	50.8
父子世帯	16.3	79.9	37.4	16.5	41.0

ひとり親家庭の相対的貧困率は50.8%に達し(2009年)4,特に、母子世帯の貧困の状況は深刻である。貧困については、単に子どもの人権の問題であるのみならず、教育水準の低下や貧困の連鎖の問題として、今後の日本社会の基盤を揺るがす重大な社会問題となっている。

協議離婚における問題点

日本の民法は、裁判所が全く関与セず当事者間の協議のみで離婚できる協議 離婚制度を定めており、それが離婚の90%近くを占めている。協議離婚をする父母の中には、養育費や面会交流についての話合いを行うことを諦めたり、そもそも双方とも離婚後の関わりを望まなかったり、紛争があっても裁判所で調停や審判ができることを知らない人が相当数含まれ、協議離婚はしても養育費や面会交流の取決めをしない割合が高い。裁判所に申立てがなされれば、国が、合意形成を援助したり、当事者に代わって決定したりすることができる。しかし、子どもの状況に応じた適切な取決めを行うためには、裁判所の関与しない協議離婚及び別居状態の当事者に対しても、国や地方公共団体が、積極的な支援をする必要がある。

5 取決めがあっても不履行となる原因

養育費に関して、取り決めたにもかかわらず不履行となる原因は、義務者の取決め後の収入の減少、親としての責任感の低さなどにあるが、取立方法に着目すると、日本では、不履行の場合の行政による立替払い、義務者の資産調査・取立て等を行う強力な制度が存在しないことが大きな要因である。不履行の場合の権利実現はあくまで個人責任とされているが、経済的弱者の多いひとり親個人が取立てを実現する力は極めて弱い。

面会交流については, 父母間や親子間の強い葛藤が十分解消されないまま取決めがなされたり, 審判や決定等が下され, 取決めや審判以降も具体的施行をめぐって紛争が続いたり, 子どもが拒絶するなどし, それにも関わらず, 第三者による適切な相談, 人間関係調整や支援が得られず不履行となる事案がある。

ಣ

3 養育費及び面会交流の履行を推進する法令や附帯決議等

前記の現実を踏まえ、条約や民法のほか、養育費については、既に2002 年の母子及び寡婦福祉法の改正の際に、「国及び地方公共団体は、母子家庭等の 児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児 童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講する ように努めなければならない。」(同法第5条第3項)との条項が規定され、2 003年の民事執行法の改正の際には、参議院法務委員会が、政府と最高裁判 所に対して、養育費の支払確保のためのより実効性のある制度について検討するよう特段の配慮をすべきであるとの附帯決議をした。 また、2011年の民法改正に伴い、衆議院法務委員会は、「離婚後の面会交流及び養育費の支払い等については、児童の権利利益を擁護する観点から、離婚の際に取決めが行われるよう、明文化された趣旨の周知に努めること。また、その継続的な履行を確保するため、面会交流の場の確保、仲介支援団体等の関係者に対する支援、履行状況に関する統計・調査研究の実施など、必要な措置を講ずること」との附帯決議をし、参議院法務委員会でも、ほぼ同旨の附帯決議をした。

こうして,国や地方公共団体による養育費と面会交流についての実効性のある公的な支援や制度作りの必要性を,国自身が認識し,繰り返し述べてきているのである。

従前の当連合会の意見

当連合会は、この問題に関し、これまでも意見書等を公表してきた6。養育費については、将来分差押えのように意見書に沿う施策が既に実現したものもあるが、当連合会が提案した、離婚届出書に「養育費に関する合意書」を加える「養育費取決届出制度」これに基づき家庭裁判所が養育費支払命令を発令できる「養育費支払命令制度」及び養育費請求権を権利者が国(社会保険庁,現日本年金機構)に譲渡し、国が権利者に対して養育費の立替払いを行い、義務者に対して取立てを行う「養育費立替払制度」は、いずれも実現しておらず、依然として養育費の履行率は上昇していない。本意見書は、効果的な政策の実現が進まない現状に鑑み、改めてまとめたものである。

養育費確保に関するこれまでの国による施策

これまでになされた国による養育費の支払確保のための重要な施策としては、まず、期限未到来の養育費債権につき給料等の継続的給付に係る債権に対する差押えを認めたこと(2003年に民事執行法第151条の2を新設)及び養

育費債権について間接強制執行を認めたこと(2004年に同法第167条の15第1項を新設)が挙げられる。しかし、債務名義を有していても債務者の資産が発見できなければ強制執行は不可能であり、このため取立てを諦める事案が少なくない。債務者の資産発見及び取立てを、権利者個人の責任としている限り、養育費の取立ては進まない。

また、2011年には、家庭裁判所による履行勧告について、履行勧告に必要な調査の規定を設け、義務の履行状況の調查及び勧告に必要な調査につき、家庭裁判所は、官庁、公署その他適当と認める者に嘱託し、又は銀行、信託会社、関係人の使用者その他の者に対し関係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関して必要な報告を求めることができるとしたが(家事事件手続法第289条第5項、2013年施行)、この条項の活用はこれからであり、また、従前より回答は不可とされていた稅務署や社会保険事務所の持つ情報が開示される状況にはなっていない。

2007年10月,厚生労働省は公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC)に事業委託して「養育費相談支援センター」を開設した。同センターは、開設以来2013年3月末日までで合計28,864件の相談を受け,有益な情報を支援者のみならず個人にも提供するなど,重要な役割を果たしてきた7が事業の内容は、相談の支援であり、取立て等の個別救済を事業としていないため、実際の養育費確保に直結しにくい。

2006年と2011年の母子世帯の養育費取決め率を比較すると,38.8%から37.7%にむしろ低下し,受給率の比較では,「養育費を受けたことがない」が59.1%から60.7%に増加しており8,前記の施策だけでは,今後も養育費の確保が前進することは期待しがたいというべきである。

なお、2012年4月から、国は、離婚届出用紙に養育費及び面会交流の取 決めの有無の回答欄を新たに設けた。この欄の存在がきっかけとなって、離婚 の際の協議が進むことが期待されるが、合意は離婚の要件ではなく、行政や裁 判所等の第三者が関与する形態ではないため、この欄の存在によって一気に取 決め率が向上することは期待できないし。可頭による合意も含まれており、書 面化を促進する必要がある。

面会交流支援に関するこれまでの施策

(1) 国による施策

面会交流支援事業として,2012年4月より,厚生労働省は,児童扶養手当受給者等を対象とする面会交流支援事業実施のための補助金の交付を開

012年5月7日から国及び都の資金を財源とする面会交流支援事業を始め 拾した10。東京都は全国に先がけてこの制度の実施主体となり、東京都ひと こ寄せられた相談のうち,面会交流支援の要件を満たすものについて個別の 支援は,前述の公益社団法人家庭問題情報センターに委託されている。 支援 面会交流の立会い, 子どもの受け渡し等 た。その後,千葉県,熊本県など,実施する自治体が増えつつある。「はあと」 り親家庭支援センター「はあと」(以下「『はあと』」という。)を設立し, の具体的内容は, 当事者間の連絡, を無償に行うというものにある。

施されたものは11組,34回である11。支援実施に至った割合が少ないの は、父母双方に対する収入制限が存在すること22や合意が既に形成されてい ただし,「はあと」の設立から2013年3月末日までに,「はあと」に寄 そのうち, 具体的に面会交流支援が実 ることという条件が課されていることによると思われる。収入制限に関して は必要であるが,厚生労働省の設定した収入基準は超えるが民間の有料支援 を利用するほどの資力や意欲はないという当事者は少なくない。こうした当 事者層による利用を可能にするためには,父母の収入制限の緩和,あるいは は,有料で面会交流支援業務を行っている公益法人や民間団体に対する配慮 収入に応じて低料金での利用を認めるなどの改善策が必要と思われる。 せられた相談数は355件であるが,

優れた支援事業の経験者や法律家 (適切な訓練を受けた弁護士も含む。) など この事業がさらに全国に広がり,実をあげていくには,各地方自治体で, 専門家を確保することが必要である。

2) 民間機関の現状

一方,民間機関による面会交流支援団体,グループや個人は徐々に増えつ つある。最も歴史があるのは,家庭裁判所の調査官出身者が中心となって活 動している公益社団法人家庭問題情報センターであるが、その他の民間機関 その多大な努力によっても国内の全てのニーズに対応するように拡大してい 支援組織の存在しない県も多い。また,民間機関はいずれも財政基盤が弱く, 13も含めて, 都市部中心での活動であり, 利用できる者の範囲はまだ限られ, くことは困難である14。

(3) アンケート結果

回答数は20名と少ないものの,全員が「面会交流の支援機関があれば 当連合会による弁護士に対するアンケート15の結果 (2012年) によれ 2012年6月までに支援機関を利用したこと 利用したい」と答え,一方,

人活動の一環・延長として, 合意成立あるいは審判確定後の面会交流の付添 がある者は4分の1の5名のみであった。弁護士が関与した事案では、代理 それは弁護士個人の熱意に負うところ が大きく,一般的な弁護士の活動として広がってはいない。 いや連絡の調整を行う場合があるが、

面会交流の問題を解決するには、相談・合意形成・施行の支援までを継続 して行える公的な本格的支援を全国で展開する必要があるとともに、既に存 在する民間機関がさらに充実して発展するよう,一定の水準を満たすものに は費用を補助するなどして当事者の負担を軽減し,利用を拡大することも必 要である

10 調停や審判の実務の現状と課題

(1) 養育費

著しく, そこには子の養育費を含む事案が相当数あるので, 事件数としては その10年前の1.38倍となっている16。婚姻費用の申立数の増加はより 養育費の調停及び審判の2012年の新受件数は22,161件であり, 増加の一途をたどっているということができる。

なっていない等の問題点を有していることを, 既に当連合会は「「養育費・婚 一方, 算定の対象となる基礎収入の割合が低いことや職業費 割合が高いことなどにより、義務者が必ずしも生活保持義務を果たす内容と 烟費用の簡易算定方式・簡易算定表』に対する意見書」(2012年3月15 合意や審判の迅速化 日)にまとめて公表している。こうした問題点を克服し,2003年以降の 社会的事情の変更(税率の変更等)も踏まえた改訂が適宜なされ,交通事故 の算定基準のように,信頼性の高い内容を維持し続けるべきと思われる。 算定表17は,2003年以来,急速に実務に普及し, に貢献したが,

算定表に依拠して算定がなされることが当事者に説明され, 算定表が参考資 料ではなく法規のように扱われている点、及び算定表による額を修正すべき 特別事情(教育費や住宅ローン等)についての取扱いが柔軟性を失っている 調停や審判における算定表の利用方法については、調停の進め方として、 面があるなどの問題がある。

また、自営業者等の場合に収入の捕捉が容易でなく算定が公平に行われに くく,債務名義が存在する場合であっても勤務先や資産が不明である場合に は執行が極めて困難である。

面会交流の2012年の調停及び審判の新受件数は11,459件であり

その10年前の2.97倍と急激に増加しており18,また困難事案が少なくない点が裁判所の内外から指摘されている。

特にこの5~6年の間,2011年の民法改正の以前より,家庭裁判所の実務は,面会交流につき急速に積極的な方向に転じ,当事者に面会交流の意義を積極的に説いたり,審判への移行にも消極的ではなくなるなど,面会交流推進の機運を醸成するようになった。

一方、急激な実務の変化の中で、面会交流調停の早い段階から、当事者が 事情を説明する前に、面会交流実施についての強い説得が行われるなど合意 形成を急ぎすぎる例、高葛藤の父母間の事案において第三者による支援の見 込みのないまま審判により面会が命じられ履行不能となる例、DV事案や児 童虐待事案への配慮が不十分な例など、課題のある例も少なからずみられる のが現状である。 また、履行確保の手段として、家庭裁判所による履行勧告及び間接強制執行があるが、強制執行は、履行を促進する場合もある反面、紛争をさらに拡大する原因にもなりかねず、実際には、強制執行にまで至った事案での面会交流は実現できていない場合が少なくないと思料される。

計量量量(

こうした背景には、前記「第2,5」の事情に加えて、前記の養育費や面会交流に関する処分の事件数の急増、子どもの意思の把握の困難さ、人間関係調整の困難さ、それにもかかわらず、家庭裁判所の人的・物的資源が極めて不足していることがあると考えられる。

物的な面では、例えば、調停の当事者控室が狭くて満員で椅子に座れず長時間、時には子どもを抱っこして立って待つしかない場合などがあり、穏やかな気持ちでの話合いを促進する環境が不十分であると考えられる。さらに、調停自体も、調停室の不足のために月に一度の期目が入らない場合がある。

また,家庭裁判所における試行的(試験的)面会交流は,家庭裁判所調査官による調査目的で実施されるとはいえ,実際には調停合意を促進し,調停や審判後の面会交流の練習の意義を有し,円滑な面会交流実施には極めて重要な意義を有しているところ,試行面会室のない裁判所がなお存在する。

人的な面では,事件数の増加に比して,家庭裁判所裁判官,家事調停官,書記官,家庭裁判所調査官,調停委員等の人員の拡大が追いつかず,関係者の努力にもかかわらず,過重な負担となっている。

今後も増加することが予想される子の監護事件に適切に対応するには,

別事案に応じてじっくりと適切な解決をすることを可能にするため,家庭裁判所の人的・物的環境の充実とそのための予算の増加は急務であると考えられる。

(4) 子どもの手続代理人

家事事件手続法は、面会交流の調停又は審判事件について、意思能力のある子どもの「参加」を認め得ること、その場合に、子どもの手続代理人として私選ないしは国選により弁護士を選任しうることを認めた(同法第23条、第41条第2項、第42条第3項、第258条)。これまで主として家庭裁判所調査官によって子どもの意思の調査の努力が積み重ねられてきたが、子どもの意思の把握の困難さの克服及び審判等の結果によりまさに影響を受ける当該子ども自身の主体的な関与を進めるため、子どもの手続代理人の活用が推進されるべきと考える。

第3 提言

望まれる具体的施策

以上の現状を踏まえると,国及び地方公共団体は,父母の婚姻の有無に関わりなく,子どもが適切な養育を受けることができるように,あらゆる施策を講じるべきであり,具体的には,以下のような施策が必要であると考える。

(1) 当事者が利用しやすい相談・支援体制の整備① 各地における専門相談制度

紛争の初期から専門的知識・技能を有する適切な第三者が介入することにより、その後の紛争激化を回避することが可能となる事案は少なくない。しかし、家庭裁判所は、一般の当事者にとって敷居が高く、利用するには心理的抵抗があるため、簡単にアクセスできない実情がある。

よって、紛争の初期(別居する以前を含む。)から利用できるよう,以下 の条件を備えた養育費・面会交流専門相談制度を創設することが急務であ

- ア
 地方公共団体など身近な場所で利用可能であること。
- ・ 迅速に利用でき,費用も無償ないしは低廉であること。
- ウ 専門的知識・技能を有する適切な第三者から、事案に応じた適切なアドバイスが得られること。
- エ 双方からの相談が同一地方公共団体になされる場合の利益相反についての配慮が十分なされること。

面会交流についての履行支援制度

子どもにとって望ましいのは, 強制執行にまで至ることなく, 父母が自 いし低廉な費用で、連絡調整、面会前後の相談、子どもの受渡し及び面会 取決め前の試行 一定期間,無償な そのためには、 的(練習的)面会及び取決め後の面会の実施について、 付添い等により子と父母を支援する制度が必要である。 主的に取決めをして履行することであり、

② 実効性のある養育費の支払い確保制度

既に述べたとおり, 現行法下では, 養育費についての強制執行には限界 民事執行法及び家事事件 手続法による裁判所の調査並びに弁護士法による弁護士会照会制度の実効 金融機関に対する資産調査につき本店調査のみによる全支店の資産等の開 性を確保し、税務署による義務者の収入情報(特に自営業者の確定申告) 義務者の収入・勤務先・資産を調査するための強力な制度の創設 の開示,社会保険事務所による義務者の現在の勤務先情報の開示, 強制執行を効果的手段とするためには、 示がなされることが必要である。

効果的な養育費取立制度及び養育費立替払制度の導入

前項の制度が創設されたとしても,あくまで権利者個人による強制執行 の枠組み内での回収方法でしかない。養育費が子どもの生育にとって不可 この回収を個人責任とせず, る養育費の取立制度及び立替払制度を創設すべきである。 欠なものであることを考慮すれば,

(3) 支援センターの創設等

そのための施策を実施するこ 父母の離婚や別居に関係なく、子どもに十分な養育環境を保障することは、 個々の子どもの健全な成長発達の実現のために重要であることはもちろん, とは、子どもの権利条約により国に課された義務であるといってよい。 日本社会の将来のためにも重要な課題である。

そのためには、当事者にとって身近な地域ごとに、養育費や面会交流につ いての総合的なセンターとして,前記(1)及び(2)の機能を発揮する支援センタ - を創設すべきである。

そして,面会交流を安心して実施する場所を確保するためには,支援セン 公共の施設の利用も推進すべきである。 既存の児童館, ター内に面会のスペースを設けることが望ましいが, のためのセンター等の遊び場等,

支援センターの適切な運営のためには、法律家のほか、子ども及び離別し た父母の生活・心情等に通じた家庭裁判所調査官,調停委員,臨床心理士,

資格者を活用することが考えられる。また、支援センター職員及びこれら支 特にDVや児童虐 保育士,幼稚園教諭,小学校教諭,児童福祉司,及び医師等の経験者及び有 待についての専門知識を十分に習得して実務にあたることが重要である。 援にあたる者の専門知識の研鑽の機会を継続して保障し,

支援センターでの解決は困難であるから、司法的解決に委ねるべき DV, 児童虐待又は父母の高葛藤等により一方の協力を得にくい場 なお, ふには, にある。

緊密に情報交換し, 連携協力する 支援センターと家庭裁判所は, とが必要である。 また,

(4) 家庭裁判所の環境改善等

本提言が実現したとしても,養育費及び面会交流の困難な事案を扱い, 務をリードし続けるのは、家庭裁判所であることは変わりない。 したがって, 先に述べたような現在の家庭裁判所が抱える問題点を克服し, **改善するための方策が必要である。例えば**

- ① 充実した調停を実施しうるための家庭裁判所裁判官,家事調停官, 家庭裁判所調査官,家事調停委員等の大幅な人員増加
- ② 十分な量の調停室,待合室,試行面会室の確保等,話合いを促進するた めの環境の改善等

第4 最後に

国及び地方公共団体が本提言の示した課題に対して、速やかに、相当な支援策 と十分な予算措置を講じることが切に望まれる。 裁判官・弁護士等法曹を含め て全ての養育費・面会交流の実務に関わる者の継続的な研鑽が必要である。 養育費及び面会交流の実務の充実及び向上には、

本提言の実現に向けて、当連合会としても全面的・継続的に協力していく所存 である。 以上

父母同居中においても養育費が支払われない例があり,およそ全ての子を含む。

むね年間24万人ないし25万人で推移している。現在,父母が離婚ないし別居している未成 年子の数の統計はないが,何百万人という単位であることは間違いない。うち,離婚後に母が全児の親権者となるケースが83.3%であり微増を続けており,監護親の多くは母である。 938人であり、この5年間はおお 2011年に父母の離婚を経験した未成年子は234,

厚生労働省人口動態統計 (2012年)

厚生労働省国民生活基礎調査(2010年)

月19日), 子どもの権利条約に基づく第3回日本政府報告及び武力紛争における子ども・子ど 離婚後の養育費支払確保に関する意見書(1992年2月),婚姻制度等に関する民法改正要綱試案に対する意見書(1995年1月),養育費支払確保のための意見書(2004年3 も売買各選択議定書第1回日本政府報告に関する日本弁護士連合会の報告書(2009年7月 17日), 「養育費・婚姻費用の簡易算定方式・簡易算定表」に対する意見書(2012年3 月15日)

7 養育費相談支援センターに確認。 8 厚生労働省全国母子世帯等調査結果報告 (2011年)

1,254件のうち,面会交流欄に取決めをしているとチェックしたのは72,770件(5 2012年4月から2013年3月までの1年間の未成年子がいる夫婦の協議離婚届出13 5. 4%) であり、養育費欄に取決めをしているとチェックしたのは73,002件(55.

6%) であった(法務省調査)。

10 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」 の一部改正について (2012年4月6日)

「同居親が児童扶養手当の支 給を受けており、かつ別居親が児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあるこ 12 厚生労働省の「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」に, 11 東京都育成支援課に確認。

と」との収入制限がある。 13 当連合会による弁護とするWEBアンケート調査(「面会交流支援の全国的な実施 状況に関するアンケート」)によれば、2012年現在、全国に約20の民間の面会交流支援 組織(ないしは個人)が存在する。

松江,横浜,新潟 の10都市に公益社団法人家庭問題情報センターの相談室が存在し,他に仙台,札幌について 広島, 14 2 0 1 3 年 9 月 現在,東京,大阪,名古屋,福岡,千葉,宇都宮,

は東京の相談室に相談可能とのことである。

16 司法統計年報(2002年, 2012年) 17 東京・大阪養育費等研究会「簡易迅速な養育費等の算定を目指して一養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案ー」(『判例タイムズ』1111号・2003年) 18 司法統計年報(2002年, 2012年)

参考 4

	\vdash	\vdash		\vdash	$^{\circ}$	$^{\circ}$	\sim	\sim	∞	∞	\vdash	\circ	$^{\circ}$	Ω	Ω	Ω												
											\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash												
	:	:		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:				*		12	17					
	:	:		:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			神	шĶ		7	7	神		神	_	_
	:	:	10(:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			・世	6		刑	护	碘		営業者	1	1
	:	:	要点	:	:	:	:	:	:	:	:	÷	:	:	:	:			币	計		趣	輝	占		鸿	大	大
	:	:	8	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			单	田		[新算定方式]	[現算定方式]	(給与所得者		<u>—</u>	滛	定
	:	:	蹈	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			(給与所得者)	華				窸	Ωmk		【新算定方式	【現算定方式
	:	:	河湯	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:			تڊ	婚姻費用算出の具体		<u>===</u>	<u></u>	1 m1	量	金	₩	Ħ)
	:	:	運	:	:	11111	:	:	:	:	:	3)	:	:	:	:			· 茶	婚		5	<i>γ</i> _π	刻	沂	删	<u>1</u>] ==1
	:	:	6	:	:	の改善	:	:	:	:	:	浜	:	:	:	:			6	•		S	S	H	4	6	交	型
	:	:	婚姻費用の算定過程の	:	:	6	:	:	:	:	:	(別紙	:	:	:	:			表	1/m		1	1	6	(給与所得者	丑	入比の平均値	入比の平均値
	:	:	曹	:	:	N	:	:	:	:	:		:	:	:	:			迅	参		Z,	Z,	式		黎	6	6
	:	:	季加	:	:	る問題と	:	:	:	:	:		Lmr/	:	J1117	:			近	0		\leq	X	\leq	新信	# #	ヺ	ヺ
		:	•	:	:	里	:	:	:				1111	:	女	###			±₩.	√□		念中	総	美巾	無	近4		X
	:	:	丰	:	:	ν ₀	:	_	:	:	:		almá Taga	:	73 ED,	整			七	郹		8	8	6	C.	3	基	華
	:	:	KIEL	:	:	W	:	表	:	:	:	会	8	:	24	6			大	*		K	K	點	丑	£	6	6
	:	:	る養育費	:	:	の抱え	:	新算定表)	:	:	:	*	6	:	\equiv	庚			迅	<u>ا</u>		基礎収入の総収入に占める割合	基礎収入の総収入に占める割合	公租公課の実収入比の平均値	実収入比の理論値	課税される所得金額比の理論値	職業費の実収	職業費の実収
	:	:	K)	:	:	0	:	严	:	:	111.7	шĶ	끸	:	6	<u>平</u>			肇	東用		是够	長子	炭		馬	業	業
	:	:	10	:	:	17	:	∰	:	:	#₩ Ltrt	1.7	<u></u>	:	拉	華			71	4		##	##	4	THE C		無	無
	:	:	新算定表におけ	:	:	「現算定方式」	:		:	:	新算定方式に基づく新算定表	新算定表による具体的な計算例	新算定表の利用上の留意事項	:	・婚姻費用の算定方法の更なる改善	婚姻費用の支払確保制度の整備.			・現算定表と新算定方式・新算定表の対比	新算定表を使用した場合の養育費		#	#	卅	公課の	公課の	卅	卅
	:	:	表	:	:	护	:	(新算定方式	:	:	新	$\widetilde{\mathbb{R}}$	**	:	ച	#X			定	定		5	5	5	$\langle \langle \rangle$	4	5	5
	:	:	定	:	:	뺄	:	定	:	:	~	岜	定	:	6	6		瞅	対	河	$\overline{}$	\vdash	\vdash	\vdash	公租	公租	\vdash	\vdash
	:	:	蓮	:	:	照		溥	愈	極	ζ.	連	蓮	:	田	E		菱	現	₩ •	奔	0	0	0	$\langle \langle$	$\langle \langle$	0	0
	:	:	₩ •	:	:		经额	**	型	K	再	₩·	₩ •	:	哲	哲		1	٠		斤	0	2	2	#	#	2	2
	ıΊm	:		:	-#	研究会提案の	至る経緯.		新算定方式の理念.	新算定方式の内容.	1			#	松	昏狐		新算定方式の概要	現算定方式	新算定方式	(給与所得者)	_	1		5年	5年	_	<u></u>
	言の趣旨	Ŋ	新算定方式	:	提言の理由	影	KH	提言の内容	#	#	#	新算定方式	新算定方式	後の取組	•	•		刑	刑	刑	绿	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash
	6	S	定	:	6	414		6	刊	护	护	护	护	6	育費	有		輝	輝	対		0	0	0	0	0	0	0
	1 11□	はじめに	海	:	1]11∐	究	1 11	1 11	红	其	其	輝	輝	滚	KIEL.	KIEL		犛	則	整	A	$\mathcal{C}_{\mathcal{I}}$	\mathcal{O}	\mathcal{O}	\mathcal{O}	\mathcal{O}	\mathcal{O}	\mathcal{O}
	型	Ħ	**	:	据	臣	型	撰	整	整	整	犛	犛	4	漸	兼	添付資料		01	\sim			01	ಣ		5	9	2
K	\vdash	Н	2		$^{\circ}$	\vdash	2	က	\vdash	2	ಣ	4	5	4	\vdash	2	1	別紙1	別紙2	別紙3		拟	表2		表4			
田※	無				無		• •	無		• •		4		無		• •	孫	別系	別系	別		別表	別表	別表	別表	別表	別表	別表
																	,	`	`	`		`		,	,	,	,	,

新しい簡易な算定方式・算定表に関する提言

養育費・婚姻費用の

2016年(平成28年)11月15日

日本弁護士連合会

第1 提言の趣旨

1 はじめに

特別経費の実収入比の平均値【現算定方式】

別表10 子どもの学習費調査統計表(幼児・児童・生徒1人当たり年間額)

2011~2015年 # 生活費指数【新算定方式】

別表 9

算定表1~39 養育費・婚姻費用の新しい簡易算定表

当連合会は、長年にわたり養育費・婚姻費用算定に関して蓄積された実務的研究並びに東京・大阪養育費等研究会が2003年4月に判例タイムズ第111号で発表した「簡易迅速な養育費の算定を目指して一養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案ー」(以下「研究会提案」という。)における「簡易

算定方式」(以下「現算定方式」という。)及びこれに基づく「簡易算定表」 (以下「現算定表」という。)を総合勘案して、より実情に即し、特に子どもの利益(福祉)に配慮した算定方式を探求した研究成果として、別紙1「新算定方式の概要」のとおり、養育費・婚姻費用の新しい簡易算定方式(以下「新算定方式」という。)及びこれに基づく1から39までの簡易算定表(以下「新算定方式」という。)を提言する。 2 新算定方式・新算定表における養育費・婚姻費用の算定過程の要点 新算定方式における算定過程の要点は、おおむね以下のとおりである。なお。 詳細は、第3で述べる。現算定方式・現算定表と新算定方式・新算定表の異同 については、別紙2で整理した。

(1) 給与所得者の基礎収入は総収入の約6~7割(別表1)

基礎収入は、総収入から「公租公課」や「経費」を控除した可処分所得であるが、新算定方式・新算定表においては、従来「特別経費」とされていた住居関係費等は、生活費として取り扱い、総収入から控除する前記「経費」には含めない。稼働する者の「経費」である職業費(交通費等)は、世帯の中の稼働する者の支出だけに限定し、稼働しない者が支出する交通費等を含めない。

結果として,新算定方式・新算定表における給与所得者の基礎収入は,総収入の約6~7割となる。

なお,現算定方式・現算定表における給与所得者の基礎収入は,約4割で ・マ

(2) 生活費を年齢と世帯人数に即してきめ細かに算定 (別表9)

養育費・婚姻費用は、義務者及び権利者の基礎収入を義務者と子ども(及び権利者)に配分して算出される。その配分のために指標として用いる生活費指数には、生活保護基準が利用される。その際、生活保護基準に基づき個人単位で支給される食費や被服費等は、そのまま義務者・権利者又は子どもに分配されたと取り扱うが、新算定方式・新算定表においては、世帯単位で支給される光熱費や住宅扶助等は、義務者・権利者も子どもも世帯の一員と

た,子どもの年齢区分は,新算定方式においては4区分とし,新算定表は利 て平等に取り扱い、頭割りで分配してそれぞれの生活費指数を求める。 便性を優先して3区分とする。

義務者又は権利者の単身世帯を基準とし、子どもを養 育する場合に付加される増加分のみが子どもに分配されると取り扱って生活 生活保護基準に基づき世帯単位で支給さ 費指数を算出し,子どもの年齢区分は,2区分である。 なお, 現算定方式・現算定表は, れるものについては、

提言の理由 第2

べき問題が少なからず含まれている(2012年3月15日付け「養育費・婚 当連合会が指摘しているとおり,改善す 以下「前意見書」 研究会提案の「現算定方式」の抱える問題とその改善 に対する意見書。 烟費用の簡易算定方式・簡易算定表」 研究会提案における現算定方式は,

以下,前意見書を踏まえ,現算定方式の抱える問題とその改善方法について, これまでの当連合会における検討結果を明らかにする。

(1) 基礎収入の算出における問題とその改善

白宮業 Ŕ 者の場合,総収入(いわゆる売上金額ではなく,課税される所得金額の実 これらの算出に 現算定方式において, 基礎収入は, 給与所得者の場合, 総収入(実額) 公租公課1,職業費2及び特別経費3を控除して算出される。また, 額)から,公租公課4及び特別経費5を控除して算出される。 おける問題とその改善方法は以下のとおりである。

公租公課:理論値・統計値参照又は実額

研究会提案は、公表から13年以上経過しており、2003年以後の 税制及び保険料率の改正等が反映されていない。そのため、公租公課に ついては、研究会提案同様に理論値を用いるのであれば、最新の税制及

所得税,住民税及び社会保険料について税法等による理論値を用いて算出される。

O

び保険料率を用いて標準化する必要がある。

また、家計調査年報による統計値を用いれば、職業費及び特別経費との 所得税算定における各種所得控除 関係で標準化方法の統一を図ることもできるので、統計値も参照される 統計値よりも現実に即し 人の変動と社会保険料の変動が連動しない場合などもあるからである。 や住宅借入金等特別控除など個別に考慮すべき事情があるほか、 もっとも, 税法等による理論値は, 一般に, というのも, た金額が算出できない。 ことが望ましい

与明細書、確定申告書等によって実額を認定して算定することが適切で ② 他方,収入認定のための資料である源泉徴収票や給与明細書により公 租公課の実額を認定できる事案についてまで,税法等による理論値又は 公租公課につ 源泉徴収票や給 いては, 職業費や特別経費と異なり, その範囲や資料の有無といった, 統計値をもって標準化する必要性は小さい(前意見書)。 実額で認定することによる不都合がほとんどないため、 **ある場合は少なくないと思われる(前意見書)**

職業費:有業人員数による適正化と統計資料の更新

- 世帯における有業人員のための支出額にとどめることなく、世帯のため 被服及び履き物以外の費目については の支出全額を職業費として算出しているため、職業費が過大に算出され 職業費のうち, ている (前意見書) 現算定方式は,
- そこで,被服及び履き物以外の費目についても,被服及び履き物と同 の際,研究会提案の公表から13年以上経過しているため,最新の家計 様に有業人員のための支出額にとどめて職業費を算出すべきである。 調査年報を用いる必要があるア
- 特別経費:総収入から控除することをしない(生活保持義務の理念に よる全面見直し) 1
- 本的で弾力性・伸縮性に乏しく、生活様式を相当変更しなければその額 を変更することができないとの理由で,総収入からこれらの費目を特別 住居関係費,保健医療及び保険掛金について, 現算定方式は,

က

階級別等の年ごとの家計調査結果である。本提言では,後記第3の2(1)ア,イのとおり,別表3 6 において,2011~2015年の家計調査年報(第3表「年間収入五分位・十分位階級別1世 **墹査年報による統計値を用いて算出される。家計調査年報は,総務省統計局による世帯単位・収入** 被服及び履き物,交通,通信,書籍・他の印刷物,諸維費,こづかい並びに交際費について家計 帯当たり 1 か月間の収入と支出 (総世帯のうち勤労者世帯)」) を利用した。 6 住居関係費, 保健医療及び保険掛金について家計調査年報による統計値を用いて算出される。

呂関係費とは、家計調査年報における家賃地代を含む「住居」の額に「土地家屋に関する借金返 済」の額を加えたものである(判例タイムズ1111月9294ページ)。 * 所得税及び住民税について税法等による理論値を用いて算出される。

現算定方式は,公租公課の総収入に占める割合(給与所得者)について,12~31%であると 具体的事案において,総収入に占める公租公課を算出することができず,この点が補 するが、職業費・特別経費と異なり、各収入階級における総収入に占める割合が具体的に示されて **充されない限り,基礎収入ひいては養育費・婚姻費用を算出することができない。** いないため、

⁷ 有業人員のための支出であっても,就労に必要な部分と私的部分を区別していない点で職業費は 家計調査年報という統計資料の性格上、この区別は困難で **あって,その改善方法は今後の検討課題である。** 過大に算出されているが(前意見書),

経費として控除する。しかし,家計調査年報による統計値を用い,住宅 関係費,保健医療及び保険掛金は、直ちに生活水準に影響するものであ るが、収入階級に応じて金額が増減するから。、これらを特別経費とし 計調査年報の統計値は世帯単位のものであるにもかかわらず、特別経費 ローンや保険掛金等の有無や程度を考慮することなく、総収入に占める 割合を算出して平均化することは,個別具体的で弾力性・伸縮性に乏し いがゆえに控除されるという特別経費の意義と相反する。また,住居 て総収入からあらかじめ控除することは,権利者・義務者の住居関係費 等の生活水準の格差を固定化することになる(前意見書)。加えて,家 の算出過程で子どもとの同居やその人数を考慮していないため、子ども のための住居関係費、保健医療及び保険掛金については、養育者にのみ 負担させる構造となっている (前意見書)

夫婦・親子間における生活保持義務の理念からは、可能な限り生活水準 は総収入から特別経費として控除すべきではなく、基礎収入に含めたま これらの費目について ま、それぞれの生活費指数で配分される養育費・婚姻費用の中から賄う 上記の問題に加え、住居関係費、保健医療及び保険掛金についても、 を同程度にすべきであることなどを踏まえると, のが相当である(前意見書)

情として考慮すべき場合があることは後記第3の5(2)のとおりである。 なお、過大な住宅ローンの負担や障がい者のための特別な支出、私立 個別具体的な必要性に応じて, 特別事 学校に通う子どもの教育費など,

生活費の指数化:生活保護基準利用の適正化と年齢区分の精密化 (2)

子どもの生活費指数

現算定方式は、生活保護基準を部分的に利用して、親1人世帯の生活費 を算出し, これに子ども 1 人が加わる場合に増加する生活費をもって子ど も1人の生活費と考え,教育費として文部科学省「子どもの学習費調査」 による公立中学校又は公立高等学校における学校教育費を考慮し、 の生活費を100とした場合の子どもの生活費(教育費を含む。) ~14歳の場合は55,15~19歳の場合は90と指数化した。 生活保護基準のうちの生活扶助居宅第2類は、光熱費な ど世帯ごとに要する生活費であって、世帯のスケールメリットを考慮して しかしながら,

かえって、現算定表の下に13年以上にわたって標準化されてきたことは、個別具体性が小さく

研究会提案添付の資料2「平成10~14年 特別経費実収入費の平均値」参照 あるいは弾力性・伸縮性が乏しくないと認識されてきたともいえる

ないから(民法第766条第1項),生活保護基準のうち,個人単位では 定められているから, 子ども1人が加わってもその増加額は少額にとどま り,必然的に子どもの生活費が過小に算出される(前意見書)。養育費を て考慮されなければなら 世帯員数で除した金額を用い て子ども1人当たりの生活費を算出することがより適切である"。。 子どもの利益が最も優先し なく世帯単位で算出されるものについては, 定めるに当たっては,

子どもの年齢区分

区分とする点で生活実態とかけ離れているので(前意見書),生活費指数 子どもを年齢で2区分とする現算定方式は、乳幼児や小中学生を同一の の標準化は、生活保護基準及び学校区分に応じてきめ細かく行うべきであ

生活費指数の標準化

T

数等に応じて事案ごとに具体的に算出される最低生活費(学校教育費を含 む。)をもって生活費指数とすることも可能であるから、これらの生活費 費指数の標準化がされるべきである。もっとも、当事者の居住地や世帯員 とに算出される最低生活費をそのまま生活費指数として用いてもよいと思 簡易迅速な算定と予測可能性を確保するため,現算定方式に準じた生活 指数が標準化された生活費指数から大きく乖離している場合には、 われる。

分担額の算定:基礎収入による配分と残された課題 (3)

養育費分担額の算定方法

現算定方式は,義務者の基礎収入を,生活費指数を用いて義務者分と子 ども分に按分した後、子ども分を権利者及び義務者のそれぞれの基礎収入 で按分し,義務者の分担額すなわち養育費を算出する。

入380万円を, 義務者の生活費指数100と子どもの生活費指数90で 按分すると, 子ども分は180万円と算出されるが(①), 現算定方式は、 ここで,基礎収入が380万円である義務者と基礎収入が190万円で 15歳の子ども1人を養育する権利者の例を考えてみる。義務者の基礎収 これを義務者の基礎収入380万円と権利者の基礎収入190万円で按分 義務者の分担額すなわち養育費を120万円と算出する(②)

関連し、世帯における1人当たりの可処分所得を算出する最も簡単な方法としては、世帯の可処分 所得を世帯員数で除することであると説明している(厚生労働省HP掲載「国民生活基礎調査(貧 厚生労働省は,国民生活基礎調査(貧困率)において,相対的貧困率の調査に用いる等価可処 分所得について,世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で除して算出しているが,この算定方法に

90を大きく下回る69にとどまる(⑥)。また,権利者の世帯において, 場合,権利者の分担額は60万円と算出される(③)。他方,権利者の基 上記②の養育費に加え、上記④の子ども分90万円を子どもの生活費に充 遊収入190万円を,権利者の生活費指数100と子どもの生活費指数9 手元に残る基礎収入は260万円となる(⑤)。この義務者の手元に残る 基礎収入260万円を100とすると,上記①の子ども分180万円は, 務者の基礎収入380万円から上記②の養育費120万円を控除すると, 子ども分は90万円と算出される(④)。その結果, てた場合の合計 $2\,1\,0\,万$ 円($ar{Q}$)でも $8\,1$ にとどまる($ar{8}$) $^{11}_{\circ}$

養育費が支払われても子どもの 生活水準が義務者の生活水準を下回り,生活保持義務の理念が徹底されて したがって, この算定方法による場合, いないことに留意すべきである。

婚姻費用分担額の算定方法

現算定方式における婚姻費用分担の算定方法は,義務者及び権利者の基

計算式

義務者の基礎収入を義務者と子どもに振り分けた場合の子ども分 =義務者の基礎収入380万円× {子どもの生活指数90÷ (義務者の生活費指数100+子ど もの生活費指数90)

=180万

=①180万円×{義務者の基礎収入380万円÷(義務者の基礎収入380万円+権利者の基 ② 養育費 (義務者の分担額) 磁収入190万円)

=120万円

③ 義務者の基礎収入から振り分けられる子ども分のうち権利者の分担額

=①180万円-②120万円

=60万円

④ 権利者の基礎収入を権利者と子どもに振り分けた場合の子ども分 =権利者の基礎収入190万円× {子どもの生活費指数90÷ (権利者の生活費指数100+子 どもの生活費指数90)

=90万円

⑤ 養育費分担後の義務者の生活費

=義務者の基礎収入380万円-②120万円

= 260万円

⑥ 養育費分担後の義務者の生活費に対する義務者の基礎収入から振り分けられる子ども分の割合 =◎180万円÷◎260万円

%69≒

② 養育費と権利者の基礎収入から振り分けられる子ども分との合計 = @120万円+ @90万円

③ 養育費分担後の義務者の生活費に対する養育費と権利者の基礎収入から振り分けられる子ども

分との合計の割合

=⑦210万円÷⑤260万円

礎収入を合算し,これを生活費指数で義務者分と権利者世帯分とに按分「 た後、その権利者世帯分から権利者の基礎収入を控除して算出するが、 れについては,特段の問題はないと思われる。

提言に至る経緯

ために,事案によっては養育費等が義務者の生活水準と比較して著しく低く算 **さされて、別居世帯やひとり親家庭の貧困の固定につながる一因となっている** 研究会提案が実務に定着し、養育費・婚姻費用の簡易迅速な算定がされるよ 刃の意図は別としても硬直的に運用されてきた。その結果, 1で述べた問題の との指摘もされ、殊に、権利者が女性である場合には女性労働者の賃金の低さ ていく過程で詳細な検証がなく、時代の変化への対応も検討されないまま、 うになったことは評価されるべきである。しかし、その利便性ゆえか、 とも相まって,深刻な社会問題となっている12。 前意見書を2012年3月に公表し、現算定方式の抱える問題 を指摘するとともに、その一部については対策を提言したものの、現算定方式 こ代わる新たな算定方式については、研究・公表に向けた取組を提言するにと どまったため、依然として、実務においては、養育費・婚姻費用の算定は、 算定方式・現算定表がそのまま用いられている。 当連合会は,

弁護士会から研修依頼が相次ぎ、講師を派遣して研究会提案の抱える問題点の 前意見書は,公表後の2012年10月に全国の高等裁判所及び家庭裁判所 複数の 本庁に送付した。また、全国の弁護士会に前意見書を送付したところ、 理解とその改善案を講演し, 会員からの有益な示唆を受けた。

状況と新算定方式の基となる提案が、2013年3月に「自由と正義」に特集 当連合会は, 「養育費・婚姻費用の算定を見直すー簡易算定方式の その座談会の 問題点と新たな算定方式の提言」とのテーマで座談会を実施し、 として掲載された。 なのに、

会から寄せられた意見や他の実務関係者の意見も広く検討し,その成果として, 養育費・婚姻費用の算定につ いて従来の家庭裁判所実務や先行研究を踏まえて更なる研究を重ね,各弁護士 **現算定方式・現算定表を改良した新算定方式・新算定表を提言するものである。** このような経緯と現算定方式・現算定表に代わる新たな算定方式・算定表の 当連合会は, 具体的な提言が強く期待される中,

提言の内容(新算定方式・新算定表) 無3

=210万円

前意見書2ページ参照

¹²

1 新算定方式の理念

新算定方式は、現算定方式と同様に、生活保持義務の理念に基づき、かつ、 簡易迅速性・予測可能性を重視しているが、第2の1における問題とその改善 方法を取り入れて、生活保持義務の理念をより徹底し、子どもの利益を最優先 して考慮した結果、基礎収入の算定がより実態に則し、また、子どもの年齢区 分がよりきめ細かになっている。しかも、その算定に要する時間に影響を与え るものではなく、調停や審判等における利用のほか、協議においても算定に有 用であると考える。

新算定方式の内容

新算定方式による養育費・婚姻費用の算出は以下のとおりである。なお、概要を別紙1で、現算定方式・現算定表との異同を別紙2で整理した。もっとも、新算定方式による算定結果は、生活保持義務の理念を徹底し、子どもの利益を最優先に考慮した抽象的なものであって、個別的な事情のほとんどは考慮されていないため、義務者、権利者及び子どもの生活実態・事情を考慮し、必要に応じて養育費・婚姻費用を柔軟に定めることが望ましい。例えば、具体的には、賞与を考慮した月別の傾斜配分や子どもの年齢区分に応じた段階的取決めなども考えられる。

(1) 給与所得者の基礎収入の算出

給与所得者の基礎収入は,総収入から公租公課と職業費を控除し算出する。

7 公租公課

公租公課は、源泉徴収票や給与明細書、確定申告書等によって実額を認定して算定することが容易である上、その取扱いを巡る特段の支障もなく実額を用いることも適切であるといえる。

もっとも、年収から直ちに基礎収入を簡易迅速に算出する必要があるような場合には、2015年の年収に基づく理論値"が記載された別表4を用いて、総収入が属する収入階級における公租公課の割合(17.08%

3 所得税については、国稅庁の「所得稅及び復興特別所得稅の確定申告の手引き」に基づき、社会保険料及び基礎控除以外の所得控除はないものと仮定し、復興特別所得稅も含めて算出した。住民稅については、東京都特別区に住所を有すると仮定し、復興特別所得稅も含めて算出した。住一定参照。)、社会保険料及び基礎控除以外の所得控除並びに稅額控除はないものと仮定し、均等割額も含めて算出した。社会保険料及び基礎控除以外の所得控除並びに稅額控除はないものと仮定し、均等分における2015年度(平成27年度)東京都の保険料率。97%及び1.58%を採用した。厚生母金保険料については、2015年度(平成27年)9月以降の料率17.82%を採用した、傳應保険料、介護保険料及び厚生年金保険料の各負担額は、年収を12等分した金額を標準解析と位定し、全国健康保険給会刊P掲載「平成27年9月分(10月納付分)からの健康保険・厚生年金保険料率については、2年分保施料額表」参照。)。雇用保険料率については、2015年度(平成27年度)の6.5%(労働者負担)と依定した。

~34.31%)に総収入を乗じて算出してもよいと思われる。この場合,実態に則したものとして,2011~2015年の家計調査年報 (第3表「年間収入五分位・十分位階級別1世帯当たり1か月間の収入と支出 (総世帯のうち勤労者世帯)」を利用した。以下同様。)に基づく統計値¹⁴を記載した別表3を併せて参照し,勘案することが望ましい。

概將須

職業費は、2011~2015年の家計調査年報に基づいて作成した別表6(全費目について,世帯支出額を世帯人員で除して有業人員を乗じ,有業人員のための支出額を算出した。)を用いて,総収入が属する収入階級における職業費の割合(9.11%~15.29%。おおむね高額所得者ほど割合が小さい。)に総収入を乗じて算出する15。

特別経費

住居関係費,保健医療及び保険掛金について,特別経費として一般的に控除することはしない。これらの費目は,基礎収入の中から後記(3)の生活費指数に応じた配分後の生活費に含まれる。

基礎収入の総収入における割合

新算定方式における給与所得者の基礎収入は,公租公課について理論値を採用し,統計値を考慮しない場合,59.86%~67.51% (別表

1)となり、おおむね高額所得者ほど割合が小さい。 自営業者の基礎収入の算出

 もっとも, 課税される所得金額から直ちに基礎収入を簡易迅速に算出する必要があるような場合には, 2015年の年収に基づく理論値が記載された別表5を用いて, 課税される所得金額に近似する収入における公租公課の割合(15.73%~36.62%)に課税される所得金額を乗じ,これを課税される所得金額を発じ,これを課税される所得金額から控除して算出すればよい"。

 ∞

n 総収入が属する収入階級における公租公開の割合は11.56%~21.34%である。高額所得者ほど割合が大きぃ。

¹⁵ 厚生労働省2007年11月30日付け「生活扶助基準に関する検討会報告書」では、2004年全国消費実施調査特別集計が用いられ、単身世帯及び夫婦子1人世帯のいずれたついても、勤労収入が月額30万円程度までの世帯について、「就労に関連する経費(中略)の実態をみると、収入の1割程度となっている」と指摘されている(10ページ)。

(3) 生活費指数の算出

生活扶助だけでなく住宅扶助(上限)も加算する。 助居宅第1類(飲食物費や被服費など個人単位で消費する費用に相当)及び 生活扶助居宅第2類(光熱費や家具什器購入費など世帯全体として消費する 費用に相当)を利用するが、前述のとおり、住居費を特別経費として控除せ 及び住宅扶助については,子どもを含めた世帯員数で頭割りして各世帯員の ただし,世帯単位で算定される居宅第2類",期末一時扶助(年1回支給) 現算定方式と同様に生活保護基準のうち, 生活費指数については, ず基礎収入に含めるため、 金額を算出する

も、公立の学校教育費(平均)を組み入れることとした。公立幼稚園、公立 小学校, 公立中学校及び公立高等学校の学校教育費(平均)は, 別表10の また,子どもの学校教育費18も現算定方式同様に考慮するが,子どもの利 益を最優先するため、生活保護基準における最低生活費の生活水準であって とおりである。

簡易迅速な算定と予測可能性を目指したので,居住地を2016年4月現在 の東京都特別区(1級地-1)と仮定して生活費指数を標準化した(逓減の 6~11歳(小学生), 12~14歳(中学生), 15~19歳(高校生 等)の4区分とした(別表9)。ただし、世帯員数によって1人当たりの居 宅第2類や住宅扶助等の金額が異なるため、義務者の生活費指数を100と っても異なり,権利者の生活費指数も世帯員数によって異なる(別紙2参 新算定方式は,現算定方式と同様に,生活費指数を標準化し,養育費等の した場合の子どもの生活費指数は、子どもの年齢だけでなく、世帯員数によ 調整はしない。)。 子どもの生活費指数については, 0~5歳(未就学児)

住地や世帯員数に応じて算定される金額をもって、そのまま生活費指数とす 生活費指数については、生活保護基準及び学校教育費(平均)を用い、居 標準化された生活費指数(別表9)との乖離がある場 合には、具体的に計算された最低生活費及び学校教育費(平均)をそのまま 生活費指数とすることが適切であろう。 ることも可能である。

(4) 養育費の算出

義務者の基礎収入について,同程度の生活水準となるよ うに子どもに振り分け、その子ども分を義務者の基礎収入と権利者の基礎収 現算定方式同樣,

17 11月~翌年3月に支給される冬季加算額を含む。

18 学校外活動費は含まれない。

10

入で按分した義務者分をもって養育費とする。

もの生活水準が義務者の生活水準に達しない場合があることに留意する必要 もっとも,前記第2の1(3)のとおり,この養育費が支払われても, がある。

(5) 婚姻費用の算出

基礎収入と権利者の基礎収入を合算し、これを権利者世帯の生活費指数と義 まず, 義務者の 務者の生活費指数とで按分して権利者世帯の生活費を算出し、次に、 世帯の生活費から権利者の基礎収入を控除して婚姻費用を算出する。 具体的には, 婚姻費用は、現算定方式と同様に算定する。

新算定方式に基づく新算定表

表1から39までを作成した。具体的には、広く活用されている現算定表の形 式を可能な限り踏襲し、以下のとおり作成した。ただし、公租公課は理論値 簡易迅速な算定と予測可能性を確保するため、新算定方式に基づき、新算定 (別表4及び別表5参照)を用い,生活費指数は標準化した別表9を用いた。

(1) 現算定表の考え方

現算定方式に基づいて算出される養育費・婚姻費用について, 1~2万円の 現算定表は,横軸を権利者の総収入とし,縦軸を義務者の総収入とし』, 幅で整理したものである。子どもの人数(0~3人)と年齢(0~14歳。 15~19歳) に応じ, 全19表から構成される。

便宜上のものとみら 現算定表における1~2万円の幅での整理は, れる (前意見書) なお,

(2) 新算定表の考え方

縦軸・横軸

の総収入とする20。自営業者についても、現算定表同様、給与所得者の2 5万円ごとの総収入の目盛りに対応する課税される所得金額を縦軸・横軸 新算定表は、現算定表同様、横軸を権利者の総収入とし、縦軸を義務者 に記載した。

子どもの人数と生活費指数

0~3人とし21,0~5歳 子どもの人数については, 現算定表同様,

給与所得者の年収については, 横軸は 0~1000万円の範囲で25万円刻み、縦軸は0~2000万円の範囲で25万円刻みとなって 19 横軸,縦軸共に給与所得者と自営業者に分けて表示され,

[「]第14回出生動向基本調査・結婚と出産に関する全国調査・夫婦調査の結果概要」 4ページ 30 横軸,縦軸の表示の仕方に関しては,前注 1 9に同じ。 21 結婚特態期間 1 5 $^{-1}$ 9年の夫婦における出生子ども数は 1 8人以下が 1 7. 1 8%を占める

¹¹

(未就学児), $6\sim14$ 歳 (小中学生)及び $15\sim19$ 歳 (高校生等)の3つに区分して全39表とした 22 。3区分とする場合の生活費指数については, 新算定方式における4区分の生活費指数を加重平均して算出した。

, 現算定表(統計資料更新版)を併記

新算定表においては, 現算定方式による統計資料を更新した算定結果に ついても, 段階的な色の塗り分けによって表現している(以下「現算定表 (統計資料更新版)」という。)。 現算定方式が定着している現在においては、現算定方式による算定結果が参考となる場合や、住居関係費、保健医療及び保険掛金といった特別経費について実収入に応じた割合として控除することなどが適切な場合もあると思われる。ただし、研究会提案から13年以上経過していて、現算定表の金額をそのまま参照すべきではないので、公租公課については理論値(別表4参照)を用いて算出し、職業費については別表73を用いて算出し、特別経費については別表8(別表7と同様の方法により作成)を用いて算出した。別表2は、別表4,7及び8に基づいて現算定方式における基礎収入の割合を整理したものである。

(3) 新算定表の利用方法

新算定表の読み方

新算定表においては、給与所得者の場合、現算定表同様、子どもの人数及び年齢に応じた表(算定表1から39まで)を用い、それぞれの総収入に近接する目盛りが交差するマスを参照する。同様に、自営業者の場合、それぞれの課税される所得金額に近接する目盛りが交差するマスを参照す

表のマスに記載された金額が、新算定方式に基づく金額であり、当該マスと同色に塗り分けられたマスを右上にたどっていき、表の枠外に記載された金額が、現算定表(統計資料更新版)に基づく金額である。

個別事情への対応

新算定表は,生活保持義務の理念を重視し,子どもの利益を最優先に考 意した抽象的なものであって,個別的な事情はほとんど考慮していない。

慮した抽象的なものであって,個別的な事情はほとんど考慮していない。

国立社会保障・人口問題研究所 2010年)。 22 子どもの年齢を、学校の種別(未就学児,小学生,中学生,高校生等)または生活保護基準の生活扶助居宅第1類に応じて4区分(0~2歳,3~5歳,6~11歳,12~19歳)としても全69表となり、利便性が低い。

20 2011~2015年の家計調査年報に基づき現算定方式と同様に作成したが、家計調査年報における収入階級の区分が変更されて十分位で整理されているので,階級ごとに5年分の平均値を算品によって、

しかし, 現算定表においては1~2万円の幅で柔軟な対応がされてきたこともあり, 新算定表を利用する場合もまた, 義務者, 権利者及び子どもの生活実態・事情を考慮し, 柔軟に定めることが望ましい。

現算定表から新算定表への移行

特別事情があればその点を考慮することが前提ではあるが、今後は、新 算定表に基づく養育費・婚姻費用を目安として協議することが相当である。 もっとも、現算定表は、前述の問題が含まれるために養育費・婚姻費用を 低額に算定するとはいえ、実務において一つの指標として機能してきたの であるから、新算定表の利用方法としては、当面は、現算定表(統計資料 更新版)に基づく養育費・婚姻費用の支払が暫定的にされた上で、新算定 表に基づく養育費・婚姻費用の支払が暫定的にされた上で、新算定

新算定方式・新算定表による具体的な計算例(別紙3)

父 (義務者) は年収400万円で, 母 (権利者) は年収175万円で15歳の子どもと同居という事例について, 新算定方式・新算定表による養育費・婚姻費用を, 別紙3のとおり算定し, 併せて現算定表による算定も掲げた²⁹。 新算定方式・新算定表に基づく養育費等分担後の父 (義務者)の生活費に対する母 (権利者)・子どもの生活費の割合は, 生活費指数に基づく割合に近づいて

5 新算定方式・新算定表の利用上の留意事項

いて,生活水準の格差が改善されたといえる。

(1) 現算定方式・現算定表による算定方法との違い

ア 基礎収入の算定方法

新算定方式・新算定表における基礎収入には、現算定方式・現算定表と異なり、住居関係費や保健医療、保険排金が含まれているので、養育費・婚姻費用の分担を通じてこれら住居関係費等の調整もされる結果、総じて、算定結果が現算定方式・現算定表より高額となる。このような算定方法は、住居関係費等についても可能な限り、生活保持義務の理念を果たそうとするものである。。

権利者の収入が義務者の収入より高い場合

13

²¹ 前記第2の1(3)ア, イのとおり, 新算定方式、現算定方式とも算定方法自体は同じであるが, 基礎収入及び生活費指数の捉え方の違いが算定結果に現れている。 ²² ただし, 収入によって格差のある住居関係費等について, 統計値による金額を特別経費として そのま主総収入から控除し, あるいは, 子どものための住居関係費等を権利者に全て負担させても 差し支えない特段の事情がある場合には, 現算定表(統計資料更新版)による算定額が参考となる。

上での生活費である。 ろう。 27 東京都特別区に居住する給与所得者の場合,年収200万円程度が生活保護を受給しうるか否

新算定方式・新算定表における特別事情等の取扱い (2)

現算定方式のような権利者の収入を義務者の収入と同一視する修正は行わ

いるため、権利者の収入が義務者の収入よりも高額である場合について、

新算定方式においては,生活保持義務の理念を徹底した算定を目指して

個別の検討及び修正を要する事情

新算定方式・新算定表は,現算定方式・現算定表の考え方を基本的に踏 襲しているので,現算定方式において個別に検討,修正されてきた,収入 不明の場合,稼働能力や稼働機会がない場合又は年金収入の場合などの収 **入認定上の諸問題並びに過大な住宅ローンの負担がある,子どもが保育園** 参正をする や私立学校に通うなどの特別事情については、同様に、検討、 こととなるが

基礎収入が最低生活費を下回る義務者・権利者の場合

活用すべき資産 ついて分担能力がないとする考え方が、生活保持義務との関係で矛盾を孕 的及び趣旨と相容れない (大阪家庭裁判所昭和57年5月29日審判・家 いても個別に検討,修正する必要があり,現実の生活費が最低生活費を下 回る場合や,審判をもって養育費・婚姻費用の支払を強いられる結果,義 現算定方式においては,最低生活費を下回る基礎収入しかない義務者に や能力,機会などを有さない義務者について,最低生活費を下回る生活費 での生活を強いることは,憲法第25条第1項に由来する生活保護法の目 **庭裁判月報第35巻第10号85頁所収及び太田豊「扶養関係事件におけ** る生活費の合理的算定について (下)」判例タイムズ第251号49頁参 いの点にし の有する資産等を考慮の上,負担の是非が慎重に検討されなければならな 務者世帯の現実の生活費が最低生活費を下回ってしまう場合には、 照)。生活保護実務上も,生活保持義務に基づく扶養の程度は, そのため, んでいたとされる。しかし, 現行生活保護制度の下では, 務者の最低生活費を超過する部分」とされている。

生活している場合において, 居住の利益を享受していることを考慮しても, 住宅ローン返済額控除後の義務者の可処分所得 (生活水準) が, 住居費控除後の権利者又は子どもの可処分所得 (生活水準)と比較して著しく低く, その住宅ローンの負担経緯等に照らして, 新算定方式で得られた結果 を修正しなければ、義務者にとって、養育費・婚姻費用の支払が一方的に酷な負担となる場合であ 過大な住宅ローンの負担がある場合とは、例えば、義務者が自ら住宅ローンを負担する住居で

かの目安である

14

ない限り、新算定表の基準を超えてさらに負担を求めることも是認しうる 最低生活費に満たないにもかかわらず,義務者の生活費2が最低生活費を の趣旨をも考慮すれば、義務者世帯の現実の生活費が最低生活費を下回ら **也方,養育費・婚姻費用が支払われても子ども・権利者世帯の生活費が** そのため, この点についても個別に検討, (生活保護法第4条第2項, 私的扶養優先の原則 場合がある (前意見書) 29。 正する必要がある 上回る場合,

今後の取組 第4

養育費・婚姻費用の算定方法の更なる改善

計調査年報という統計資料を用いることによる限界30や生活費指数 (とりわ 養育費等算定過程における権利 検討すべき課題は少なくない。養育費等に関わる実務 関係者は、新算定方式・新算定表を検証し、研究を重ねて養育費・婚姻費用 者と義務者の分担の適正化、私的扶養と公的扶助との関係(生活保護法第4 条第2項, 第77条, 憲法第25条第1項), ソフトウェアの提供等のより 新算定方式・新算定表によって全ての問題が解消されるわけではなく, の算定の改善に引き続き取り組むべきである。 け教育費)のより適切な算定(考慮)方法, 簡便な算定方法など,

養育費・婚姻費用の支払確保制度の整備

の80%以上の子どもが養育費の支払いを受けていないという現実が示され 現行法下では,養育費・婚姻費用についての強制執行には限界があ とを考慮すれば、義務者の収入・資産等を調査するための制度導入や養育費 等の取立・立替払制度の創設など、実効性のある養育費等の支払確保に向け では母子申帯 り、養育費等が日常生活、特に子どもの生育にとって不可欠なものである。 全国母子世帯等調査結果報告」 た取組も併行して進めるべき課題である 厚生労働省「平成23年度 ている。

以

正確には、養育費・婚姻費用の負担だけでなく、生活保護制度における勤労控除等も考慮した

[»] 扶養義務者による扶養がされる場合に考慮されるべきであるという趣旨であって,生活保護受給 に先立って扶養が検討されるべきであるという趣旨ではない。

例えば、職業費と私的支出との区別が困難である。

別紙1 新算定方式の概要

基礎収入の算定

(1)給与所得者 基礎収入=総収入-公租公課(所得稅,住民稅及び社会保險料)【実額又 は別表4】-職業費【別表6】

*理論値 (別表4) を用いる場合,統計値 (別表3) も参照する。

(2)

生活費指数

S

原則として、世帯員数と子どもの年齢に応じ、標準化された生活費指数(別表

9) を用いる31。

3 養育費の算定

(1) 義務者の基礎収入から振り分けられる子ども分の生活費

=義務者の基礎収入× {子どもの生活費指数÷ (義務者の生活費指数+子どもの生活費指数)}

(2) 養育費

=義務者の基礎収入から振り分けられる子ども分の生活費× {義務者の基礎

収入÷ (義務者の基礎収入+権利者の基礎収入)

婚姻費用の算定

4

(1) 権利者世帯の生活費

= (義務者の基礎収入+権利者の基礎収入) × {権利者世帯の生活費指数÷

(義務者の生活費指数+権利者世帯の生活費指数)}

(2) 婚姻費用

=権利者世帯の生活費-権利者の基礎収入

16

別紙2 現算定方式・現算定表と新算定方式・新算定表の対比(給与所得者)

新算定方式・新算定表	実額又は税法等による理論値	(家計調査年報による統計値も	考慮)	理論値は総収入の17.08~	34.31%	家計調査年報による統計値(全	費目について有業人員分)	総収入の15.29~9.1	1 %		控除しない	(住居関係費,保健医療及び保	険掛金は基礎収入に含まれる)		総収入一(公租公課+職業費)	総収入の67.51~59.8	% 9	100	100 (単身世帯の場合)	69 (子ども1人世帯の場合)	57 (子ども2人世帯の場合)	47 (子ども3人世帯の場合)	41 (子ども4人世帯の場合)	66 (子ども1人世帯の場合)	54 (子ども2人世帯の場合)	45 (子ども3人世帯の場合)	39 (子ども4人世帯の場合)	69 (子ども1人世帯の場合)	57 (子ども2人世帯の場合)	48 (子ども3人世帯の場合)
現算定方式・現算定表	税法等による理論値	総収入の12~31%				家計調査年報による統計	値(被服及び履き物につ	いてのみ有業人員分)	総収入の21.71~1	8.69%	家計調査年報による統計	値	総収入の25.93~1	6.40%	総収入一(公租公課+職	業費+特別経費)	総収入の42~34%				100				L9				5 2	
考え方	公租公課	= 所得税+住民税+社会	保険料			職業費	t =被服及び履き物+交通		物+諸雑費+こづかい+	章 交際費	E 特別経費	=住居関係費+保健医療	十保険掛金		基礎収入			親 (義務者)	親(権利者)				1114	夏 子ども (0~5歳)	□ X			子ども (6~11歳)		
							#	報日	₹ ≺(5陣	IJ 川												刊洋	石4枚7	に数					
												養	百貴	- 撃	烟費	用の	沙村	\ \ 	東											
													步起	\ \ \	ં . ≨	异定士	変に:	共浬												

³¹ 居住地における最低生活費が標準化された生活費指数(別表9)から乖離しているような場合には、生活保護基準及び子どもの学習費(別表10)を用いて具体的に算出される最低生活費(学校教育費を含む。)をもって生活費指数とすることも考えられる。

19

18

それぞれの総収入25万円ご とに養育費・婚姻費用を算出 =義務者の基礎収入× (子どもの生活費指数÷義務者と子ど =義務者の基礎収入から振り分けられる子ども分の生活費× =義務者と権利者の基礎収入合計× (権利者世帯の生活費指 子どもは3区分(0~5歳, 42 (子ども4人世帯の場合) 77 (子ども1人世帯の場合) 65 (子ども2人世帯の場合) 55 (子ども3人世帯の場合) 49 (子ども4人世帯の場合) 83 (子ども1人世帯の場合) 71 (子ども2人世帯の場合) 62 (子ども3人世帯の場合) 56 (子ども4人世帯の場合) 義務者の基礎収入から振り分けられる子ども分の生活費 6~14歳,15~19歳) (義務者の基礎収入÷義務者と権利者の基礎収入合計) 数合計÷義務者と権利者世帯の生活費指数合計) した金額を記載 =権利者世帯の生活費 - 権利者の基礎収入 それぞれの総収入25万円 ごとに養育費・婚姻費用を 算出し, 1~2万円の幅で 子どもは2区分(0~1~4権利者世帯の生活費 もの生活費指数合計) 歳, 15~19歳 0 6 5 婚姻費用 養育費 義務者の基礎収入を義務 生活費を義務者と権利者 入合計を義務者と権利者 義務者の基礎収入から振 り分けられる子ども分の 義務者と権利者の基礎収 権利者世帯の生活費から 権利者の基礎収入を控除 子ども (15~19歳) 子ども(12~14歳) 者と子どもに按分 世帯に按分 算定表 で分担 養育費の算定 婚姻費用の算定

別紙3 新算定方式・新算定表を使用した場合の養育費・婚姻費用算出の具体例 (給与所得者)

父 (義務者):年収400万円

母(権利者):年収175万円,子ども15歳と同居

養育費

(1) 新算定表

(算定表3) 7万円 (月額)

(2) 新算定方式

① 父の基礎収入

=総収入400万×基礎収入の割合67.16%³²(別表1)

② 母の基礎収入

20%33(別表1) =総収入175万円×基礎収入の割合65.

=11451000

③ 父の基礎収入から振り分けられる子ども分の生活費

= 父の基礎収入268万6400円(①)× {子どもの生活費指数83÷ (父の生活費指数100+子どもの生活費指数83)} (別表9)

⇒10万1535円 (月額)

④ 養育費

=子ども分の生活費10万1535円(③)×(父の基礎収入268万64 00円(①)÷(父の基礎収入268万6400円(①)+母の基礎収入 114万1000円(②))

⇒7万1266円(月額)

⑤ 養育費分担後の父の生活費と父の基礎収入から振り分けられる子ども分の

(3) 養育費分担後の父の生活費

(4) 一養育費7万1266円 =父の基礎収入268万6400円(①)

 $\times \frac{1}{2}$

34 ⇒15万2601円 (月額)

公租公課について統計値を参照していない。統計値を参照すれば,父の基礎収入は最大で32万

³⁴ ただし、生活保護基準に基づく最低生活費を下回る場合、養育費を減額して最低生活費は確保さ 9125 円増額する

父の基礎収入から振り分けられる子ども分の生活費10万1535円

066. (a) ≒養育費分担後の父の生活費

現算定表 (統計資料更新版) 3

5万円 (月額) (算定表3)

(4) 現算定表

4万円 (月額) (表2) [2~4万円と4~6万円の境界付近]

① 養育費分担後の父の生活費

=父の基礎収入+父の特別経費-養育費

=父の総収入400万円×38%35+父の特別経費91万7600円

究会提案資料2)一養育費48万円

=152 7 +91 7600 0 -48 7

⇒16万3133円 (月額)

② 父の基礎収入から振り分けられる子ども分の生活費

=養育費÷ (父の基礎収入÷ (父の基礎収入+母の基礎収入)

=48万円÷ (152万円÷ (152万円+175万円×39%))

=48万円÷ {152万円÷ (152万円+68万2500円)}

⇒5万7961円 (月額)

・養育費分担後の父の生活費(□)の35.53%

2 婚姻費用

(1) 新算定表

10万円 (月額) (算定表23)

(2) 新算定方式

① 父の基礎収入

=268万6400円 (養育費の場合に同じ)

母の基礎収入 (3) =114万1000円 (養育費の場合に同じ)

③ 権利者世帯の生活費

れなければならない。

5 松本哲泓「婚姻費用分担事件の審理ー手続と裁判例の検討」家庭裁判月報第62巻第11号5

* 前注35に同じ。

20

= (父の基礎収入268万6400円 (①) +母の基礎収入114万100 0円(②)) × {(母の生活費指数69+子どもの生活費指数83)÷(父 の生活費指数100+母の生活費指数69+子どもの生活費指数83)}

⇒230万8590円 (年額)

④ 婚姻費用

=権利者世帯の生活費230万8590円(③) 一母の基礎収入114万1

=9万7299円 (月額) 000円(②)

⑤ 婚姻費用分担後の父及び母子の生活費

③ 婚姻費用分担後の父の生活費

=父の基礎収入268万6400円(①) -婚姻費用9万7299円

 $(4) \times 12$

÷12万6568円 (月額) 37

⑤ 婚姻費用分担後の母子の生活費

=母の基礎収入114万1000円(②) +婚姻費用9万7299円

÷19万2382円 (月額)

→ 婚姻費用分担後の父の生活費(③)の152.00%

(3) 現算定表 (統計資料更新版)

7万円(月額)(算定表23)

(4) 現算定表

6万円 (月額) (表12) 【4~6万円と6~8万円の境界付近】

① 婚姻費用分担後の父の生活費

=父の基礎収入152万円 (養育費の場合に同じ) +父の特別経費91万 600円 (養育費の場合に同じ) -婚姻費用72万円

⇒14万3133円 (月額)

② 婚姻費用分担後の母子の生活費

=母の基礎収入68万2500円 (養育費の場合に同じ) +母の特別経費4

5万3775円(研究会提案資料2)+婚姻費用6万円(①)×12

≑15万4690円

⇒婚姻費用分担後の父の生活費(①)の108.07%

別談	A		
別表 2 0 11 ~ 2 0 11 ~ 2 0 1 1	 金組公職 1 100 000 102 000, 000 13, 000, 000 14, 000, 000 15, 000, 000 15, 000, 000 18, 000, 000 18, 000, 000 19, 000, 000 1 100 000 102 000, 000 13, 000, 000 14, 000, 000 15, 000, 000 1, 000, 000 18, 000, 000 180, 000, 00	### 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	別妻子 2011~2015年 職業費の実収入比の平均値(現算定方式 (44位: 円) (44d: L) (44d

2000 1726 43 42 42 41 40 40 39 39 38 38 37 37 36 36 35 35 34 34 34 33 33 32 32 1925 | 1666 | 41 | 41 | 40 | 40 | 39 | 38 | 38 | 37 | 37 | 37 | 36 | 35 | 35 | 35 | 34 | 34 | 33 | 33 | 32 | 32 | 32 | 31 | 31 1875 | 1625 | 40 | 40 | 39 | 39 | 38 | 37 | 37 | 37 | 36 | 36 | 35 | 35 | 34 | 34 | 33 | 33 | 32 | 32 | 32 | 31 | 31 | 30 | 30 | 3 1850 1604 40 40 39 38 38 37 37 36 36 35 35 34 34 33 33 32 32 32 31 31 30 1825 | 1583 | 40 | 39 | 39 | 38 | 37 | 37 | 36 | 36 | 35 | 35 | 34 | 34 | 33 | 33 | 32 | 32 | 32 | 31 | 31 | 30 | 30 | 30 | 29 1563 39 39 38 37 37 36 36 35 35 34 34 34 33 33 32 32 31 31 31 30 30 30 29 29 1750 1521 38 38 37 37 36 35 35 34 34 34 33 33 32 32 32 31 31 30 30 29 29 29 28 28 28 27 27 27 27 27 26 26 26 26 25 25 25 25 24 24 24 24 24 24

務

収

1800

1725 1500 38 1700 1480 37

1675 1459 37

1650 1438 37

1625 1417 36 1600 1397 36 1575 1376

1550 1355 35 1334 1525

1500 1314 3 1475 1292

1450 1270 33

1425 1249 32

1400 1231 32

1375 1209 32

1350 1188 31

1325 1170 31

1300 1144 30

1275 1118 3

1250 1097 2

1225 1071 29

1200 1175 1023 28

1150 997

1100

1075

1050

1025

1000

975

950

92

87

850

825 705 20

800

775 661 19

1049

976 27 950 26

927 26

900 **2**5

855 24 832 23

811 23

787 22 766 22

722 21

681 20

(2)子どもの人数 (3)子どもの年齢

により算定表を選びます。

26 25 25 25 25 25 5 25 25 24

27 | 26 | 26 <u>17</u>

15 23

22

22

19

19

18

18

18

17

17

16

15

15

14

14

13

13 12

12

12

11

10

10

10

9 9

【権利者の年収/万円】

9

7

26 26 26

26 26 25

新算定表早わかりガイド

(1) まず該当する算定表を選んでください。

現算定表と同じく、(1)婚姻費用・養育費、(2)子どもの数、(3)子どもの年齢により、算定表が分 かれています。子どもの年齢は、現算定表と異なり、0~5歳、6~14歳、15~19歳の3区分です。

② 義務者・権利者の年収に一番近い数字を選び、双方が交差するマスの数字を読み取ってくださ

その数字(万円)が、新算定表の金額です。

なお、算定表は、個別事情をほとんど考慮していませんので、生活実態・事情を考慮して柔軟に定 めることが望まれます。

③ 現算定表(統計資料を更新した最新のもの)の金額を知りたい場合は、新算定表の金額と同じ色 のマスを右上にたどっていき、表の枠外に記載されている数字(下線付)を読み取ってください。 その数字(万円)が、最新の統計資料を用いて更新した現算定表の金額です。

④ 太線以下の収入の義務者については、生活費が最低生活費に満たない可能性がありますので、 養育費・婚姻費用を負担できるか慎重に検討してください。

例えば、義務者の年収が400万円(給与)、権利者の年収が175万円(給与)で、権利者が15歳 の子どもと同居している場合、算定表3を利用し、以下の矢印のように読み取ります。

11 11 11 10 10 10 10 10 10 9 9 9 9 9 9 750 640 18 18 17 17 16 16 15 15 15 14 14 13 13 725 17 16 16 15 15 14 14 14 13 13 12 12 12 12 11 11 11 10 10 10 10 10 9 9 9 9 9 9 9 700 675 582 17 17 16 15 15 14 14 13 13 13 12 12 12 11 11 11 11 10 10 10 10 9 9 9 9 9 8 650 536 16 15 15 14 14 13 13 12 12 12 11 11 11 10 10 10 10 9 9 9 9 9 8 8 8 8 625 8 516 15 15 14 14 13 13 12 12 11 11 11 10 10 10 10 9 600 495 15 14 14 13 12 12 12 11 11 11 10 10 10 9 9 9 9 550 7 6 6 6 6 6 6 6 5 5 7 6 6 6 6 6 6 5 5 5 525 新算定表に基づく養育費 7万円 424 6 6 6 6 6 6 5 5 5 5 500 393 12 12 1 475 373 11 11 10 10 統計資料を更新し た現算定表に基づく養育費 5万円 6 6 6 6 450 425 350 11 11 10 9 9 6 6 5 5 6 6 6 6 400 5 5 5 5 5 5 4 4 4 4 4 375 6 6 6 5 5 5 5 5 4 4 4 4 4 278 9 8 8 7 7 6 6 5 5 5 5 5 4 4 4 4 4 4 2 2 350 4 325 258 8 7 7 6 6 5 5 4 4 4 4 4 27 7 6 6 5 191 6 6 5 5 4 4 4 3 3 3 3 3 3 2 2 5 5 153 5 5 4 4 3 3 3 200 2 175 4 4 4 3 2 2 3 3 2 2 2 2 2 1 150 125 101 3 2 2 2 0 0 0 生活費が最低生活費に満たない可能性がある義務者を示す太線です。 100 80 2 1 1 1 1 1 0 0 1 75 58 2 2 1 1 1 1 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 50 33 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 8 0 58 8 33 80 101 118 153 171 191 221 237 258 278 305 325 350 373 393 424 444 465 495 516 536 564 582 599 622 640 661 681 705 722 746 766 787 811 832 855 50 75 100 125 150 175 200 225 250 275 300 325 350 375 400 425 450 475 500 525 550 575 600 625 650 675 700 725 750 775 800 825 850 875 900 925 950 975 1000

注1: 塗りつぶされたマスを右上にたどって表の枠外に記載された金額が、現算定方式(統計資料更新後)に基づく金額となる

注2:活用すべき資産や能力・機会などを有さない義務者に最低生活費を下回る生活費での生活を強いるべきではない。 なお、太線以下の収入の義務者については、生活費が最低生活費に満たない可能性がある。

なお、太線以下の収入の義務者については、生活質が最低生活質に両にはいい。 : 過大な住宅ローンの負担といった特別事情がある場合に算定額自体を修正する必要があるほか、算定表は、個別事情をほとんど考慮していないので、生活実態・事情 143 / て柔軟に定める

参考 5

提言要旨

養育費・婚姻費用の 新しい簡易な算定方式・算定表に関する提言

提言の概要

養育費・婚姻費用の算定方法(義務者・権利者の可処分所得である基礎収入を生活費指数に応じて配分し求める)を改善し、生活実態に即して適正に算出しようとするもの

- 1 基礎収入(総収入から経費を控除して算出)につき,経費の項目と内容の見直 しにより,基礎収入は,総収入の約6割~7割(住居費も含む) ⇔ 現算定方式・現算定表では4割(住居費が可処分所得に含まれない)
- 2 生活費指数は,義務者・権利者と子どもの生活費をきめ細かに比較して算出 (新算定方式は4段階,新算定表は3段階・39表) ⇔現算定表は2段階・19表

現状の仕組み

1 基礎収入の算定

公租公課

理論値で控除

職業費

統計上の推計で控除

特別経費 (住居費等)

統計上の推計で控除

7

生活費指数

子の生活費指数

0-14歳 55

15-19歳 90

※親の生活費指数を100とした場合

変更点(問題点) 2012.3.15付け意見書で指摘

税率等の改訂 実額で認定可能

控除割合の適正化

(非稼働者のための 支出が含まれていた)

住居費等も 生活保持義務の対象

(住居費等について 生活格差が固定される)

生活実態に即して きめ細やかに区分

提言

理論値を更新

(本来は,給与明細等による実額控除が望ましい)

稼働者のための支出に限定 統計資料を更新

通常の住居費等について特別 経費として一律には控除しない

特別事情の場合に考慮

子の年齢区分を

0-5歳

6-14歳(6-11歳, 12-14歳)

15-19歳

とし、子の人数に応じて生活費 指数を算出

144 / 144